

平成31年2月27日開会

①

平成31年第1回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

平成31年第1回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第2号議案 平成31年度茨城県一般会計予算	1
第3号議案 平成31年度茨城県競輪事業特別会計予算	17
第4号議案 平成31年度茨城県公債管理特別会計予算	19
第5号議案 平成31年度茨城県市町村振興資金特別会計予算	21
第6号議案 平成31年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算	23
第7号議案 平成31年度茨城県立医療大学付属病院特別会計予算	25
第8号議案 平成31年度茨城県国民健康保険特別会計予算	27
第9号議案 平成31年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算	29
第10号議案 平成31年度茨城県中小企業事業資金特別会計予算	31
第11号議案 平成31年度茨城県農業改良資金特別会計予算	33
第12号議案 平成31年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算	35
第13号議案 平成31年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算	37
第14号議案 平成31年度茨城県港湾事業特別会計予算	39
第15号議案 平成31年度茨城県都市計画事業土地地区画整理事業特別会計予算	41
第16号議案 平成31年度茨城県病院事業会計予算	43
第17号議案 平成31年度茨城県水道事業会計予算	47
第18号議案 平成31年度茨城県工業用水道事業会計予算	50
第19号議案 平成31年度茨城県地域振興事業会計予算	52
第20号議案 平成31年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算	54
第21号議案 平成31年度茨城県流域下水道事業会計予算	56
第22号議案 茨城県行政組織条例の一部を改正する条例	59
第23号議案 職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例	60
第24号議案 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例	61
第25号議案 職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	62
第26号議案 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例	63
第27号議案 茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例	143
第28号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	144
第29号議案 茨城県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	148
第30号議案 茨城県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例	150
第31号議案 茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	151
第32号議案 水道法に基づき専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例	158
第33号議案 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	159
第34号議案 介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	160
第35号議案 茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	161
第36号議案 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例	162
第37号議案 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	163
第38号議案 茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	164

第39号議案	茨城県立産業技術短期大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	165
第40号議案	茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	166
第41号議案	茨城県立笠間陶芸大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	181
第42号議案	茨城県建築基準条例の一部を改正する条例	183
第43号議案	茨城県工業用水道条例の一部を改正する条例	184
第44号議案	茨城県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	185
第45号議案	茨城県水上安全条例の一部を改正する条例	186
第46号議案	包括外部監査契約の締結について	188
第47号議案	霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について	189

予 算

第 2 号議案

平成31年度 茨城県一般会計予算

平成31年度茨城県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,135,713,467千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第14款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

平成31年 2 月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 386,451,562
	1 県 民 税	128,565,045
	2 事 業 税	87,748,280
	3 地 方 消 費 税	69,975,189
	4 不 動 産 取 得 税	5,951,938
	5 県 た ば こ 税	3,304,931
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	2,528,050
	7 自 動 車 取 得 税	2,475,506
	8 軽 油 引 取 税	32,918,246
	9 自 動 車 税	51,663,354
	10 鉦 区 税	4,229
	11 核 燃 料 等 取 扱 税	1,275,289
	12 狩 猟 税	41,145
	13 旧 法 に よ る 税	360
2 地 方 消 費 税 清 算 金		112,999,586
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	112,999,586
3 地 方 譲 与 税		51,824,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	47,332,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	4,009,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	166,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	257,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	59,400

	6 航空機燃料譲与税	600
4 地方特例交付金		3,891,000
	1 地方特例交付金	2,001,000
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	1,890,000
5 地方交付税		185,970,000
	1 地方交付税	185,970,000
6 交通安全対策特別交付金		789,000
	1 交通安全対策特別交付金	789,000
7 分担金及び負担金		8,899,026
	1 分担金	559,807
	2 負担金	8,339,219
8 使用料及び手数料		17,718,292
	1 使用料	12,386,490
	2 手数料	211,404
	3 証紙収入	5,120,398
9 国庫支出金		131,277,768
	1 国庫負担金	49,740,290
	2 国庫補助金	78,028,291
	3 委託金	3,509,187
10 財産収入		1,959,704
	1 財産運用収入	1,068,257
	2 財産売却収入	891,447
11 寄附金		137,582
	1 寄附金	137,582
12 繰入金		25,755,356

	1 特別会計繰入金	1,221,609
	2 基金繰入金	24,533,747
13 繰越金		5,000,000
	1 繰越金	5,000,000
14 諸収入		85,389,891
	1 延滞金, 加算金及び過料	682,339
	2 県預金利子	12,585
	3 公営企業貸付金元利収入	53,345
	4 貸付金元利収入	65,532,102
	5 受託事業収入	5,829,608
	6 収益事業収入	8,896,807
	7 雑収入	4,383,105
15 県債		117,650,700
	1 県債	117,650,700
歳入合計		1,135,713,467

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,691,505
	1 議 会 費	1,691,505
2 総 務 費		38,395,914
	1 総 務 管 理 費	22,031,019
	2 徴 税 費	12,363,613
	3 市 町 村 振 興 費	2,164,646
	4 選 挙 費	1,327,832
	5 人 事 委 員 会 費	137,076
	6 監 査 委 員 費	171,728
	7 諸 費	200,000
3 企 画 開 発 費		11,238,769
	1 企 画 費	7,983,317
	2 開 発 費	2,568,877
	3 統 計 調 査 費	686,575
4 生 活 環 境 費		11,159,763
	1 生 活 文 化 費	3,421,436
	2 防 災 費	1,426,078
	3 環 境 保 全 費	5,307,643
	4 災 害 救 助 費	1,004,606
5 保 健 福 祉 費		212,004,088
	1 厚 生 総 務 費	113,726,187
	2 生 活 保 護 費	5,056,264
	3 児 童 福 祉 費	38,612,807

	4 障 害 福 祉 費	28,178,141
	5 保 健 所 費	2,024,146
	6 医 藥 費	9,030,516
	7 環 境 衛 生 費	4,155,175
	8 公 衆 衛 生 費	11,220,852
6 勞 働 費		2,798,826
	1 勞 働 政 策 費	776,097
	2 職 業 能 力 開 発 費	1,893,176
	3 勞 働 委 員 会 費	129,553
7 農 林 水 産 業 費		43,946,432
	1 農 業 費	11,610,254
	2 畜 産 業 費	2,764,421
	3 林 業 費	5,777,481
	4 水 産 業 費	6,024,297
	5 農 地 費	17,769,979
8 商 工 費		82,079,944
	1 産 業 政 策 費	52,126,273
	2 技 術 革 新 費	1,449,624
	3 中 小 企 業 費	2,738,858
	4 観 光 物 産 費	2,104,375
	5 立 地 推 進 費	23,660,814
9 土 木 費		113,206,308
	1 土 木 管 理 費	3,094,788
	2 道 路 橋 梁 費	67,405,201
	3 河 川 海 岸 費	17,519,138

	4 港 灣 費	9,281,551
	5 都 市 計 画 費	12,088,340
	6 住 宅 費	3,817,290
10 警 察 費		62,133,271
	1 警 察 管 理 費	56,266,726
	2 警 察 活 動 費	5,866,545
11 教 育 費		274,791,255
	1 教 育 総 務 費	51,910,816
	2 小 学 校 費	82,712,185
	3 中 学 校 費	46,258,551
	4 高 等 学 校 費	59,187,755
	5 特 別 支 援 学 校 費	23,942,866
	6 社 会 教 育 費	3,228,774
	7 保 健 体 育 費	7,550,308
12 災 害 復 旧 費		816,395
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	166,713
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	649,682
13 公 債 費		147,515,489
	1 公 債 費	147,515,489
14 諸 支 出 金		133,635,508
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,771,052
	2 自動車取得税交付金	1,646,212
	3 利子割交付金	497,559
	4 利子割精算金	1
	5 地方消費税清算金	68,157,607

	6 地方消費税交付金	57,286,234
	7 配当割交付金	1,777,870
	8 株式等譲渡所得割交付金	1,602,506
	9 環境性能割交付金	602,860
	10 公営企業貸付金	293,607
15 予備費		300,000
	1 予備費	300,000
歳出合計		1,135,713,467

第2表 債務負担行為
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地 方 債 証 券 共 同 発 行 連 帯 債 務	他の地方公共団体と共同して証券を発行する地方債について、当該団体と連帯して償還及び利子の支払をなす義務を負う。	自 平成31年度 至 平成41年度	元金1,207,000,000千円及びこれに対する利子相当額
環 境 保 全 施 設 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設資金融資制度に基づき、金融機関が中小企業者等に対し、平成31年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 平成32年度 至 平成38年度	融資総額10億4,223万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設資金融資制度要項に定める利子補給率を乗じて得た額
環 境 保 全 施 設 整 備 資 金 利 子 補 給	茨城県環境保全施設整備資金利子補給制度に基づき、政府系金融機関が中小企業者に対し、平成31年度において資金を貸し付けたときは、県は当該中小企業者に対し利子補給する。	自 平成32年度 至 平成46年度	融資総額2,500万円の融資残高に対し、茨城県環境保全施設整備資金利子補給金交付要項に定める利子補給率を乗じて得た額
が ん 先 進 医 療 費 利 子 補 給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 平成32年度 至 平成38年度	融資総額1,500万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
地 域 医 療 医 師 修 学 資 金 貸 与 契 約	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	自 平成32年度 至 平成36年度	1,549,200千円
医 師 教 育 資 金 利 子 補 給	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	自 平成32年度 至 平成37年度	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
医 師 海 外 派 遣 事 業 費 用 負 担 協 定	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学長と協定を締結する。	自 平成32年度 至 平成33年度	10,940千円
創 業 支 援 融 資 損 失 補 償	創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成31年度 至 平成46年度	19,000千円
女 性 ・ 若 者 ・ 障 害 者 創 業 支 援 融 資 損 失 補 償	女性・若者・障害者創業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成31年度 至 平成46年度	7,000千円

新分野進出等支援 融資損失補償	新分野進出等支援融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成31年度 至 平成46年度	20,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧パワーアップ融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成31年度 至 平成46年度	142,000千円
パワーアップ 融資損失補償	パワーアップ融資（旧セーフティネット融資）制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成31年度 至 平成43年度	71,000千円
再生支援融資 損失補償	再生支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成31年度 至 平成46年度	30,000千円
災害対策融資 損失補償	災害対策融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成31年度 至 平成46年度	88,000千円
借換融資 損失補償	借換融資制度及び小規模企業支援融資制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成31年度 至 平成46年度	112,000千円
失業者等生活資金 融資損失補償	失業者等生活資金融資制度に基づき、日本労働者信用基金協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自 平成31年度 至 平成37年度	3,750千円
緊急雇用対策訓練 業務委託契約	介護福祉士養成訓練業務等に係る委託契約を締結する。	自 平成32年度 至 平成33年度	81,675千円
緊急雇用対策訓練 業務委託契約	調理師養成訓練業務及び農業実践訓練業務に係る委託契約を締結する。	平成32年度	3,245千円

つくば創業プラザの管理運営に係る協定	つくば創業プラザの管理運営に係る協定を株式会社つくば研究支援センターと締結する。	平成32年度	4,834千円
野菜価格安定対策事業費補助	公益社団法人茨城県農林振興公社が、農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足が生じた場合、県が公社に対し、平成31年度における県の必要造成計画額と国が定める最低現金保有額との差額を限度とし、その不足額を補助する。	自平成31年度 至平成32年度	153,444千円
農業近代化資金利子補給	農業近代化資金融通法に基づき、金融機関が農業者等に対し、平成31年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自平成32年度 至平成51年度	融資総額17億円の融資残高に対し、茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程第3条に規定する率を乗じて得た額
農業経営負担軽減支援資金利子補給	茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業者に対し、平成31年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自平成32年度 至平成46年度	融資総額2千万円の融資残高に対し、茨城県農業経営負担軽減支援資金利子補給金交付要項第2条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等利子補給（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、金融機関が被害農業者等に対し、平成31年度において5億円の範囲内で経営資金等を貸し付けたときは、県は市町村が当該金融機関に対し利子補給した額の一部を補助する。	自平成32年度 至平成43年度	融資総額5億円の融資残高に対し、茨城県農林漁業災害対策特別措置条例施行規則第3条に規定する率を乗じて得た額
農作物災害経営資金等損失補償（現年災分）	茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づき、被害農業者等に対し、経営資金を貸し付けた金融機関に損失が生じたときは、県は市町村が当該金融機関に対し損失補償した額の一部を補助する。	平成34年度以降	200,000千円
農業ビジネス保証制度融資損失補償	農業ビジネス保証制度に基づき、茨城県信用保証協会が保証した債務によって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の契約を当該協会と締結する。	自平成31年度 至平成51年度	12,500千円
外国人労働者等住環境整備資金利子補給	茨城県外国人労働者等住環境整備資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が農業法人等に対し、平成31年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自平成32年度 至平成46年度	融資総額3億円の融資残高に対し、茨城県外国人労働者等住環境整備資金利子補給金交付要項に規定する率を乗じて得た額

漁業近代化資金等 利子補給	漁業近代化資金融通法に基づき、金融機関が漁業者等に対し、平成31年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 平成32年度 至 平成54年度	融資総額 8 億円の融資残高に対し、茨城県漁業近代化資金等利子補給金交付要項第 3 条に規定する率を乗じて得た額
水産加工経営改善 促進資金利子補給	茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項に基づき、金融機関が水産加工業者に対し、平成31年度において資金を貸し付けたときは、県は当該金融機関に対し利子補給する。	自 平成32年度 至 平成34年度	融資総額 1 億円の融資残高に対し、茨城県水産加工経営改善促進資金利子補給金交付要項第 4 条に規定する率を乗じて得た額
県営かんがい排水 事業工事請負契約	猿島西部用水機場 2 期地区の電気設備工事に係る工事請負契約を締結する。	平成 32 年度	200,000千円
地方道路整備 工事請負契約	一般国道245号，東海村村松地内の新川橋外 3 箇所の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	平成 32 年度	3,200,000千円
地方道路整備 工事請負契約	一般国道118号，大子町北田気地内の北田気大橋（仮称）の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	自 平成32年度 至 平成33年度	1,900,000千円
合併市町村 幹線道路緊急整備 支援事業 工事請負契約	石岡市道 B3760号線，石岡市上曾地内及び桜川市道 M2753号線，桜川市真壁町山尾地内の上曾トンネル（仮称）の合併市町村幹線道路緊急整備に係る工事請負契約を締結する。	自 平成32年度 至 平成34年度	9,190,000千円
橋梁補修 費用負担契約	一般国道294号，筑西市菅谷地内の神明大橋の橋梁補修に係る費用負担について、東日本旅客鉄道株式会社水戸支社長と契約を締結する。	平成 32 年度	75,000千円
県営住宅建設 工事請負契約	都和アパートの建設に係る工事請負契約を締結する。	平成 32 年度	232,120千円
被災住宅復興支援 利子補給	市町村が被災住宅の補修等に係る借入をする者に対し、利子補給したときは、県は市町村に対し利子補給した額の一部を補助する。	自 平成32年度 至 平成36年度	11,717千円
自然博物館展覧会 開催業務委託契約	自然博物館の展覧会開催業務に係る委託契約を締結する。	平成 32 年度	1,100千円

<p>警察職員宿舎整備 運営事業損失補償</p>	<p>県が選定した事業者が警察職員宿舎の入居率が90%に満たないことによって損失が生じたときは、県がその損失を補償する旨の協定を当該事業者と締結する。</p>	<p>自 平成33年度 至 平成62年度</p>	<p>総戸数の家賃総額に入居補償率90%を乗じて得た額から入居戸数の家賃総額を除いた額</p>
------------------------------	---	------------------------------	---

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業	406,100	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金については、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内 （据置期間を含む。）
水産基盤整備事業	593,300			
湛水防除事業	75,400			
土地改良事業	2,844,300			
河川事業	11,461,200			
海岸整備事業	267,100			
砂防事業	110,800			
急傾斜地崩壊対策事業	213,000			
港湾整備事業	659,100			
道路橋梁整備事業	20,559,900			
街路事業	4,649,400			
放課後児童クラブ整備事業	280,400			
産業技術専門学院整備事業	36,500			
栽培漁業センター施設整備事業	25,200			
体育施設整備事業	111,500			
公営住宅建設事業	674,300			
過年補助災害復旧事業	20,500			
現年補助災害復旧事業	189,300			
現年直轄災害復旧事業	146,200			
単独災害復旧事業	173,300			
児童福祉施設整備事業	55,600			
老人福祉施設整備事業	2,248,000			
障害福祉施設整備事業	321,300			
県庁舎等整備事業	1,254,800			

交通安全施設整備事業	724,000			
警察施設整備事業	1,776,200			
公園事業	592,500			
高校整備事業	1,790,900			
文化施設整備事業	192,700			
社会教育施設整備事業	107,300			
特別支援学校整備事業	746,500			
空港周辺整備事業	22,900			
地域鉄道設備等整備事業	24,600			
災害救助対策事業	19,800			
被災者生活再建支援基金出資金	843,300			
観光施設整備事業	32,900			
消防施設整備事業	15,600			
農業大学校施設整備事業	27,000			
農業総合センター施設整備事業	87,900			
農業改良普及センター施設整備事業	17,300			
原種苗センター整備事業	28,300			
園芸リサイクルセンター整備事業	30,100			
園芸種苗センター施設整備事業	23,100			
畜産センター施設整備事業	50,800			
家畜保健衛生所施設整備事業	29,700			
水産試験場施設整備事業	192,900			
地域活性化事業	1,231,100			
防災対策事業	353,300			
合併特例事業	1,854,800			
地方道路等整備事業	3,067,500			
緊急防災・減災事業	440,600			

上水道事業出資金	911,000	}	}	40年以内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	55,000,000			30年以内 (据置期間を含む。)
災害援護資金貸付金	39,600	普通貸借	無利子	15年以内 (据置期間を含む。)
合計	117,650,700			

第3号議案

平成31年度 茨城県競輪事業特別会計予算

平成31年度茨城県競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,897,863千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 収 入		11,897,863 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 収 入	11,239,556
	2 繰 入 金	228,603
	3 繰 越 金	429,704
歳 入 合 計		11,897,863

歳 出

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 支 出		11,897,863 ^{千円}
	1 競 輪 事 業 費	11,448,199
	2 積 立 金	3,262
	3 繰 出 金	100,000
	4 予 備 費	346,402
歳 出 合 計		11,897,863

第2表 債務負担行為

(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
取 手 競 輪 場 競 走 路 改 修 等 工 事 請 負 契 約	取手競輪場の競走路舗装改修及び第3・第4スタンドの屋根下面部塗装剥離に係る工事請負契約を締結する。	平 成 32 年 度	98,033千円

第4号議案

平成31年度 茨城県公債管理特別会計予算

平成31年度茨城県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ218,990,891千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般会計借換債	千円 175,984,300	債券発行又は普通貸借（他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額）	年利5.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。）
計	175,984,300			

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		218,990,891 ^{千円}
	1 財 産 収 入	125,051
	2 繰 入 金	42,881,540
	3 県 債	175,984,300
歳 入 合 計		218,990,891

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 管 理 支 出		218,990,891 ^{千円}
	1 公 債 費	218,990,891
歳 出 合 計		218,990,891

第5号議案

平成31年度 茨城県市町村振興資金特別会計予算

平成31年度茨城県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,049,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		1,049,000 ^{千円}
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	1,048,999
歳 入 合 計		1,049,000

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 支 出		1,049,000 ^{千円}
	1 市 町 村 振 興 資 金 支 出	800,000
	2 繰 出 金	248,000
	3 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		1,049,000

第 6 号議案

平成31年度 茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計予算

平成31年度茨城県鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,635,112千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
神 栖 総 合 公 園 整 備 事 業	千円 35,500	債券発行又は 普通貸借	年 利 5.0 パ ー セ ン ト 以 内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	30 年 以 内 (据置期間を含む。)
県 立 カ シ マ サ ッ カ ー ス タ ジ ア ム 整 備 事 業	1,392,100			
計	1,427,600			

平成31年 2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 鹿島臨海工業地帯 造成事業収入		3,635,112 ^{千円}
	1 事業収入	301,650
	2 財産収入	541,242
	3 繰入金	13,269
	4 繰越金	955,011
	5 諸収入	395,934
	6 県債	1,427,600
	7 使用料	406
歳入合計		3,635,112

歳 出

款	項	金 額
1 鹿島臨海工業地帯 造成事業費		3,635,112 ^{千円}
	1 鹿島開発事業費	1,621,949
	2 公債費	2,003,163
	3 予備費	10,000
歳出合計		3,635,112

第7号議案

平成31年度 茨城県立医療大学付属病院特別会計予算

平成31年度茨城県立医療大学付属病院特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,996,522千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立医療大学付属病院整備事業	千円 95,900	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
計	95,900			

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県立医療大学 付属病院収入		2,996,522 ^{千円}
	1 使用料及び手数料	1,743,013
	2 財産収入	5,891
	3 繰入金	1,108,811
	4 繰越金	25,158
	5 諸収入	17,749
	6 県債	95,900
歳入合計		2,996,522

歳 出

款	項	金 額
1 県立医療大学 付属病院費		2,996,522 ^{千円}
	1 病院運営費	2,498,523
	2 研究研修費	30,954
	3 公債費	464,545
	4 予備費	2,500
歳出合計		2,996,522

第 8 号議案

平成31年度 茨城県国民健康保険特別会計予算

平成31年度茨城県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ254,001,067千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成31年 2 月 27 日 提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険収入		254,001,067 ^{千円}
	1 負担金	86,443,337
	2 国庫支出金	73,956,568
	3 財産収入	13,174
	4 繰入金	16,986,391
	5 繰越金	300
	6 諸収入	76,601,297
歳入合計		254,001,067

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険費		254,001,067 ^{千円}
	1 国民健康保険費	253,987,793
	2 積立金	13,174
	3 予備費	100
歳出合計		254,001,067

第9号議案

平成31年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

平成31年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ186,322千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子・父子・寡婦福祉貸付資金	16,699 <small>千</small>	普通貸借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項、第4項及び第6項並びに同法施行規則第12条の規定による。
計	16,699			

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉貸付金収入		186,322 ^{千円}
	1 繰入金	11,910
	2 貸付返納金	111,646
	3 繰越金	46,053
	4 諸収入	14
	5 県債	16,699
歳入合計		186,322

歳 出

款	項	金 額
1 母子・父子・寡婦福祉貸付金支出		186,322 ^{千円}
	1 母子・父子・寡婦福祉貸付費	186,317
	2 予備費	5
歳出合計		186,322

第10号議案

平成31年度 茨城県中小企業事業資金特別会計予算

平成31年度茨城県中小企業事業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,725,997千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 収 入		2,725,997 ^{千円}
	1 繰 入 金	13,778
	2 繰 越 金	443,007
	3 諸 収 入	2,269,212
歳 入 合 計		2,725,997

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出		2,725,997 ^{千円}
	1 中 小 企 業 事 業 資 金 支 出	2,716,897
	2 予 備 費	9,100
歳 出 合 計		2,725,997

第11号議案

平成31年度 茨城県農業改良資金特別会計予算

平成31年度茨城県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65,822千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		65,822 ^{千円}
	1 繰 入 金	4,473
	2 繰 越 金	233
	3 諸 収 入	61,116
歳 入 合 計		65,822

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 支 出		65,822 ^{千円}
	1 貸 付 金 勘 定 支 出	61,335
	2 業 務 勘 定 支 出	4,479
	3 予 備 費	8
歳 出 合 計		65,822

第12号議案

平成31年度 茨城県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成31年度茨城県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92,378千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金収入		92,378 ^{千円}
	1 繰入金	1,378
	2 繰越金	90,001
	3 諸収入	999
歳入合計		92,378

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業 改善資金支出		92,378 ^{千円}
	1 貸付金勘定支出	90,000
	2 業務勘定支出	1,378
	3 予備費	1,000
歳出合計		92,378

第13号議案

平成31年度 茨城県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成31年度茨城県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,463千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金収入		71,463 ^{千円}
	1 繰 入 金	1,459
	2 繰 越 金	33,047
	3 諸 収 入	36,957
歳 入 合 計		71,463

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金支出		71,463 ^{千円}
	1 貸 付 金 勘 定 支 出	70,000
	2 業 務 勘 定 支 出	1,459
	3 予 備 費	4
歳 出 合 計		71,463

第14号議案

平成31年度 茨城県港湾事業特別会計予算

平成31年度茨城県港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,017,901千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	千円 12,803,900	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)
計	12,803,900			

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 収 入		35,017,901 ^{千円}
	1 使 用 料	1,580,030
	2 財 産 収 入	352,703
	3 繰 入 金	2,202,340
	4 繰 越 金	2,000
	5 諸 収 入	18,076,928
	6 県 債	12,803,900
歳 入 合 計		35,017,901

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 事 業 費		35,017,901 ^{千円}
	1 港 湾 総 務 費	183,300
	2 港 湾 管 理 費	1,636,628
	3 港 湾 振 興 費	37,172
	4 港 湾 建 設 費	21,284,006
	5 公 債 費	11,874,795
	6 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		35,017,901

第15号議案

平成31年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

平成31年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ64,773,882千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次による。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	千円 3,852,600	債券発行又は普通貸借	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
土地区画整理関連事業	34,405,700			
計	38,258,300			

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 土地区画整理事業収入		64,773,882 ^{千円}
	1 使用料及び手数料	25
	2 国庫支出金	2,023,500
	3 負担金	531,128
	4 財産収入	14,152,409
	5 繰入金	8,439,809
	6 繰越金	548,624
	7 諸収入	820,087
	8 県債	38,258,300
歳 入 合 計		64,773,882

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		64,773,882 ^{千円}
	1 T X 沿線開発事業費	47,502,324
	2 島名・福田坪開発事業費	4,825,080
	3 上河原崎・中西開発事業費	6,059,030
	4 阿見・吉原開発事業費	6,387,448
歳 出 合 計		64,773,882

第16号議案

平成31年度 茨城県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度茨城県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 中央病院事業

(1) 病床数

一般病床数	475床
結核病床数	25床
計	500床

(2) 患者数

入院	1日平均	415人	年間	151,890人
外来	1日平均	1,021人	年間	249,124人

2 こころの医療センター事業

(1) 病床数

精神病床数	537床 (稼働病床数276床)
-------	------------------

(2) 患者数

入院	1日平均	241人	年間	88,206人
外来	1日平均	314人	年間	76,616人

3 こども病院事業

(1) 病床数

一般病床数	115床
-------	------

(2) 患者数

入院	1日平均	109人	年間	39,894人
外来	1日平均	215人	年間	52,460人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 本庁事業収益	120,675千円
第1項 医業外収益	120,675千円
第2款 中央病院事業収益	19,672,110千円
第1項 医業収益	16,430,566千円
第2項 医業外収益	3,231,544千円
第3項 特別利益	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業収益	4,211,944千円
第1項 医業収益	3,188,290千円
第2項 医業外収益	1,022,654千円

第3項 特別利益	1,000千円
第4款 こども病院事業収益	1,473,700千円
第1項 医業収益	35,251千円
第2項 医業外収益	1,437,449千円
第3項 特別利益	1,000千円
支 出	
第1款 本庁事業費用	120,675千円
第1項 医業費用	120,665千円
第2項 医業外費用	10千円
第2款 中央病院事業費用	19,533,522千円
第1項 医業費用	19,351,599千円
第2項 医業外費用	161,923千円
第3項 特別損失	10,000千円
第4項 予備費	10,000千円
第3款 こころの医療センター事業費用	4,210,257千円
第1項 医業費用	4,146,483千円
第2項 医業外費用	58,774千円
第3項 特別損失	4,000千円
第4項 予備費	1,000千円
第4款 こども病院事業費用	1,313,588千円
第1項 医業費用	1,243,709千円
第2項 医業外費用	67,879千円
第3項 特別損失	1,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,365,862千円は、過年度分損益勘定留保資金646,263千円及び当年度分損益勘定留保資金719,599千円で補てんする。)

収 入	
第1款 中央病院資本的収入	1,263,535千円
第1項 企業債	656,200千円
第2項 負担金	597,335千円
第3項 諸収入	10,000千円
第2款 こころの医療センター資本的収入	191,575千円
第1項 企業債	53,600千円
第2項 負担金	137,975千円
第3款 こども病院資本的収入	766,879千円
第1項 企業債	415,200千円
第2項 負担金	351,679千円

支 出

第1款 中央病院資本的支出	2,191,893千円
第1項 建設改良費	1,074,146千円
第2項 償還金	1,111,987千円
第3項 投資	5,760千円
第2款 こころの医療センター資本的支出	334,090千円
第1項 建設改良費	57,557千円
第2項 償還金	276,353千円
第3項 投資	180千円
第3款 こども病院資本的支出	1,061,868千円
第1項 建設改良費	415,264千円
第2項 償還金	646,604千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立中央病院整備事業	656,200 <small>千円</small>	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
県立こころの医療センター整備事業	53,600			
県立こども病院整備事業	415,200			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医薬費用及び医薬外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費等 13,243,423千円
- (2) 交際費 610千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

1 中央病院事業	
薬品	2,900,176千円
給食材料	113,409千円
燃料	57,542千円

計	3,071,127千円
2 ころの医療センター事業	
薬品	167,862千円
診療材料	34,077千円
燃料	941千円
計	202,880千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療機器	X線循環器診断装置	1台

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第17号議案

平成31年度 茨城県水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度茨城県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	33市町村 2企業団
(2) 年間総給水量	138,378,012m ³
(3) 1日平均給水量	378,082m ³
(4) 建設改良費	
県南広域水道事業	7,406,940千円
鹿行広域水道事業	888,426千円
県西広域水道事業	3,002,721千円
県中央広域水道事業	730,910千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	19,505,802千円
第1項 営業収益	17,300,639千円
第2項 営業外収益	2,181,397千円
第3項 特別利益	23,766千円
支 出	
第1款 事業費用	18,220,605千円
第1項 営業費用	17,213,260千円
第2項 営業外費用	971,179千円
第3項 特別損失	24,166千円
第4項 予備費	12,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,007,755千円は、過年度分損益勘定留保資金8,264,017千円、当年度分消費税等資本的収支調整額558,884千円及び建設改良積立金184,854千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	6,080,822千円
第1項 国庫補助金	1,312,381千円
第2項 企業債	3,110,500千円
第3項 出資金	911,000千円
第4項 負担金	288,785千円
第5項 他会計補助金	164,549千円

第6項 長期借入金	293,607千円
支 出	
第1款 資本的支出	15,088,577千円
第1項 建設改良費	12,028,997千円
第2項 資産購入費	149,266千円
第3項 償 還 金	2,851,175千円
第4項 補助金返還金	59,139千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県南広域水道建設事業工事請負契約	自 平成32年度 至 平成33年度	1,340,000 ^{千円}
県南広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	平成32年度	118,757
鹿行広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	平成32年度	68,101
県西広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	平成32年度	44,660
県中央広域水道事業浄水処理関連業務委託契約	平成32年度	51,744

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
水 道 事 業	3,110,500 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 職員給与費等 | 991,418千円 |
| (2) 交 際 費 | 478千円 |

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成及び建設補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、311,392千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、436,000千円と定める。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第18号議案

平成31年度 茨城県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度茨城県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	255事業所
(2) 年間総給水量	326,459,744m ³
(3) 1日平均給水量	891,967m ³
(4) 建設改良費	
那珂川工業用水道事業	257,398千円
鹿島工業用水道事業	2,499,431千円
県南西広域工業用水道事業	1,614,044千円
県央広域工業用水道事業	100,008千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	13,531,091千円
第1項 営業収益	12,132,750千円
第2項 営業外収益	1,398,341千円
支 出	
第1款 事業費用	11,491,801千円
第1項 営業費用	10,605,926千円
第2項 営業外費用	875,375千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,749,343千円は、過年度分損益勘定留保資金5,455,719千円、当年度分消費税等資本的収支調整額194,144千円及び建設改良積立金99,480千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	2,377,777千円
第1項 国庫補助金	416,300千円
第2項 企業債	1,629,600千円
第3項 負担金	331,877千円
支 出	
第1款 資本的支出	8,127,120千円
第1項 建設改良費	4,470,881千円

第2項 資産購入費	11,416千円
第3項 償還金	3,323,577千円
第4項 基金積立金	321,246千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業	千円 1,629,600	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 職員給与費等 | 669,024千円 |
| (2) 交際費 | 296千円 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、64,000千円と定める。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第19号議案

平成31年度 茨城県地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度茨城県地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 格納庫事業	
賃貸収益	41,422千円
賃貸棟数	2棟
(2) 土地造成事業	
稲敷土地造成事業	
土地造成費	65,785千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 格納庫事業収益	42,926千円
第1項 営業収益	42,904千円
第2項 営業外収益	22千円
第2款 土地造成事業収益	56,369千円
第1項 営業収益	56,132千円
第2項 営業外収益	237千円
支 出	
第1款 格納庫事業費用	38,956千円
第1項 営業費用	36,491千円
第2項 営業外費用	1,865千円
第3項 特別損失	100千円
第4項 予備費	500千円
第2款 土地造成事業費用	42,778千円
第1項 営業費用	41,383千円
第2項 営業外費用	195千円
第3項 特別損失	200千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額65,785千円は、過年度分損益勘定留保資金65,785千円で補てんする。)

支 出	
第1款 土地造成事業資本的支出	65,785千円
第1項 土地造成費	65,785千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|------------|----------|
| (1) 職員給与費等 | 20,816千円 |
| (2) 交 際 費 | 11千円 |

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第20号議案

平成31年度 茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度茨城県鹿島臨海都市計画下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 年間総処理水量 | 44,911,231m ³ |
| (2) 1日平均処理水量 | 123,044m ³ |
| (3) 処理区域 | 神の池東部地区, 神の池西部地区, 波崎地区 |
| (4) 建設改良費 | 1,235,952千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	3,497,151千円
第1項 営業収益	3,008,665千円
第2項 営業外収益	488,462千円
第3項 特別利益	24千円

支 出	
第1款 事業費用	3,175,905千円
第1項 営業費用	3,108,477千円
第2項 営業外費用	66,318千円
第3項 特別損失	110千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,178,599千円は、過年度分損益勘定留保資金1,105,265千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額73,334千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	448,210千円
第1項 国庫補助金	415,200千円
第2項 負担金	33,000千円
第3項 固定資産売却代金	10千円

支 出	
第1款 資本的支出	1,626,809千円
第1項 建設改良費	1,235,952千円
第2項 資産購入費	31,285千円
第3項 償還金	359,572千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
鹿島臨海都市計画下水道工事請負契約	平成32年度	924,000 ^{千円}

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 職員給与費等 | 172,830千円 |
| (2) 交 際 費 | 30千円 |

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第21号議案

平成31年度 茨城県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度茨城県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量	127,899,000m ³
(2) 1日平均処理水量	350,408m ³
(3) 流域関連市町村数	30市町村
(4) 建設改良費	3,427,463千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	17,506,577千円
第1項 営業収益	8,116,773千円
第2項 営業外収益	9,294,108千円
第3項 特別利益	95,696千円
支 出	
第1款 事業費用	17,498,754千円
第1項 営業費用	16,933,565千円
第2項 営業外費用	461,664千円
第3項 特別損失	95,525千円
第4項 予備費	8,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,131,871千円は、過年度分損益勘定留保資金1,434,584千円、当年度分損益勘定留保資金654,373千円及び当年度分消費税等資本的収支調整額42,914千円で補てんする。)

収 入	
第1款 資本的収入	4,005,923千円
第1項 国庫補助金	1,798,161千円
第2項 企業債	1,294,500千円
第3項 負担金	735,960千円
第4項 固定資産売却代金	80千円
第5項 関連事業収入	177,222千円
支 出	
第1款 資本的支出	6,137,794千円
第1項 建設改良費	3,427,463千円
第2項 資産購入費	31,257千円
第3項 償還金	2,543,234千円

第4項 基金積立金

135,840千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
霞ヶ浦常南流域下水道工事請負契約	自 平成32年度 至 平成33年度	1,758,760 ^{千円}
霞ヶ浦湖北流域下水道工事請負契約	平成32年度	407,000
那珂久慈流域下水道工事請負契約	平成32年度	562,495
利根左岸さしま流域下水道工事請負契約	平成32年度	80,700
鬼怒小貝流域下水道工事請負契約	平成32年度	309,600
小貝川東部流域下水道工事請負契約	平成32年度	91,000
那珂久慈ブロック広域汚泥処理工事請負契約	平成32年度	486,996

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業	1,294,500 ^{千円}	1 債券発行又は普通貸借 2 事業等の都合により翌 年度に繰り延べて起債 することができる。	年利5.0パー セント以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	40年以内 (据置期間を含む。)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費等 516,209千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,734,251千円である。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

条例・その他

第22号議案

茨城県行政組織条例の一部を改正する条例

茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号イ中「県外及び」を削る。

第9条の4第2項を削る。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第23号議案

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和26年茨城県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「外」を「ほか,」に,「任命権者」を「,任命権者」に改める。

別記様式中「平成」を削る。

(茨城県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 茨城県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年茨城県条例第31号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」を削る。

(茨城県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 茨城県地方警察職員の服務の宣誓に関する条例(昭和29年茨城県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第4条中「外」を「ほか」に改める。

別記様式中「平成」を削る。

付 則

この条例は,公布の日から施行する。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第24号議案

職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間に関する条例（昭和26年茨城県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第6条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務）

第7条 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該勤務をすることを命ずることができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第15条及び第16条第5項中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改める。

（市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例の一部改正）

3 市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例（昭和46年茨城県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第8条」を「第9条」に、「第10条」を「第11条」に改める。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第25号議案

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年茨城県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められた課程を含むものとする。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第26号議案

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

(茨城県都市公園条例の一部改正)

第1条 茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2 (1) 公園施設を設ける場合の表から(4) 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の表までの規定を次のように改める。

(1) 公園施設を設ける場合

公園施設の種類	使用期間	単位	金額(単位円)
売店	1年以上の場合	1平方メートル 1月につき	27
	1月以上 1年未満の場合	1平方メートル 1日につき	34
	1月未満の場合	1平方メートル 1日につき	40
宿泊施設	1年以上の場合	1平方メートル 1月につき	27
	1月以上 1年未満の場合	1平方メートル 1日につき	34
	1月未満の場合	1平方メートル 1日につき	40
飲食店	1年以上の場合	1平方メートル 1月につき	27
	1月以上 1年未満の場合	1平方メートル 1日につき	34
	1月未満の場合	1平方メートル 1日につき	40
法第2条第2項第5号に規定する運動施設	1年以上の場合	1平方メートル 1月につき	27
	1月以上 1年未満の場合	1平方メートル 1日につき	34
	1月未満の場合	1平方メートル 1日につき	40
法第2条第2項第8号に規定する管理施設	1年以上の場合	1平方メートル 1月につき	27
	1月以上 1年未満の場合	1平方メートル 1日につき	34
	1月未満の場合	1平方メートル 1日につき	40

(2) 公園施設を管理する場合

都市公園名	公園施設の種類	使用期間	単位	金額(単位円)
笠松運動公園	飲食店 売店	1年以上の場合	1平方メートル 1月につき	1,050
大洗公園	売店	1年以上の場合	1平方メートル 1月につき	590
港公園	売店	1年以上の場合	1平方メートル 1月につき	740
洞峰公園	飲食店	1年以上の場合	1平方メートル 1月につき	1,050

(3) 都市公園を占有する場合

種 類	単 位	金 額 (単位 円)	備 考
電柱類 〔本柱, 支柱, 支線柱, 支線, H柱, 2脚以下の鉄塔等〕	1本1年につき	1,500	H柱, 2脚の鉄塔等は, 本柱の2本分とみなす。
鉄 塔 類	1平方メートル 1年につき	1,840	3脚以上のものに限る。
地 下 埋 設 物 類	外口径 8センチメートル未満	1メートル1年につき	ガス管及び水道管については, 左の額の100分の50に相当する額とする。
	外口径 8センチメートル以上 15センチメートル未満	1メートル1年につき	
	外口径 15センチメートル以上 30センチメートル未満	1メートル1年につき	
	外口径 30センチメートル以上 100センチメートル未満	1メートル1年につき	
	外口径 100センチメートル以上	1メートル1年につき	
通 路	占有期間が1 月以上の場合	1平方メ ートル1 日につき	34
	占有期間が1 月未満の場合	1平方メ ートル1 日につき	40
標 識 類	1本1年につき	700	
特 別 高 圧 電 力 線	1平方メートル 1年につき	9	占有幅は, 両側配線の場合 にあつては外側線と外側線 との投影幅とし, 片側配線 の場合にあつては外側線と 内側線との投影幅とする。 ただし, その幅が1メート ル未満の場合は, 1メート ルとする。
法第7条第1項第3号に掲げるもの	1平方メートル 1年につき	1,020	
法第7条第1項第4号に掲げるもの	1箇所1年につき	790	
法第7条第1項第6号に掲げるもの	占有期間が1 月以上の場合	1平方メ ートル1 日につき	70
	占有期間が1 月未満の場合	1平方メ ートル1 日につき	76
政令第12条第2項第7号及び第8号に掲げるもの	占有期間が1 月以上の場合	1平方メ ートル1 日につき	70
	占有期間が1 月未満の場合	1平方メ ートル1 日につき	76

(4) 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

行 為	単 位	金 額 (単位 円)
第3条第1項第1号に掲げる行為	1日につき	1,260
業として行う写真の撮影	写真機1台につき1日	710

業として行う映画の撮影	1日につき	11,150
興行	1日につき	11,150
第3条第1項第4号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	8

別表第3を次のように改める。

別表第3（第15条の8，第15条の12関係）

(1) 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

行 為	単 位	金 額（単位 円）
第3条第1項第1号に掲げる行為	1日につき	1,260
業として行う写真の撮影	写真機1台につき1日	710
業として行う映画の撮影	1日につき	11,150
興行	1日につき	11,150
第3条第1項第4号に掲げる行為	1平方メートル1日につき	8

(2) 有料公園施設を利用する場合

ア 普通利用料金

その1

都 市 公 園 名	有料公園施設名	利 用 の 種 別	単 位	金 額 (単位 円)			
				個人が利用する場合		20人以上の者が団 体で利用する場合	
				大 人	小 人	大 人	小 人
港 公 園	展 望 塔	観 覧	1人1回につき	200	100	160	80

備考

- 1 「大人」とは、義務教育諸学校の生徒を除く15歳以上の者をいう。
- 2 「小人」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒をいう。

その2

区分 都市公園名	有料公園 施設名		アマチュアスポーツ				個人利用料金 (単位 円)	
			団体利用料金 (単位 円)					
			時間区分			1時間ま でごとに		
			8時30分 から12時 まで	12時から 17時まで	8時30分 から17時 まで			
堀 原 運 動 公 園	競技場		3,600	4,460	7,400	1,090	2時間までごとに 1人につき 90	
	野球場		5,550	7,400	10,890	1,530		
	武 道 館	大道場	5,880	7,080	11,430	1,630		
		柔道場	2,390	2,620	4,360	750	2時間までごとに 1人につき 160	
		剣道場						
	弓道場	2,720	3,270	4,900	810			
会議室		1室につき 1,530	1室につき 1,840	1室につき 2,620	1室につき 600	団体利用料金に同じ。		
笠 松 運 動	陸上競技場		7,630	9,150	15,140	3,810	2時間までごとに 1人につき 90	
	補助陸上競技場		2,180	2,510	3,920	600	2時間までごとに 1人につき 90	
	テニスコート		1面につき 1,040	1面につき 1,530	1面につき 2,390	1面につき 340	団体利用料金に同じ。	
	体 育 館	主 技 場	全 面	7,630	9,150	14,710	2,180	2時間までごとに 1人につき 150
			片 面	3,810	4,570	7,400	1,090	
		補 助 技 場	全 面	2,390	2,620	4,360	750	
			片 面	1,090	1,190	2,180	390	
	児童スポーツ広場		750	1,040	1,530	280	無料	
	球技場		3,600	4,460	7,400	1,090	2時間までごとに 1人につき 90	
	野球場		2,830	3,600	5,550	750		
	登はん競技場		1面につき 540	1面につき 700	1面につき 1,090	1面につき 160	団体利用料金に同じ。	
投てき場		1,260	1,460	2,270	350	団体利用料金に同じ。		
屋 内 水 泳	メ イ ン プ ー ル	全 面	56,100	80,150	136,250	16,030	2時間までごとに 1人につき 大人 520 中高生 370	
		コ ー ス	1コースに つき 5,870	1コースに つき 8,380	1コースに つき 14,250	1コースに つき 1,680		
	サ ブ	全 面	45,100	64,430	109,530	12,880		
		片 面	22,730	32,480	55,210	6,500		

営利・宣伝を目的としない アマチュアスポーツ以外の催物					興行及び営利・宣伝を目的とする催物				
団体利用料金 (単位 円)					団体利用料金 (単位 円)				
時間区分				1時間ま でごとに	時間区分				1時間ま でごとに
8時30分 から12時 まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	8時30分 から17時 まで		8時30分 から12時 まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	8時30分 から17時 まで	
10,890	13,290		22,000	3,170	36,930	44,540		73,740	10,670
16,560	22,000		33,110	4,570	54,800	73,740		109,480	15,140
17,540	21,010	19,820	34,310	4,900	146,400	174,940	165,470	286,160	41,390
1室につき 4,570	1室につき 5,550		1室につき 7,730	1室につき 1,840	1室につき 9,150	1室につき 10,890		1室につき 17,750	1室につき 3,600
22,880	27,450	23,690	45,860	11,430	76,360	91,610	79,050	152,610	38,240
6,310	7,400		11,870	1,840	12,200	15,140		21,560	3,050
22,440	27,450	30,490	44,000	6,310	76,360	91,610	91,610	147,600	21,350
11,110	13,720	15,140	22,000	3,170	38,240	45,860	45,860	73,740	10,670
6,310	7,630	8,720	12,850	2,390	21,560	25,380	25,380	43,350	7,630
3,170	3,810	4,360	6,310	1,090	10,780	12,850	12,850	21,560	3,810
10,890	13,290		22,000	3,600	36,930	44,540		73,740	10,670
8,170	10,890		16,560	2,390	27,990	36,930		54,800	7,630
1面につき 1,630	1面につき 2,080		1面につき 3,270	1面につき 540	1面につき 5,550	1面につき 6,860		1面につき 10,890	1面につき 1,840
3,670	4,300		6,890	1,070	7,080	8,780		12,510	1,770
178,200	254,570	203,650	432,770	50,920	456,870	652,670	522,130	1,109,530	130,530
142,630	203,760	163,010	346,400	40,750	365,570	522,240	417,790	887,800	104,450
71,500	102,150	81,720	173,650	20,430	182,970	261,380	209,100	444,350	52,280

公 園	プール兼 アイス スケート 場	プール	50メートル コース	1コースに つき 5,870	1コースに つき 8,380	1コースに つき 14,250	1コースに つき 1,680	小学生以下 260
			25メートル コース	1コースに つき 2,930	1コースに つき 4,190	1コースに つき 7,120	1コースに つき 840	
		飛 込 プ ール		21,270	30,380	51,650	6,080	
		ス ケ ー ト リ ン ク		64,900	92,720	157,620	18,550	1回1人につき 大人 1,250 中高生 950 小学生以下 630
		ト レ ー ニ ン グ ル ー ム						2時間までごとに 1人につき 大人 520 高校生以下 320
		ア ー チ ェ リ ー 場		1,190	1,530	2,390	390	2時間までごとに 1人につき 140
		会 議 室		1室につき 1,530	1室につき 1,840	1室につき 2,620	1室につき 600	団体利用料金に同じ。
砂沼 広域 公園	テ ニ ス コ ー ト		1面につき 1,040	1面につき 1,530	1面につき 2,390	1面につき 340	団体利用料金に同じ。	
	多 目 的 広 場		750	1,040	1,530	280	無料	
洞 峰 公 園	陸 上 競 技 場		3,600	4,460	7,400	1,090	2時間までごとに 1人につき 90	
	テ ニ ス コ ー ト		1面につき 1,040	1面につき 1,530	1面につき 2,390	1面につき 340	団体利用料金に同じ。	
	体 育 館	全 面	7,630	9,150	14,710	2,180		
		片 面	3,810	4,570	7,400	1,090		
	野 球 場		2,830	3,600	5,550	750	2時間までごとに 1人につき 150	
	屋 内 水 泳 プ ール	全 面	15,140	22,880	35,620	4,570	2時間までごとに 1人につき 大人 370 中高生 210 小学生以下 150	
コ ー ス		1コースに つき 1,690	1コースに つき 2,550	1コースに つき 3,960	1コースに つき 510			
会 議 室		1室につき 1,530	1室につき 1,840	1室につき 2,620	1室につき 600	団体利用料金に同じ。		
県西 総合 公園	テ ニ ス コ ー ト		1面につき 1,040	1面につき 1,530	1面につき 2,390	1面につき 340	団体利用料金に同じ。	
	コ ミ ュ ニ テ ィ ク ラ ブ ハ ウ ス	体 育 室	1,090	1,190	2,180	390	2時間までごとに 1人につき 150	
		会 議 室	1室につき 1,530	1室につき 1,840	1室につき 2,620	1室につき 600	団体利用料金に同じ。	
大子 広域 公園	テ ニ ス コ ー ト		1面につき 1,040	1面につき 1,530	1面につき 2,390	1面につき 340	団体利用料金に同じ。	

備考

- 1 団体の人員が200人を超える場合は、この表に定める団体利用料金の額の100分の50に相当する額を加算した額
- 2 団体利用料金の適用を受ける団体は、その人員が20人以上の団体とする。ただし、その人員が20人に満たない
- 3 団体利用料金の適用を受ける場合において、やむを得ない理由により許可利用時間を超えて利用するとき、又表の「1時間までごとに」の欄に掲げる金額（1の適用を受ける場合には、1による額）による利用料金を徴収
- 4 利用時間が許可利用時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。

107,070	152,950	122,360	260,020	30,590	177,830	254,050	203,240	431,880	50,810
335,130	478,760	383,010	813,900	95,750	565,400	807,720	646,170	1,373,120	161,550
1室につき 4,570	1室につき 5,550		1室につき 7,730	1室につき 1,840	1室につき 9,150	1室につき 10,890		1室につき 17,750	1室につき 3,600
10,890	13,290		22,000	3,170	36,930	44,540		73,740	10,670
22,440	27,450	30,490	44,000	6,310	76,360	91,610	91,610	147,600	21,350
11,110	13,720	15,140	22,000	3,170	38,240	45,860	45,860	73,740	10,670
8,170	10,890		16,560	2,390	27,990	36,930		54,800	7,630
45,860	68,740	76,360	105,660	13,720	152,610	229,090	356,320	356,320	45,860
1室につき 4,570	1室につき 5,550		1室につき 7,730	1室につき 1,840	1室につき 9,150	1室につき 10,890		1室につき 17,750	1室につき 3,600
3,170	3,810	4,360	6,310	1,090	10,780	12,850	12,850	21,560	3,810
1室につき 4,570	1室につき 5,550		1室につき 7,730	1室につき 1,840	1室につき 9,150	1室につき 10,890		1室につき 17,750	1室につき 3,600

をもつて団体利用料金の額とする。

場合であっても施設を専用するとき、団体利用料金を適用する。

はこの表の時間区分の欄に掲げる時間の区分によらないで利用するときは、その超える時間又は利用時間について、このする。

- 5 笠松運動公園の屋内水泳プール兼アイススケート場及び洞峰公園の屋内水泳プールの個人利用料金については、
- 6 5の前払式証票は、笠松運動公園の屋内水泳プール兼アイススケート場については6,000円券（販売価格5,000円券（販売価格5,000円）及び13,000円券（販売価格10,000円）とする。
- 7 5の前払式証票のうち洞峰公園の屋内水泳プールに係るものについては、3,000円を得た場合にあっては3,300円することができる。
- 8 「高校生」とは、高等学校及びこれに相当すると認められる学校の生徒をいう。
- 9 「中学生」とは、中学校及びこれに相当すると認められる学校の生徒をいう。
- 10 「小学生」とは、小学校及びこれに相当すると認められる学校の児童をいう。
- 11 「中高生」とは、中学校、高等学校及びこれらに相当すると認められる学校の生徒をいう。

その3

都 市 公 園 名	有料公園施設名	車 両 の 種 類	単 位	金 額 (単位 円)	徴 収 期 間
洞 峰 公 園	駐 車 場	普 通 車	1 回につき	利用時間に応じて次に掲げる額 (ア) 利用時間が1時間までのとき 100 (イ) 利用時間が1時間を超え3時間までのとき 210 (ウ) 利用時間が3時間を超え4時間までのとき 320 (エ) 利用時間が4時間を超え5時間までのとき 420 (オ) 利用時間が5時間を超え6時間までのとき 520 (カ) 利用時間が6時間を超え7時間までのとき 630 (キ) 利用時間が7時間を超え8時間までのとき 730 (ク) 利用時間が8時間を超え9時間までのとき 840 (ケ) 利用時間が9時間を超え10時間までのとき 950 (コ) 利用時間が10時間を超え24時間までのとき 1,050 (ク) 利用時間が24時間を超え	通 年

指定管理者が発行する前払式証票により支払うことができる。

円) 及び13,000円券(販売価格10,000円)とし、洞峰公園の屋内水泳プールについては3,300円券(販売価格3,000円)、6,000円、5,000円を得た場合にあつては6,000円、10,000円を得た場合にあつては13,000円の電磁的方法による記録の加算を行う

				るとき (ロ)の額にその超える部分について24時間までごとにつき(ハ)から(ロ)までの額を加えて得た額	
大 洗 公 園	駐 車 場	大型乗合型自動車	1回につき	2,510	知事が定める期間
		乗合型自動車	1回につき	1,040	
		普通車	1回につき	810	
		自動二輪車及び原動機付自転車	1回につき	340	

備考

- 1 「普通車」とは、乗車定員が10人以下の自動車（最大積載量が4トン以上の貨物自動車及び自動二輪車を除く。）をいう。
- 2 「大型乗合型自動車」とは、乗車定員が30人以上の自動車をいう。
- 3 「乗合型自動車」とは、乗車定員が11人以上29人以下の自動車をいう。
- 4 最大積載量が4トン以上の貨物自動車は、大型乗合型自動車とみなして、この表の規定を適用する。
- 5 洞峰公園の駐車場については、次のとおりとする。
 - (1) 利用時間が20分までのときは、無料とする。
 - (2) 利用料金は、指定管理者が発行する前払式証票により支払うことができる。
 - (3) (2)の前払式証票は、3,300円券（販売価格3,000円）、6,000円券（販売価格5,000円）及び13,000円券（販売価格10,000円）とする。
 - (4) (2)の前払式証票は、3,000円を得た場合にあつては3,300円、5,000円を得た場合にあつては6,000円、10,000円を得た場合にあつては13,000円の電磁的方法による記録の加算を行うことができる。

イ 特別利用料金

名 称		金 額（単位 円）				
		時 間 区 分			1時間までごとに	
		8時30分から12時まで	12時から17時まで	8時30分から17時まで		
拡 声 装 置		1,840	1,840	3,490	440	
野 球 場 カ ウ ント 操 作 器		1,840	1,840	3,490	440	
電 光 標 示 器		940	940	1,840	340	
大型電光掲示板	アマチュアスポーツに利用する場合	実費相当額				
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	5,100	7,280	12,390	1,460	
大型映像	アマチュアスポーツに利用する場合	実費相当額				
	アマチュアスポーツ以	笠松運動公園陸上競技場	71,300	101,850	173,150	20,370
		笠松運動公園				

装置	外に利用する場合	屋内水泳プール兼アイススケート場	6,500	9,270	15,770	1,850
浴室			1,840	1,840	3,490	490
温水シャワー室			1,840	1,840	3,490	490
ピアノ			7,630	7,630	12,200	1,840
照明使用電力	笠松運動公園陸上競技場の照明施設の全部を使用する場合					144,330
	笠松運動公園陸上競技場の照明施設の3分の2を使用する場合					96,220
	その他		実費相当額			
冷暖房料		実費相当額				
コインロッカー		1回につき				100
ヘアドライヤー		1回(3分間)につき				10
温水シャワー		1回(5分間)につき				100
スケート靴		1回につき				370

備考

- この表は、(2) 有料公園施設を利用する場合 ア 普通利用料金 その2の備考2により団体利用料金の適用を受ける団体又は個人に適用する。
- やむを得ない理由により許可利用時間を超えて利用するとき、又はこの表の時間区分の欄に掲げる時間の区分によらないで利用するときは、その超える時間又は利用時間について、この表の「1時間までごとに」の欄に掲げる金額による利用料金を徴収する。
- 利用時間が許可利用時間に満たない場合は、時間割計算は行わない。
- 浴室又は温水シャワー室を利用する場合において、1団体の利用人員が50人を超えるときは、その超える人員について1人につき20円を加算する。
- 「照明使用電力」の項は、会議室、体育館、テニスコート、堀原運動公園の武道館大道場、笠松運動公園の陸上競技場、屋内水泳プール兼アイススケート場及びアーチェリー場、砂沼広域公園の多目的広場、洞峰公園の屋内水泳プール、県西総合公園の多目的運動広場並びに大子広域公園の多目的運動広場に限り適用する。
- 「冷暖房料」の項は、堀原運動公園の武道館、笠松運動公園の体育館及び洞峰公園の体育館に限り適用する。

(茨城県公共物管理条例の一部改正)

第2条 茨城県公共物管理条例(昭和33年茨城県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表1 使用料の表中「3,754」を「3,824」に改め、別表2 採取料の表中「181」を「184」に、「257」を「262」に、「128」を「130」に、「192」を「196」に、「267」を「272」に、「311」を「317」に、「353」を「360」に、「235」を「239」に、「48」を「49」に改める。

(茨城県港湾施設管理条例の一部改正)

第3条 茨城県港湾施設管理条例(昭和34年茨城県条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2(第3条、第13条関係)

種 別		単 位	使 用 料	備 考		
プレジャーボート用泊地	船長が5メートル以下のもの	1隻1年につき	58,680円			
	船長が5メートルを超え6メートル以下のもの		61,920円			
	船長が6メートルを超え7メートル以下のもの		65,520円			
	船長が7メートルを超え8メートル以下のもの		69,720円			
	船長が8メートルを超え9メートル以下のもの		74,640円			
	船長が9メートルを超え10メートル以下のもの		79,560円			
	船長が10メートルを超え11メートル以下のもの		84,360円			
	船長が11メートルを超え12メートル以下のもの		89,760円			
	船長が12メートルを超え13メートル以下のもの		96,120円			
	船長が13メートルを超え14メートル以下のもの		103,680円			
船長が14メートルを超えるもの		112,560円				
岸壁・物揚場（プレジャーボート用泊地に接するものを除く。）	定期船以外の船舶	外航船舶	12時間まで	6円75銭		
		内航船舶		7円43銭		
		外航船舶	12時間を超え24時間まで	9円		
		内航船舶		9円90銭		
	定期船	外航船舶	24時間を超えるときは、12時間までごとに	4円50銭	船舶総トン数1トンにつき	
		内航船舶		4円95銭		
		外航船舶	24時間まで	3円		
		内航船舶		3円30銭		
外航船舶	24時間を超えるときは、12時間までごとに	1円50銭				
内航船舶		1円65銭				
軌道走行	ガントリークレーン	月曜日から土曜日まで（休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）を以下同じ。）を 除く。）の午前	1基30分につき	33,520円		

式 荷 役 機 械		8時から午後10時までの間				
		月曜日から土曜日まで（休日を除く。）の上記以外の時間並びに日曜日及び休日			29,330円	
	引込みクレーン式アンローダ	1基30分につき			24,200円	
荷さばき地	未舗装箇所	1平方メートル1日につき			4円40銭	
	舗装箇所				6円60銭	
上	屋	15日までの期間	1平方メートル1日につき		16円50銭	
		16日から30日までの期間			33円	
		30日を超える期間			66円	
	旅客待合所	1平方メートル1月につき			2,773円27銭	
	管 理 棟	1平方メートル1月につき			1,881円5銭	
野積場	未舗装箇所	1平方メートル1日につき			4円40銭	
	舗装箇所				6円60銭	
	陸上貯木場	1平方メートル1日につき			2円20銭	
給 水 施 設	外航船舶	執務時間内	給水量1トンにつき		350円	
	内航船舶				385円	
	外航船舶	執務時間外			525円	
	内航船舶				577円50銭	
	船員待合所	1平方メートル1月につき			257円66銭	
港	電柱類（本柱，支柱，支線柱，支線，H柱，2脚以下の鉄塔等）	1本1年につき			1,500円	H柱，2脚の鉄塔等は，本柱の2本分とみなす。
	架空管類	1メートル1年につき			220円	電線類を除く。
	建物敷地類	1平方メートル1年につき			1,030円 （専ら漁業の用に供するものにあつては，150円）	
	鉄塔類	1平方メートル1年につき			1,840円	3脚以上のものに限る。
	係船柱	1本1年につき			1,360円	

湾 施 設 の 用 地	軌道施設類		1平方メートル1年につき	2,430円	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者若しくは索道事業者がその鉄道事業若しくは索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供するもの又は軌道法（大正10年法律第76号）によるものを除く。	
	地下埋設物類	外口径が8センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	80円	ガス管及び水道管については、左の額の100分の50に相当する額とする。	
		外口径が8センチメートル以上15センチメートル未満のもの		90円		
		外口径が15センチメートル以上30センチメートル未満のもの		180円		
		外口径が30センチメートル以上100センチメートル未満のもの		340円		
		外口径が100センチメートル以上のもの		720円		
	地下施設類		1平方メートル1年につき	1,030円		
	地	工事用施設類（詰所、板囲、足場、材料置場等）	15日まで	1平方メートルにつき	115円	
			15日を超えると き	1平方メートル1月につき	220円	
		駐車場類	15日まで	1平方メートルにつき	52円	
15日を超えると き			1平方メートル1月につき	90円		

備考

- 1 船長とは、小型船舶の登録等に関する法律（平成13年法律第102号）第3条に規定する小型船舶登録原簿（以下「小型船舶登録原簿」という。）に記載された船舶の長さ（小型船舶登録原簿に登録を受けていない船舶にあつては、これに準ずるものとして規則で定める船舶の長さ）をいう。
- 2 外航船舶とは、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶をいう。
- 3 内航船舶とは、外航船舶以外の船舶をいう。
- 4 使用料の総額が100円未満であるときは、100円とする。

別表第3（第3条、第18条の7、第18条の11関係）

その1 鹿島港の運動施設の利用料金

種 別	単 位	利 用 料 金
	午前（午前9時から正午まで）	1,600円
	午後（正午から午後5時まで）	2,600円

テニスコート	午前・午後（午前9時から午後5時まで）	1面につき	3,700円
	夜間（午後5時から午後9時まで）		2,100円
	上の時間の区分によらないときは、1時間までごとに		500円
多目的球技場	午前（午前9時から正午まで）		2,600円
	午後（正午から午後5時まで）		4,300円
	午前・午後（午前9時から午後5時まで）		6,100円
	夜間（午後5時から午後9時まで）		3,500円
	上の時間の区分によらないときは、1時間までごとに		900円
照明電力	テニスコート	1時間までごとに	300円
	多目的球技場		1,800円

その2 魚釣園の利用料金

単 位		利 用 料 金
大 人	1人1回につき	200円
小 人		100円

備考

- 1 大人とは、義務教育諸学校の生徒を除く15歳以上の者をいう。
- 2 小人とは、義務教育諸学校の児童及び生徒をいう。

その3 大洗マリーナの利用料金

種 別		単 位	利 用 料 金
栈 橋 ・ 物 揚 場		1隻1日につき	4,300円
艇 置 場	艇長が5メートル以下のもの	1隻1年につき	160,200円
	艇長が5メートルを超え7メートル以下のもの		160,200円に艇長が5メートルを超える部分について1メートルまでごとに53,500円を加算した額
	艇長が7メートルを超えるもの		267,200円に艇長が7メートルを超える部分について1メートルまでごとに106,700円を加算した額
浮 栈 橋	艇長が10メートル以下のもの	1隻1年につき	603,300円
	艇長が10メートルを超えるもの		603,300円に艇長が10メートルを超える部分について1メートルまでごとに106,700円を加算した額

上下架施設	艇長が6メートル以下のもの	1隻1回につき	3,200円
	艇長が6メートルを超え10.5メートル以下のもの		3,200円に艇長が6メートルを超える部分について1.5メートルまでごとに1,000円を加算した額
	艇長が10.5メートルを超えるもの		7,200円
管理棟	会議室	午前（午前9時から正午まで）	6,400円
		午後（午後1時から午後5時まで）	8,600円
		午前・午後（午前9時から午後5時まで）	12,700円
		夜間（午後5時から翌日の午前9時まで）の1時間につき	3,200円
	会議室以外の部分	1平方メートル1月につき	5,100円

備考

- 艇長とは、艇体の全長をいう。ただし、船台を使用する場合において、船台の長さが艇体の全長を超えるときは、当該船台の長さをいう。
- 使用期間が1年を単位とする場合において、その使用期間に1年未満の端数月数があるときは、月割りとする。この場合において、1月未満の日数は、1月とする。
- 使用期間が1月を単位とする場合において、その使用期間に1月未満の端数日数があるときは、15日までは半月分とし、16日以上は1月分とする。
- 前2項に定めるもののほか、使用時間が単位に満たないときは、その単位まで切り上げる。

その4 茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設の利用料金

種 別		単 位	利 用 料 金
大洗海浜公園の駐車場	大 型 自 動 車	1日につき	3,200円
	中 型 自 動 車		1,400円
	普 通 自 動 車		1,000円
	大型自動二輪車，普通自動二輪車， 原動機付自転車		400円

備考

- 大型自動車とは、乗車定員が35人以上の自動車又は最大積載量が4トン以上の貨物自動車をいう。
- 中型自動車とは、乗車定員が20人以上35人未満の自動車又は最大積載量が2.5トン以上4トン未満の貨物自動車をいう。
- 普通自動車とは、大型自動車，中型自動車，大型自動二輪車及び普通自動二輪車以外の自動車をいう。

その5 土浦港の港湾施設の利用料金

種 別		単 位		利用料金	備 考
プ レ ジ ャ ー ボ ー ト 用 泊 地	船長が5メートル以下のもの	1隻1年につき		58,680円	
	船長が5メートルを超え6メートル以下のもの			61,920円	
	船長が6メートルを超え7メートル以下のもの			65,520円	
	船長が7メートルを超え8メートル以下のもの			69,720円	
	船長が8メートルを超え9メートル以下のもの			74,640円	
	船長が9メートルを超え10メートル以下のもの			79,560円	
	船長が10メートルを超え11メートル以下のもの			84,360円	
	船長が11メートルを超え12メートル以下のもの			89,760円	
	船長が12メートルを超え13メートル以下のもの			96,120円	
	船長が13メートルを超え14メートル以下のもの			103,680円	
	船長が14メートルを超えるもの		112,560円		
物揚 場（ プレ ジャ ーボ ー ト 用 泊 地 に 接 す る も の を 除 く。 ）	定 期 船 以 外 の 船 船	12時間まで	船舶総トン 数1トンに つき	7円43銭	
		12時間を超え24時間まで		9円90銭	
		24時間を超えるときは、12時間までごとに		4円95銭	
	定 期 船	24時間まで		3円30銭	
		24時間を超えるときは、12時間までごとに		1円65銭	
荷さ ばき 地	未 舗 装 箇 所	1平方メートル1日につき		4円40銭	
	舗 装 箇 所			6円60銭	
野 積 場	未 舗 装 箇 所	1平方メートル1日につき		4円40銭	
	舗 装 箇 所			6円60銭	
港	電柱類（本柱，支柱，支線柱，支線，H柱，2脚以下の鉄塔等）	1本1年につき		1,500円	H柱，2脚の鉄塔等は，本柱の2本分とみなす。
	架 空 管 類	1メートル1年につき		220円	電線類を除く。
	建 物 敷 地 類	1平方メートル1年につき		1,030円 （専ら漁業の用に供するものにあつては，150円）	

湾	鉄 塔 類		1 平方メートル1年につき	1,840円	3 脚以上のものに限る。
	係 船 柱		1 本1年につき	1,360円	
施 設 の 類	地 下 埋 設 物 類	外口径が8センチメートル未満のもの	1メートル1年につき	80円	ガス管及び水道管については、左の額の100分の50に相当する額とする。
		外口径が8センチメートル以上15センチメートル未満のもの		90円	
		外口径が15センチメートル以上30センチメートル未満のもの		180円	
		外口径が30センチメートル以上100センチメートル未満のもの		340円	
		外口径が100センチメートル以上のもの		720円	
用 地	地 下 施 設 類		1 平方メートル1年につき	1,030円	
	工事用施設類（詰所，板囲，足場，材料置場等）	15日まで	1 平方メートルにつき	115円	
15日を超えると き		1 平方メートル1月につき	220円		
	駐 車 場 類	15日まで	1 平方メートルにつき	52円	
		15日を超えると き	1 平方メートル1月につき	90円	

備考

1 船長とは、小型船舶登録原簿に記載された船舶の長さ（小型船舶登録原簿に登録を受けていない船舶にあつては、これに準ずるものとして規則で定める船舶の長さ）をいう。

2 利用料金の総額が100円未満であるときは、100円とする。

（茨城県漁港管理条例の一部改正）

第4条 茨城県漁港管理条例（昭和34年茨城県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第20条中「不正なの」を「不正の」に改める。

別表第1 1 利用料の表中「330円」を「340円」に、「63銭」を「64銭」に、「115円」を「117円」に、「247円」を「252円」に、「586円」を「597円」に改め、別表第1 2 使用料の表中「391円」を「398円」に、「192円」を「196円」に改め、別表第1 3 占用料の表中「8,810円」を「8,970円」に、「14,310円」を「14,580円」に、「33,480円」を

「34,100円」に、

船 び き 施 設 類	1年1平方メートルにつき	93円
-------------	--------------	-----

を

「

船 び き 施 設 類	1年1平方メートルにつき	95円
-------------	--------------	-----

に、

「

魚 干 場	1年1平方メートルにつき	93円
-------	--------------	-----

を

魚	干	場	1年1平方メートルにつき	95円	に改める。
---	---	---	--------------	-----	-------

別表第2 1 土砂採取料の表中「181円」を「184円」に、「257円」を「262円」に、「128円」を「130円」に改め、
別表第2 2 占用料の表中

船	ひ	き	施	設	類	1年1平方メートルにつき	93円	を
---	---	---	---	---	---	--------------	-----	---

船	ひ	き	施	設	類	1年1平方メートルにつき	95円	に、
---	---	---	---	---	---	--------------	-----	----

魚	干	場	1年1平方メートルにつき	93円	を
---	---	---	--------------	-----	---

魚	干	場	1年1平方メートルにつき	95円	に改める。
---	---	---	--------------	-----	-------

(茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例の一部改正)

第5条 茨城県立心身障害者施設診療料等徴収条例（昭和35年茨城県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表 2 手数料の表中「1,180円」を「1,200円」に、「2,860円」を「2,910円」に改める。

(学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の一部改正)

第6条 学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（昭和36年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第10条関係） 入館料

教育機関の名称	入 館 料			
茨城県近代美術館	常 設 展	児 童 生 徒 等	1人につき 180円 (1人につき 120円)	共通年間入館料 (1) 児童生徒等 1人につき 1,050円 (2) 学生等 1人につき 2,100円 (3) その他の者 1人につき 3,150円
		学 生 等	1人につき 240円 (1人につき 180円)	
		そ の 他 の 者	1人につき 320円 (1人につき 240円)	
	所 蔵 品 展	児 童 生 徒 等	1人につき 80円 (1人につき 50円)	
		学 生 等	1人につき 120円 (1人につき 80円)	
		そ の 他 の 者	1人につき 190円 (1人につき 150円)	
企 画 展	1人につき1,210円以内でその都度教育委員会 が定める額			
	児 童 生 徒 等	1人につき 160円 (1人につき 130円)		

茨城県陶芸美術館	常設展	学生等	1人につき 260円 (1人につき 210円)	
		その他の者	1人につき 320円 (1人につき 260円)	
	企画展	1人につき840円以内でその都度教育委員会が定める額		
ミュージアムパーク茨城県自然博物館	展示室及び野外施設	児童生徒等	1人につき 100円 (1人につき 50円)	年間入館料 (1) 児童生徒等 1人につき 320円 (2) 学生等 1人につき 1,050円 (3) その他の者 1人につき 1,570円
		学生等	1人につき 340円 (1人につき 210円)	
		その他の者	1人につき 540円 (1人につき 440円)	
		上記にかかわらず、特別な展示をしたときは、1人につき1,090円以内でその都度教育委員会が定める額		
	野外施設	児童生徒等	1人につき 50円 (1人につき 30円)	
		学生等	1人につき 100円 (1人につき 50円)	
		その他の者	1人につき 210円 (1人につき 100円)	

備考

- 「児童生徒等」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びにこれらの者の引率者をいう。
- 「学生等」とは、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生並びにこれらの者の引率者をいう。
- 「その他の者」とは、1及び2以外の者をいう。
- 括弧内は、入館料を納入すべき者が20人以上の団体で利用する場合に適用する。
- 「共通年間入館料」とは、同一人が1年間に複数回茨城県近代美術館又は茨城県陶芸美術館に入館することができる入館料をいう。
- 「年間入館料」とは、同一人が1年間に複数回ミュージアムパーク茨城県自然博物館に入館することができる入館料をいう。

別表第2（第10条関係） 使用料

教育機関の名称	使 用 料		
茨城県近代美術館	つくば第1展示室	入館料が無料の場合	1日につき 15,780円
		入館料が有料の場合	1日につき 18,920円
	つくば第2展示室	入館料が無料の場合	1日につき 11,900円
		入館料が有料の場合	1日につき 14,290円

	五浦 B 展示室	入館料が無料の場合	1日につき	12,570円
		入館料が有料の場合	1日につき	15,720円
	五浦 C 展示室	入館料が無料の場合	1日につき	12,570円
		入館料が有料の場合	1日につき	15,720円
茨城県陶芸美術館	県民ギャラリー A 展示室	入館料が無料の場合	1日につき	2,720円
		入館料が有料の場合	1日につき	3,400円
	県民ギャラリー B 展示室	入館料が無料の場合	1日につき	2,720円
		入館料が有料の場合	1日につき	3,400円
	県民ギャラリー C 展示室	入館料が無料の場合	1日につき	2,720円
		入館料が有料の場合	1日につき	3,400円
	県民ギャラリー D 展示室	入館料が無料の場合	1日につき	2,300円
		入館料が有料の場合	1日につき	2,880円
	企画展示室	入館料が無料の場合	1日につき	41,900円
		入館料が有料の場合	1日につき	52,380円

別表第4を次のように改める。

別表第4（第18条，第20条関係） 利用料金

(1) 茨城県立歴史館

ア 入館

区 分	利 用 料 金	
児 童 生 徒 等	1人につき	50円（1人につき 40円）
学 生 等	1人につき	80円（1人につき 60円）
そ の 他 の 者	1人につき	160円（1人につき 130円）
上記にかかわらず，特別な展示をしたときは，1人につき 610円		

備考

- 「児童生徒等」とは，義務教育諸学校の児童及び生徒並びにこれらの者の引率者をいう。
- 「学生等」とは，高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。），専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生並びにこれらの者の引率者をいう。
- 「その他の者」とは，1及び2以外の者をいう。
- 括弧内は，利用料金を納入すべき者が20人以上の団体に利用する場合に適用する。

イ 施設

区 分		利 用 料 金	
講 堂		午前（午前 9 時30分から正午まで）	7,730円
		午後（午後 1 時から午後 4 時30分まで）	7,730円
		全日（午前 9 時30分から午後 4 時30分まで）	15,460円
茶 室	全 室	午前（午前 9 時30分から正午まで）	4,660円
		午後（午後 1 時から午後 4 時30分まで）	6,140円
		全日（午前 9 時30分から午後 4 時30分まで）	10,800円
室	茶 席 又 は 広 間	午前（午前 9 時30分から正午まで）	3,070円
		午後（午後 1 時から午後 4 時30分まで）	4,660円
		全日（午前 9 時30分から午後 4 時30分まで）	7,730円

ウ 付属設備

付 属 設 備 の 名 称		単 位	利 用 料 金
映 写 機	1	式	1,600円
幻 灯 機	1	台	870円
拡 声 装 置	1	式	1,600円
テ ー プ レ コ ー ダ ー	1	台	870円

(2) 茨城県水戸生涯学習センター

区 分			利 用 料 金					
			午 前 〔午前 9 時 から正午 まで〕	午 後 〔午後 1 時 から午後 5 時まで〕	夜 間 〔午後 6 時 から午後 9 時まで〕	午前・午後 〔午前 9 時 から午後 5 時まで〕	午後・夜間 〔午後 1 時 から午後 9 時まで〕	全 日 〔午前 9 時 から午後 9 時まで〕
料 金 等 を 徴 収 し な い 場 合	学 習 団 体 等	大 講 座 室	1,940円	2,580円	2,420円	4,520円	5,000円	6,940円
		中 講 座 室	1,410円	1,880円	1,760円	3,290円	3,640円	5,050円
		小 講 座 室	1,080円	1,440円	1,350円	2,520円	2,790円	3,870円
	そ の 他 の 者	大 講 座 室	3,870円	5,160円	4,840円	9,030円	10,000円	13,870円
		中 講 座 室	2,810円	3,750円	3,510円	6,560円	7,260円	10,070円
		小 講 座 室	2,150円	2,870円	2,690円	5,020円	5,560円	7,710円
料 金 等 を 徴 収 す る 場 合	大 講 座 室	11,610円	15,480円	14,520円	27,090円	30,000円	41,610円	
	中 講 座 室	8,430円	11,250円	10,530円	19,680円	21,780円	30,210円	
	小 講 座 室	6,450円	8,610円	8,070円	15,060円	16,680円	23,130円	

備考

- 1 「料金等」とは、使用者が施設等を使用して行う事業に関し、入場料金、参加料金、会費等その名称のいかんを問わず、当該事業による役務又は便益の提供に対する対価として徴収するものをいう。ただし、当該事業の実施に直接必要な費用の範囲内で徴収するものと認められるものを除く。
- 2 「学習団体等」とは、生涯学習活動を目的とする団体等で教育委員会規則で定めるものをいう。
- 3 「その他の者」とは、2以外の者をいう。

(3) 茨城県県北生涯学習センター

区 分		利 用 料 金						
		午 前 〔午前9時 から正午 まで〕	午 後 〔午後1時 から午後 5時まで〕	夜 間 〔午後6時 から午後 9時まで〕	午前・午後 〔午前9時 から午後 5時まで〕	午後・夜間 〔午後1時 から午後 9時まで〕	全 日 〔午前9時 から午後 9時まで〕	
料 金 等 を 徴 収 し な い	学 習	小講座室 1	690円	920円	860円	1,610円	1,780円	2,470円
		小講座室 2	620円	840円	780円	1,460円	1,620円	2,240円
		小講座室 3	690円	910円	860円	1,600円	1,770円	2,460円
		小講座室 4	620円	840円	780円	1,460円	1,620円	2,240円
		小講座室 5	660円	880円	830円	1,540円	1,710円	2,370円
	団 体	中講座室 1	1,660円	2,220円	2,080円	3,880円	4,300円	5,960円
		中講座室 2	2,230円	2,960円	2,790円	5,190円	5,750円	7,980円
		中講座室 3	1,660円	2,220円	2,080円	3,880円	4,300円	5,960円
		和室講座室 1	440円	590円	560円	1,030円	1,150円	1,590円
		和室講座室 2	440円	590円	540円	1,030円	1,130円	1,570円
	等 を 徴 収 し な い	創 作 室	1,400円	1,860円	1,750円	3,260円	3,610円	5,010円
		レ ッ ス ン 室	1,830円	2,440円	2,280円	4,270円	4,720円	6,550円
		多目的ホール	2,580円	3,430円	3,230円	6,010円	6,660円	9,240円
		パソコン室	1,610円	2,150円	2,010円	3,760円	4,160円	5,770円
		小講座室 1	1,380円	1,840円	1,730円	3,220円	3,570円	4,950円
そ の 他	小講座室 2	1,240円	1,650円	1,550円	2,890円	3,200円	4,440円	
	小講座室 3	1,380円	1,840円	1,730円	3,220円	3,570円	4,950円	
	小講座室 4	1,240円	1,650円	1,550円	2,890円	3,200円	4,440円	
	小講座室 5	1,320円	1,760円	1,650円	3,080円	3,410円	4,730円	

場 合 者 の 他	中講座室 1	3,320円	4,430円	4,150円	7,750円	8,580円	11,900円
	中講座室 2	4,450円	5,930円	5,560円	10,380円	11,490円	15,940円
	中講座室 3	3,320円	4,430円	4,150円	7,750円	8,580円	11,900円
	和室講座室 1	880円	1,170円	1,100円	2,050円	2,270円	3,150円
	和室講座室 2	870円	1,160円	1,090円	2,030円	2,250円	3,120円
	創作室	2,800円	3,730円	3,500円	6,530円	7,230円	10,030円
	レッスン室	3,660円	4,880円	4,580円	8,540円	9,460円	13,120円
	多目的ホール	5,150円	6,870円	6,440円	12,020円	13,310円	18,460円
	パソコン室	3,220円	4,290円	4,030円	7,510円	8,320円	11,540円
	料 金 等 を 徴 収 す る 場 合	小講座室 1	4,140円	5,520円	5,190円	9,660円	10,710円
小講座室 2		3,720円	4,950円	4,650円	8,670円	9,600円	13,320円
小講座室 3		4,140円	5,520円	5,190円	9,660円	10,710円	14,850円
小講座室 4		3,720円	4,950円	4,650円	8,670円	9,600円	13,320円
小講座室 5		3,960円	5,280円	4,950円	9,240円	10,230円	14,190円
中講座室 1		9,960円	13,290円	12,450円	23,250円	25,740円	35,700円
中講座室 2		13,350円	17,790円	16,680円	31,140円	34,470円	47,820円
中講座室 3		9,960円	13,290円	12,450円	23,250円	25,740円	35,700円
和室講座室 1		2,640円	3,510円	3,300円	6,150円	6,810円	9,450円
和室講座室 2		2,610円	3,480円	3,270円	6,090円	6,750円	9,360円
創作室		8,400円	11,190円	10,500円	19,590円	21,690円	30,090円
レッスン室		10,980円	14,640円	13,740円	25,620円	28,380円	39,360円
多目的ホール		15,450円	20,610円	19,320円	36,060円	39,930円	55,380円
パソコン室	9,660円	12,870円	12,090円	22,530円	24,960円	34,620円	

備考

- 1 「料金等」とは、使用者が施設等を使用して行う事業に関し、入場料金、参加料金、会費等その名称のいかんを問わず、当該事業による役務又は便益の提供に対する対価として徴収するものをいう。ただし、当該事業の実施に直接必要な費用の範囲内で徴収するものと認められるものを除く。
- 2 「学習団体等」とは、生涯学習活動を目的とする団体等で教育委員会規則で定めるものをいう。
- 3 「その他の者」とは、2以外の者をいう。

(4) 茨城県鹿行生涯学習センター及び茨城県女性プラザ

ア 施設

区 分		利 用 料 金							
		午 前 〔午前9時 から正午 まで〕	午 後 〔午後1時 から午後 5時まで〕	夜 間 〔午後6時 から午後 9時まで〕	午前・午後 〔午前9時 から午後 5時まで〕	午後・夜間 〔午後1時 から午後 9時まで〕	全 日 〔午前9時 から午後 9時まで〕		
料 金 等 を 徴 収 し な い	学 習	小研修室(1)	700円	940円	880円	1,640円	1,820円	2,520円	
		小研修室(2)	700円	940円	880円	1,640円	1,820円	2,520円	
		中研修室(1)	810円	1,080円	1,020円	1,890円	2,100円	2,910円	
	中研修室(2)	810円	1,080円	1,020円	1,890円	2,100円	2,910円		
	団 体	大 研 修 室	1,950円	2,600円	2,430円	4,550円	5,030円	6,980円	
		音楽視聴覚室	1,880円	2,510円	2,350円	4,390円	4,860円	6,740円	
	を 徴 収 し な い	団 体	美術工芸室	590円	780円	730円	1,370円	1,510円	2,100円
			トレーニング室	1,790円	2,390円	2,240円	4,180円	4,630円	6,420円
		等 を 徴 収 し な い	和室研修室	1,700円	2,260円	2,120円	3,960円	4,380円	6,080円
			特別会議室	790円	1,060円	990円	1,850円	2,050円	2,840円
			団体交流室	870円	1,160円	1,080円	2,030円	2,240円	3,110円
			講座室(1)	1,680円	2,230円	2,090円	3,910円	4,320円	6,000円
			講座室(2)	2,130円	2,840円	2,670円	4,970円	5,510円	7,640円
			多目的ホール	3,920円	5,220円	4,890円	9,140円	10,110円	14,030円
			ホール控室(1)	410円	540円	510円	950円	1,050円	1,460円
			ホール控室(2)	410円	540円	510円	950円	1,050円	1,460円
の な い	そ の な い	小研修室(1)	1,400円	1,870円	1,750円	3,270円	3,620円	5,020円	
		小研修室(2)	1,400円	1,870円	1,750円	3,270円	3,620円	5,020円	
		中研修室(1)	1,620円	2,160円	2,030円	3,780円	4,190円	5,810円	
		中研修室(2)	1,620円	2,160円	2,030円	3,780円	4,190円	5,810円	
		大 研 修 室	3,890円	5,190円	4,860円	9,080円	10,050円	13,940円	
		音楽視聴覚室	3,760円	5,010円	4,700円	8,770円	9,710円	13,470円	

い 他 場 の 合 者	美術工芸室	1,160円	1,550円	1,450円	2,710円	3,000円	4,160円
	トレーニング室	3,580円	4,770円	4,480円	8,350円	9,250円	12,830円
	和室研修室	3,380円	4,510円	4,230円	7,890円	8,740円	12,120円
	特別会議室	1,580円	2,110円	1,980円	3,690円	4,090円	5,670円
	団体交流室	1,730円	2,310円	2,160円	4,040円	4,470円	6,200円
	講座室(1)	3,340円	4,450円	4,180円	7,790円	8,630円	11,970円
	講座室(2)	4,260円	5,680円	5,330円	9,940円	11,010円	15,270円
	多目的ホール	7,820円	10,430円	9,780円	18,250円	20,210円	28,030円
	ホール控室(1)	810円	1,080円	1,010円	1,890円	2,090円	2,900円
	ホール控室(2)	810円	1,080円	1,010円	1,890円	2,090円	2,900円
料 金 等 を 徴 収 す る 場 合	小研修室(1)	4,200円	5,610円	5,250円	9,810円	10,860円	15,060円
	小研修室(2)	4,200円	5,610円	5,250円	9,810円	10,860円	15,060円
	中研修室(1)	4,860円	6,480円	6,090円	11,340円	12,570円	17,430円
	中研修室(2)	4,860円	6,480円	6,090円	11,340円	12,570円	17,430円
	大研修室	11,670円	15,570円	14,580円	27,240円	30,150円	41,820円
	音楽視聴覚室	11,280円	15,030円	14,100円	26,310円	29,130円	40,410円
	美術工芸室	3,480円	4,650円	4,350円	8,130円	9,000円	12,480円
	トレーニング室	10,740円	14,310円	13,440円	25,050円	27,750円	38,490円
	和室研修室	10,140円	13,530円	12,690円	23,670円	26,220円	36,360円
	特別会議室	4,740円	6,330円	5,940円	11,070円	12,270円	17,010円
	団体交流室	5,190円	6,930円	6,480円	12,120円	13,410円	18,600円
	講座室(1)	10,020円	13,350円	12,540円	23,370円	25,890円	35,910円
	講座室(2)	12,780円	17,040円	15,990円	29,820円	33,030円	45,810円
	多目的ホール	23,460円	31,290円	29,340円	54,750円	60,630円	84,090円
ホール控室(1)	2,430円	3,240円	3,030円	5,670円	6,270円	8,700円	
ホール控室(2)	2,430円	3,240円	3,030円	5,670円	6,270円	8,700円	

イ 付属設備

多目的ホール 付属設備の名称	単 位	学習団体等（料金等を徴収しない場合に限る。）		左 記 以 外 の 者	
		「午前（午前9時から正午まで）」、「午後（午後1時から午後5時まで）」又は「夜間（午後6時から午後9時まで）」の使用につき		「午前（午前9時から正午まで）」、「午後（午後1時から午後5時まで）」又は「夜間（午後6時から午後9時まで）」の使用につき	
ピアノ	1 台		2,920円		5,840円
演 台	1 式		290円		580円
指揮者 台	1 台		240円		470円
演奏者 譜面 台	1 台		60円		120円
平 台	1 枚		120円		230円
金 び よ う ぶ	1 双		710円		1,410円
地 が す り	1 枚		710円		1,410円
ひ 毛 せ ん	1 枚		60円		120円
座 布 団	1 枚		60円		120円
上 敷 ご ざ	1 畳		60円		120円
照 明 操 作 卓	1 式		1,410円		2,810円
シーリングフライダクト （ ラ イ ト 付 ）	1 列		1,460円		2,920円
アッパーホリゾントライト	1 列		1,460円		2,920円
ローアホリゾントライト	1 列		710円		1,410円
フ ッ ト ラ イ ト	1 列		580円		1,160円
スポットライト（1kw）	1 台		180円		350円
音 響 調 整 卓	1 式		710円		1,410円
音 声 装 置	1 式		1,810円		3,620円
テ ー プ レ コ ー ダ ー	1 式		710円		1,410円
ビデオテープレコーダー	1 式		710円		1,410円
L D プ レ ー ヤ ー	1 式		710円		1,410円
ワイヤレスマイク	1 本		1,460円		2,920円
エ ア マ イ ク	1 本		350円		700円

ダイナミックマイク	1	本	460円	910円
マイクスタンド	1	本	60円	120円
フィルムTVコンバータ	1	台	710円	1,410円
16ミリ映写機	1	台	2,160円	4,320円
ビデオプロジェクター	1	台	710円	1,410円
インターカム	1	式	1,170円	2,330円
持込機器	1kwまでごとに		120円	230円

ウ 宿泊 1人1泊につき 2,060円

備考

- 1 「料金等」とは、使用者が施設等を使用して行う事業に関し、入場料金、参加料金、会費等その名称のいかんを問わず、当該事業による役務又は便益の提供に対する対価として徴収するものをいう。ただし、当該事業の実施に直接必要な費用の範囲内で徴収するものと認められるものを除く。
- 2 「学習団体等」とは、生涯学習活動又は婦人教育活動を目的とする団体等で教育委員会規則で定めるものをいう。
- 3 「その他の者」とは、2以外の者をいう。

(5) 茨城県県南生涯学習センター

ア 施設

区 分		利 用 料 金					
		午 前 〔午前9時 から正午 まで〕	午 後 〔午後1時 から午後 5時まで〕	夜 間 〔午後6時 から午後 9時まで〕	午前・午後 〔午前9時 から午後 5時まで〕	午後・夜間 〔午後1時 から午後 9時まで〕	全 日 〔午前9時 から午後 9時まで〕
料 学 金 習 等 団 を 体	小講座室 1	1,170円	1,560円	1,460円	2,730円	3,020円	4,190円
	小講座室 2	1,220円	1,620円	1,520円	2,840円	3,140円	4,360円
	小講座室 3	460円	610円	570円	1,070円	1,180円	1,640円
	小講座室 4	490円	650円	610円	1,140円	1,260円	1,750円
	中講座室 1	1,950円	2,600円	2,430円	4,550円	5,030円	6,980円
	中講座室 2	1,400円	1,870円	1,750円	3,270円	3,620円	5,020円
	和室講座室 1	770円	1,030円	970円	1,800円	2,000円	2,770円
	和室講座室 2	480円	640円	600円	1,120円	1,240円	1,720円
	創 作 室	1,170円	1,560円	1,460円	2,730円	3,020円	4,190円

徴 収 し な い 場 合	等	音 楽 室	750円	1,000円	940円	1,750円	1,940円	2,690円
		軽 運 動 室	2,050円	2,740円	2,570円	4,790円	5,310円	7,360円
		多目的ホール	5,370円	7,160円	6,710円	12,530円	13,870円	19,240円
		ホ ー ル 控 室	550円	730円	680円	1,280円	1,410円	1,960円
	そ の 他	小 講 座 室 1	2,330円	3,110円	2,910円	5,440円	6,020円	8,350円
		小 講 座 室 2	2,430円	3,240円	3,040円	5,670円	6,280円	8,710円
		小 講 座 室 3	910円	1,210円	1,140円	2,120円	2,350円	3,260円
		小 講 座 室 4	970円	1,290円	1,210円	2,260円	2,500円	3,470円
		中 講 座 室 1	3,890円	5,190円	4,860円	9,080円	10,050円	13,940円
		中 講 座 室 2	2,800円	3,730円	3,500円	6,530円	7,230円	10,030円
		和室講座室 1	1,540円	2,050円	1,930円	3,590円	3,980円	5,520円
		和室講座室 2	960円	1,280円	1,200円	2,240円	2,480円	3,440円
		創 作 室	2,330円	3,110円	2,910円	5,440円	6,020円	8,350円
		音 楽 室	1,500円	2,000円	1,880円	3,500円	3,880円	5,380円
	者	軽 運 動 室	4,100円	5,470円	5,130円	9,570円	10,600円	14,700円
		多目的ホール	10,730円	14,310円	13,410円	25,040円	27,720円	38,450円
		ホ ー ル 控 室	1,090円	1,450円	1,360円	2,540円	2,810円	3,900円
		小 講 座 室 1	6,990円	9,330円	8,730円	16,320円	18,060円	25,050円
	料 金 等 を 徴 収 す る 場	小 講 座 室 2	7,290円	9,720円	9,120円	17,010円	18,840円	26,130円
小 講 座 室 3		2,730円	3,630円	3,420円	6,360円	7,050円	9,780円	
小 講 座 室 4		2,910円	3,870円	3,630円	6,780円	7,500円	10,410円	
中 講 座 室 1		11,670円	15,570円	14,580円	27,240円	30,150円	41,820円	
中 講 座 室 2		8,400円	11,190円	10,500円	19,590円	21,690円	30,090円	
和室講座室 1		4,620円	6,150円	5,790円	10,770円	11,940円	16,560円	
和室講座室 2		2,880円	3,840円	3,600円	6,720円	7,440円	10,320円	
創 作 室		6,990円	9,330円	8,730円	16,320円	18,060円	25,050円	
音 楽 室		4,500円	6,000円	5,640円	10,500円	11,640円	16,140円	

合	軽運動室	12,300円	16,410円	15,390円	28,710円	31,800円	44,100円
	多目的ホール	32,190円	42,930円	40,230円	75,120円	83,160円	115,350円
	ホール控室	3,270円	4,350円	4,080円	7,620円	8,430円	11,700円

イ 付属設備

多目的ホール 付属設備の名称	単 位	学習団体等（料金等を 徴収しない場合に限る。）		左 記 以 外 の 者	
		「午前（午前9時から正午まで）」、「午後（午後1時から午後5時まで）」又は「夜間（午後6時から午後9時まで）」の使用につき		「午前（午前9時から正午まで）」、「午後（午後1時から午後5時まで）」又は「夜間（午後6時から午後9時まで）」の使用につき	
ピアノ	1 台		2,920円		5,840円
演 台	1 式		290円		580円
指揮者 台	1 台		240円		470円
演奏者 譜面 台	1 台		60円		120円
平 台	1 枚		120円		230円
金 び よ う ぶ	1 双		710円		1,410円
地 が す り	1 枚		710円		1,410円
ひ 毛 せ ん	1 枚		60円		120円
座 布 団	1 枚		60円		120円
上 敷 ご ざ	1 畳		60円		120円
つ り バ ト ン	1 本		110円		220円
ボ ー ダ ー ラ イ ト	1 列		710円		1,410円
サスペンションフライダクト (ラ イ ト 付)	1 列		1,460円		2,920円
アッパーホリゾントライト	1 列		1,460円		2,920円
ローホリゾントライト	1 列		1,460円		2,920円
プロセニウムライト	1 列		1,170円		2,330円
シーリングフライダクト (ラ イ ト 付)	1 列		1,460円		2,920円
天井反射板ライト	1 列		1,200円		2,400円
ストリップライト	1 本		120円		230円

ピンスポットライト	1	台	990円	1,980円
スポットライト (0.65kw/0.5kw)	1	台	120円	230円
スポットライト (1kw)	1	台	180円	350円
照明操作卓	1	式	1,410円	2,810円
音響調整卓	1	式	710円	1,410円
音声装置	1	式	1,810円	3,620円
テープレコーダー	1	式	710円	1,410円
ビデオテープレコーダー	1	式	710円	1,410円
LDプレーヤー	1	式	710円	1,410円
ワイヤレスマイク	1	本	1,460円	2,920円
ダイナミックマイク	1	本	460円	910円
エアモニマイク	1	本	350円	700円
マイクスタンド	1	本	60円	120円
インターカム	1	式	1,170円	2,330円
16ミリ映写機	1	台	2,160円	4,320円
ビデオプロジェクター	1	台	710円	1,410円
持込機器	1kwまでごとに		120円	230円

備考

- 「料金等」とは、使用者が施設等を使用して行う事業に関し、入場料金、参加料金、会費等その名称のいかんを問わず、当該事業による役務又は便益の提供に対する対価として徴収するものをいう。ただし、当該事業の実施に直接必要な費用の範囲内で徴収するものと認められるものを除く。
- 「学習団体等」とは、生涯学習活動を目的とする団体等で教育委員会規則で定めるものをいう。
- 「その他の者」とは、2以外の者をいう。

(6) 茨城県県西生涯学習センター

ア 施設

区 分	利 用 料 金					
	午 前 〔午前9時 から正午 まで〕	午 後 〔午後1時 から午後 5時まで〕	夜 間 〔午後6時 から午後 9時まで〕	午前・午後 〔午前9時 から午後 5時まで〕	午後・夜間 〔午後1時 から午後 9時まで〕	全 日 〔午前9時 から午後 9時まで〕
小講座室(1)	850円	1,130円	1,060円	1,980円	2,190円	3,040円

料 金 等 を 徴 収	学 習 団 体 等	小講座室(2)	1,260円	1,680円	1,570円	2,940円	3,250円	4,510円
		小講座室(3)	1,230円	1,640円	1,530円	2,870円	3,170円	4,400円
		小講座室(4)	1,200円	1,600円	1,500円	2,800円	3,100円	4,300円
		和室研修室	1,210円	1,620円	1,520円	2,830円	3,140円	4,350円
		中講座室	2,310円	3,080円	2,880円	5,390円	5,960円	8,270円
		創作室	1,260円	1,680円	1,570円	2,940円	3,250円	4,510円
		会議室	2,040円	2,720円	2,550円	4,760円	5,270円	7,310円
		レッスン室	2,100円	2,800円	2,630円	4,900円	5,430円	7,530円
		多目的ホール	3,050円	4,070円	3,820円	7,120円	7,890円	10,940円
		控室	570円	760円	710円	1,330円	1,470円	2,040円
し な い 場 合	そ の 他 の 者	小講座室(1)	1,690円	2,250円	2,110円	3,940円	4,360円	6,050円
		小講座室(2)	2,510円	3,350円	3,140円	5,860円	6,490円	9,000円
		小講座室(3)	2,450円	3,270円	3,060円	5,720円	6,330円	8,780円
		小講座室(4)	2,390円	3,190円	2,990円	5,580円	6,180円	8,570円
		和室研修室	2,420円	3,230円	3,030円	5,650円	6,260円	8,680円
		中講座室	4,610円	6,150円	5,760円	10,760円	11,910円	16,520円
		創作室	2,510円	3,350円	3,140円	5,860円	6,490円	9,000円
		会議室	4,080円	5,440円	5,100円	9,520円	10,540円	14,620円
		レッスン室	4,200円	5,600円	5,250円	9,800円	10,850円	15,050円
		多目的ホール	6,100円	8,130円	7,630円	14,230円	15,760円	21,860円
控室	1,130円	1,510円	1,410円	2,640円	2,920円	4,050円		
料 金 等 を 徴 収		小講座室(1)	5,070円	6,750円	6,330円	11,820円	13,080円	18,150円
		小講座室(2)	7,530円	10,050円	9,420円	17,580円	19,470円	27,000円
		小講座室(3)	7,350円	9,810円	9,180円	17,160円	18,990円	26,340円
		小講座室(4)	7,170円	9,570円	8,970円	16,740円	18,540円	25,710円
		和室研修室	7,260円	9,690円	9,090円	16,950円	18,780円	26,040円
		中講座室	13,830円	18,450円	17,280円	32,280円	35,730円	49,560円

す る 場 合	創 作 室	7,530円	10,050円	9,420円	17,580円	19,470円	27,000円
	会 議 室	12,240円	16,320円	15,300円	28,560円	31,620円	43,860円
	レ ッ ス ン 室	12,600円	16,800円	15,750円	29,400円	32,550円	45,150円
	多目的ホール	18,300円	24,390円	22,890円	42,690円	47,280円	65,580円
	控 室	3,390円	4,530円	4,230円	7,920円	8,760円	12,150円

イ 付属設備

多 目 的 ホ ー ル 付 属 設 備 の 名 称	単 位	学 習 団 体 等 (料 金 等 を 徴 収 し な い 場 合 に 限 る 。)		左 記 以 外 の 者	
		「午前（午前9時から正午まで）」、「午後（午後1時から午後5時まで）」又は「夜間（午後6時から午後9時まで）」の使用につき		「午前（午前9時から正午まで）」、「午後（午後1時から午後5時まで）」又は「夜間（午後6時から午後9時まで）」の使用につき	
ピ ア ノ	1 台		2,920円		5,840円
演 台	1 式		290円		580円
指 揮 者 台	1 台		240円		470円
演 奏 者 譜 面 台	1 台		60円		120円
平 台	1 枚		120円		230円
金 び よ う ぶ	1 双		710円		1,410円
照 明 操 作 卓	1 式		1,410円		2,810円
シーリングフライダクト (ラ イ ト 付)	1 列		1,460円		2,920円
サスペンションフライダクト (ラ イ ト 付)	1 列		1,460円		2,920円
アッパーホリゾントライト	1 列		1,460円		2,920円
フォロースポットライト	1 台		180円		360円
スポットライト (0.5kw)	1 台		120円		230円
スポットライト (1 kw)	1 台		180円		350円
ストリップライト	1 本		120円		230円
音 響 調 整 卓	1 式		710円		1,410円
音 声 装 置	1 式		1,810円		3,620円
テ ー プ レ コ ー ダ ー	1 式		710円		1,410円

ビデオテープレコーダー	1	式	710円	1,410円
L D プ レ ー ヤ ー	1	式	710円	1,410円
ワイヤレスマイク	1	本	1,460円	2,920円
つりマイクロホン	1	本	350円	700円
ダイナミックマイク	1	本	460円	910円
コンデンサーマイク	1	本	710円	1,410円
マイクスタンド	1	本	60円	120円
フィルムTVコンバータ	1	台	710円	1,410円
16 ミ リ 映 写 機	1	台	2,160円	4,320円
ビデオプロジェクター	1	台	710円	1,410円
インターカム	1	式	1,170円	2,330円
持 込 機 器	1 kwまでごとに		120円	230円

備考

1 「料金等」とは、使用者が施設等を使用して行う事業に関し、入場料金、参加料金、会費等その名称のいかんを問わず、当該事業による役務又は便益の提供に対する対価として徴収するものをいう。ただし、当該事業の実施に直接必要な費用の範囲内で徴収するものと認められるものを除く。

2 「学習団体等」とは、生涯学習活動を目的とする団体等で教育委員会規則で定めるものをいう。

3 「その他の者」とは、2以外の者をいう。

(7) その他の教育機関

教育機関の名称	利 用 料 金			
茨城県立中央青年の家	児 童 生 徒 等	宿 泊	1人1泊につき	190円
		日 帰 り	1人1日につき	30円
	青 年 等	宿 泊	1人1泊につき	370円
		日 帰 り	1人1日につき	80円
茨城県立白浜少年自然の家	児 童 生 徒 等	宿 泊	1人1泊につき	190円
		日 帰 り	1人1日につき	30円
	青 年 等	宿 泊	1人1泊につき	370円
		日 帰 り	1人1日につき	80円
	そ の 他 の 者	宿 泊	1人1泊につき	930円
		日 帰 り	1人1日につき	190円
	児 童 生 徒 等	宿 泊	1人1泊につき	190円
		日 帰 り	1人1日につき	30円

茨城県立さしま少年自然の家	青 年 等		宿 泊 1人1泊につき 日帰り 1人1日につき	370円 80円
	そ の 他 の 者		宿 泊 1人1泊につき 日帰り 1人1日につき	930円 190円
茨城県立里美野外活動センター	キ ャ ン プ 場	児 童 生 徒 等	1人1日につき	30円
		青 年 等	1人1日につき	80円
		そ の 他 の 者	1人1日につき	190円
	宿泊施設（キャンプ場を使用している者が避難のため使用する場合を除く。）	児 童 生 徒 等	宿 泊 1人1泊につき 日帰り 1人1日につき	190円 30円
		青 年 等	宿 泊 1人1泊につき 日帰り 1人1日につき	370円 80円
		そ の 他 の 者	宿 泊 1人1泊につき 日帰り 1人1日につき	930円 190円

備考

- 1 「児童生徒等」とは、義務教育諸学校の児童及び生徒並びにこれらの者の引率者をいう。
- 2 「青年等」とは、1以外の者で25歳未満のもの及び利用料金を納入すべき者が5人以上の団体で使用する場合における当該使用する者の過半数が25歳未満の者であるときの当該使用する者をいう。
- 3 「その他の者」とは、1及び2以外の者をいう。

（茨城県保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料徴収条例の一部改正）

第7条 茨城県保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料徴収条例（昭和37年茨城県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

1 文書料

区 分	単 位	金 額 (単位 円)
1 診断書又は身体検査書	1 通	1,400
2 試験検査成績書の謄本	1 通	1,400
3 翻訳文	1 葉	1,530

2 試験検査手数料

区 分	項 目	単 位	金 額 (単位 円)		
1 食品衛生試験	(1) 理化学試験	ア 定性分析	簡易なもの	1 成分	610
			複雑なもの	1 成分	1,480
		イ 定量分析	簡易なもの	1 成分	2,320

		複雑なもの	1 成分	3,800
	ウ 栄養分析	簡易なもの	1 成分	1,830
		複雑なもの	1 成分	10,790
(2) 規格基準試験	ア 乳及び乳製品の成分規格試験	簡易なもの	1 件	3,560
		複雑なもの	1 件	11,650
	イ 食品の規格基準試験	簡易なもの	1 件	7,840
		複雑なもの	1 件	15,960
	ウ 食品添加物の規格基準試験	簡易なもの	1 件	7,360
		複雑なもの	1 件	14,470
特に複雑なもの		1 件	28,970	
(3) 特殊成分試験	ア 重金属等の試験		1 成分	5,640
	イ 農薬等の試験	簡易なもの	1 成分	6,130
		複雑なもの	1 成分	31,780
	ウ その他特殊な試験		1 成分	39,150
(4) 食品の保存試験	簡易なもの		1 件	10,050
	複雑なもの		1 件	12,760
(5) 微生物学的試験	簡易なもの		1 項目	2,100
	複雑なもの		1 項目	3,920
	特に複雑なもの		1 項目	7,840
	特殊なもの		1 項目	11,290
(6) 血清学的試験	ア 同定試験		1 項目	7,840
	イ その他特殊な試験		1 項目	11,290
(7) 無菌試験	簡易なもの		1 件	7,480
	複雑なもの		1 件	11,290
(8) 器具及び容器包装試験	ア 規格基準試験		1 件	19,640
	イ 成分を指定したときの試験	簡易なもの	1 成分	2,100
		複雑なもの	1 成分	3,800

		ウ 細菌学的試験	一般細菌に係るもの	1 件	1,830
			病原性細菌に係るもの	1 項目	3,800
			特に複雑なもの	1 項目	7,480
2 医薬品, 医薬部外品, 化粧品, 医療用具等試験	(1) 公定書規格基準試験	ア 定性分析	簡易なもの	1 件	1,000
			複雑なもの	1 件	3,800
			特に複雑なもの	1 件	6,740
		イ 定量分析	簡易なもの	1 件	4,050
			複雑なもの	1 件	7,620
			特に複雑なもの	1 件	14,470
		ウ 純度試験	簡易なもの	1 件	1,000
			複雑なもの	1 件	3,800
			特に複雑なもの	1 件	7,620
	(2) 医薬品等分析試験	ア 定性分析	簡易なもの	1 成分	1,000
			複雑なもの	1 成分	3,800
			特に複雑なもの	1 成分	6,740
		イ 定量分析	簡易なもの	1 成分	4,050
			複雑なもの	1 成分	7,620
			特に複雑なもの	1 成分	14,470
	(3) 微生物学的試験	簡易なもの	1 項目	2,100	
		複雑なもの	1 項目	3,920	
		特に複雑なもの	1 項目	7,840	
(4) 無菌試験	簡易なもの	1 件	7,480		
	複雑なもの	1 件	11,290		
(5) 動物試験	簡易なもの	1 件	17,790		
	複雑なもの	1 件	35,710		
3 水質試験	(1) 飲料水試験	ア 水道法（昭和32年法律第177号）第7条第5項第3号に規定する水質試験に係るもの		1 件	217,590
		イ 水道法第13条第1項に規定する給水開始前の水質検査に係るもの		1 件	251,150

	ウ 水道法第20条第1項に規定する定期及び臨時の水質検査に係るもの	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準省令」という。）の表の上欄に掲げる事項に関して行うもの	1 件	251,150
		水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第15条第1項第3号イ本文に規定する事項に関して行うもの	1 件	7,320
		水道法施行規則第15条第1項第3号ハ本文に規定する事項（同号ハただし書に規定する事項を除く。）に関して行うもの	1 件	113,010
	エ 茨城県安全な飲料水の確保に関する条例（昭和55年茨城県条例第54号）第9条に規定する給水開始前の水質検査に係るもの		1 件	251,150
	オ 茨城県安全な飲料水の確保に関する条例第10条第1項に規定する定期及び臨時の水質検査に係るもの	水質基準省令の表の1の項, 2の項, 10の項, 33の項, 37の項, 38の項及び45の項から50の項までの上欄に掲げる事項並びに知事が指定する事項に関して行うもの	1 件	12,210
		水質基準省令の表の18の項及び19の項の上欄に掲げる事項に関して行うもの	1 件	63,420
カ 茨城県安全な飲料水の確保に関する条例第20条第2項に規定する水質検査に係るもの		1 件	8,560	
	キ 一般飲料水試験	理化学試験	1 件	2,240
		細菌学試験	1 件	3,500
(2) 成分を指定する水質試験	ア 定性分析	簡易なもの	1 成分	730
		複雑なもの	1 成分	1,830
		特に複雑なもの	1 成分	3,800
	イ 定量分析	簡易なもの	1 成分	1,480
		複雑なもの	1 成分	2,580

		特に複雑なもの	1 成分	3,800
	ウ 特殊成分試験	簡易なもの	1 成分	31,780
		複雑なもの	1 成分	39,150
(3) 細菌試験		簡易なもの	1 項目	1,600
		複雑なもの	1 項目	3,920
(4) 河川水試験	ア 定性分析	簡易なもの	1 成分	730
		複雑なもの	1 成分	1,830
	イ 定量分析	簡易なもの	1 成分	1,480
		複雑なもの	1 成分	2,580
		特に複雑なもの	1 成分	3,800
(5) 工場排水試験	ア 定性分析	簡易なもの	1 成分	730
		複雑なもの	1 成分	1,830
		特に複雑なもの	1 成分	3,800
	イ 定量分析	簡易なもの	1 成分	1,480
		複雑なもの	1 成分	2,580
		特に複雑なもの	1 成分	3,800
		特殊なもの	1 成分	8,470
(6) 下水試験	ア 定性分析	簡易なもの	1 成分	730
		複雑なもの	1 成分	1,830
	イ 定量分析	簡易なもの	1 成分	1,480
		複雑なもの	1 成分	2,580
		特に複雑なもの	1 成分	3,800
	ウ し尿及び下水処理施設機能試験	1 検体	11,900	
	エ し尿浄化槽及び下水処理施設放流水試験	1 件	6,010	
(7) 微生物学的試験		簡易なもの	1 項目	2,100
		複雑なもの	1 項目	3,920
		特に複雑なもの	1 項目	7,840
		特殊なもの	1 項目	11,290

4 環境衛生試験	(1) 有毒ガス等試験		簡易なもの	1 成分	1,000
			複雑なもの	1 成分	3,800
	(2) 室内空気試験	ア 普通室内試験		1 室	12,150
		イ 特殊室内試験		1 室	31,530
		ウ 特殊作業場試験		1 作業場	95,210
	(3) 空中落下菌試験			1 箇所	1,000
	(4) 産業廃棄物試験	ア 定性分析	簡易なもの	1 成分	730
			複雑なもの	1 成分	1,830
			特に複雑なもの	1 成分	3,800
		イ 定量分析	簡易なもの	1 成分	2,320
			複雑なもの	1 成分	3,310
			特に複雑なもの	1 成分	8,470
			特殊なもの	1 成分	39,150
		(5) ばいじん量等試験		簡易なもの	1 測定口
複雑なもの	1 測定口			159,760	
5 温泉水及び鉱泉水試験	(1) 小分析			1 件	16,070
	(2) 中分析			1 件	82,700
	(3) 定性分析			1 成分	1,830
	(4) 定量分析			1 成分	2,820
6 土壌、野菜等の寄生虫検査				1 項目	1,000
7 消毒剤、殺虫剤等の効力試験	(1) 消毒剤の効力試験	ア 前処理を必要としないもの		1 件	15,090
		イ 前処理を必要とするもの		1 件	18,760
	(2) 殺虫剤等の効力試験	ア 室内試験		1 件	10,910
		イ 野外試験		1 件	19,030
8 衛生動物及びこれに類似するものの試験	(1) 種類同定		簡易なもの	1 件	1,210
			複雑なもの	1 件	3,800
	(2) 生態習性その他の調査			1 件	2,100
9 狂犬病、炭疽等の試験	簡易なもの			1 件	2,100

	複雑なもの	1 件	3,920	
	特に複雑なもの	1 件	12,880	
10 臨床化学試験	簡易なもの	1 成分	4,310	
	複雑なもの	1 成分	7,480	
	特に複雑なもの	1 成分	15,960	
	特殊なもの	1 成分	34,600	
11 家庭用品等試験	簡易なもの	1 成分	1,350	
	複雑なもの	1 成分	4,660	
	特に複雑なもの	1 成分	11,290	
12 化学物質の変異原性試験	(1) エームス試験	ア サルモネラ菌を用いる方法	1 成分	247,740
		イ サルモネラ菌及び大腸菌を用いる方法	1 成分	308,350
	(2) 修復試験		1 成分	180,250

(茨城県行政財産の使用料徴収条例の一部改正)

第 8 条 茨城県行政財産の使用料徴収条例（昭和39年茨城県条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同条第 2 項中「100分の7.56」を「100分の7.7」に改める。

(社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 9 条 社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例（昭和39年茨城県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 5 条関係）

ラーク・ハイツ

使用料 (単位 円)	室 料			宿 泊 料		
	午 前 〔午前 9 時から 正午まで〕	午 後 〔午後 1 時から 午後 5 時まで〕	夜 間 〔午後 5 時から 午後 9 時ま で。同一施設 における宿泊 を伴う場合を 除く。〕	午後 5 時から翌日の 午前 9 時まで		
区 分						
大 会 議 室	4,310	5,730	7,280			
小 会 議 室	1,560	2,040	2,510			
和 室	1,440	1,670	1,780	母子家庭の母及 び児童，父子家 庭の父及び児童， 寡婦及びこれに 準ずる者並びに 母子・父子福祉 関係者	16歳以上の 者	1 人につき 900
					16歳未満の 者	1 人につき 520

				その他の者	16歳以上の者	1人につき 1,780
					16歳未満の者	1人につき 900
調理実習室	2,740	3,820	4,780			

備考

- 1 母子家庭の母及び児童，父子家庭の父及び児童，寡婦及びこれに準ずる者並びに母子・父子福祉関係者については，室料は徴収しない。
- 2 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に就学する前の児童（以下「小学校未就学児童」という。）については，使用料は徴収しない。

別表第4 (1) 茨城県立児童センターこどもの城の表中「360」を「370」に，「880」を「900」に，「1,150」を「1,170」に改める。

別表第4 (2) 茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎの表を次のように改める。

(2) 茨城県立聴覚障害者福祉センターやすらぎ

区分		利用料金 (単位 円)	午 前 〔午前9時 から正午 まで〕	午 後 〔午後1時 から午後 5時まで〕	夜 間 〔午後6時 から午後 10時まで〕	午前・午後 〔午前9時 から午後 5時まで〕	午後・夜間 〔午後1時 から午後 10時まで〕	全 日 〔午前9時 から午後 10時まで〕
		社会福祉関係者	研修室 (和室)	370	370	370	530	730
研修室 (洋室)	330		330	330	450	650	770	1,100
実習室	330		330	330	450	650	770	1,100
会議室	700		700	700	1,200	1,410	1,900	2,610
その他の者	研修室 (和室)	1,500	1,960	1,960	2,570	3,450	4,520	6,020
	研修室 (洋室)	1,300	1,660	1,660	2,200	2,950	3,860	5,150
	実習室	1,300	1,660	1,660	2,200	2,950	3,860	5,150
	会議室	3,660	5,090	5,090	6,500	8,750	11,590	15,250

別表第4 (3) 茨城県立視覚障害者福祉センターの表中「270」を「280」に，「110」を「120」に，「850」を「870」に改める。

(茨城県鹿島臨海都市計画下水道条例の一部改正)

第10条 茨城県鹿島臨海都市計画下水道条例（昭和45年茨城県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

(茨城県立国民宿舎「鶴の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 茨城県立国民宿舎「鶴の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」の設置及び管理に関する条例（昭和46年茨城県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 宿泊利用料金 その1 通常料金の表を次のように改める。

- 1 この表で定める料金は、その2 身体障害者特別料金による場合を除く全ての場合に適用する料金である。
- 2 「一般利用」とは、団体利用以外の場合をいう。
- 3 「団体利用」とは、20人以上の団体で宿泊利用する場合をいう。
- 4 「宿泊人数」とは、その部屋の宿泊利用者の数による利用の区分をいう。この場合において、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）に就学する前の児童（以下「小学校未就学児童」という。）は、宿泊人数に含めないものとする。
- 5 「小学校児童」とは、小学校に就学する児童をいう。
- 6 「幼児」とは、小学校未就学児童であつて独立して寝具を使用するものをいう。
- 7 この表に掲げる金額には、入湯税及び食事代は含まない。

別表第1 1 宿泊利用料金 その2 身体障害者特別料金の表中「5,724」を「5,830」に、「4,644」を「4,730」に改める。

別表第1 1 宿泊利用料金 その3 夏季及び年末年始等加算料金の表中「2,160」を「2,200」に、「1,080」を「1,100」に改める。

別表第1 2 広間利用料金の表中

11,880	23,760	を に改める。
6,480	12,960	
3,780	7,560	
2,160	4,320	
5,400	10,800	

12,100	24,200	に改める。
6,600	13,200	
3,850	7,700	
2,200	4,400	
5,500	11,000	

別表第2中「11,880」を「12,100」に、「23,760」を「24,200」に、「5,940」を「6,050」に改める。

（茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第12条 茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例（昭和47年茨城県条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第14条、第18条関係）

1 一般利用の場合の利用料金

利 用 区 分		基本料金 (1人につき)	超過料金 (1人につき)
義務教育諸学校又は高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）を含む。以下同じ。）に在学する者（18歳未	10m射場	150円	80円

個人が利用する場合	満の者に限る。)			
	高等学校に在学する者（18歳以上の者に限る。）	10m射場	150円	80円
		50m射場	200円	100円
	大学（高等専門学校（第4学年以上に限る。）を含む。以下同じ。）に在学する者	10m射場	310円	150円
		50m射場	410円	200円
	その他の者	10m射場	610円	310円
50m射場		810円	410円	
10人以上の者が団体で利用する場合	義務教育諸学校又は高等学校に在学する者（18歳未満の者に限る。）	10m射場	120円	60円
		10m射場	120円	60円
	高等学校に在学する者（18歳以上の者に限る。）	50m射場	160円	80円
		10m射場	240円	120円
	大学に在学する者	50m射場	330円	160円
		10m射場	490円	240円
その他の者	50m射場	650円	330円	

備考 「基本料金」とは利用時間が2時間までの利用料金をいい、「超過料金」とは利用時間が2時間を超えるときにその超える時間1時間までごとの利用料金をいう。

2 専用利用の場合の利用料金

利用区分		時間区分			左の区分により難しい場合 (1時間までごとに)
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	
義務教育諸学校又は高等学校に在学する者（18歳未満の者に限る。）	10m射場	6,360円	6,360円	12,710円	1,590円
	10m射場	6,360円	6,360円	12,710円	1,590円
高等学校に在学する者（18歳以上の者に限る。）	50m射場	8,150円	8,150円	16,300円	2,040円
	10m射場	12,710円	12,710円	25,420円	3,180円
大学に在学する者	50m射場	16,300円	16,300円	32,590円	4,070円
	10m射場	25,420円	25,420円	50,840円	6,360円
その他の者	50m射場	32,590円	32,590円	65,190円	8,150円

備考 「専用利用」とは、施設を専用して利用する場合をいう。

(茨城県入港料条例の一部改正)

第13条 茨城県入港料条例(昭和52年茨城県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1円8銭」を「1円10銭」に改める。

(茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例(昭和54年茨城県条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第2 1 茨城県植物園の利用料金の表中「310円」を「320円」に、「1,030円」を「1,050円」に改める。

別表第2 2 特定施設の利用料金の表中「2,990円」を「3,050円」に、「1,500円」を「1,530円」に、「2,240円」を「2,280円」に、「1,120円」を「1,140円」に、「1,450円」を「1,480円」に、「710円」を「720円」に、「1,220円」を「1,240円」に、「610円」を「620円」に改める。

(茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第15条 茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例(昭和55年茨城県条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第15条, 第18条関係)

1 研修室の利用料金

区 分			金 額 (単位 円)			
			午 前 〔午前9時から 正午まで〕	午 後 〔午後1時から 午後5時まで〕	夜 間 〔午後6時から 午後10時まで〕	
青 少 年 等	大 研 修 室		2,210	2,820	3,560	
	中	研 修 室 1	1,350	1,830	2,320	
	中	研 修 室 2	1,700	2,370	3,060	
	小 研 修 室		870	1,210	1,480	
	特 別 研 修 室		490	610	730	
	中 和 研 修 室		610	730	870	
	小 和 研 修 室		410	490	570	
青	大 研 修 室	非営利目的	平 日	5,180	6,920	8,550
			土・日曜日, 休日	6,220	8,300	10,260
		営 利 目 的	平 日	7,770	10,370	12,820
			土・日曜日, 休日	9,320	12,450	15,380
	中 研 修 室 1	非営利目的	平 日	2,580	3,560	4,520
			土・日曜日, 休日	3,090	4,280	5,430
		営 利 目 的	平 日	3,870	5,350	6,790
			土・日曜日, 休日	4,630	6,410	8,140
		非営利目的	平 日	3,390	4,650	5,900

少 年 等 以 外 の 者	中研修室 2		土・日曜日, 休日	4,060	5,570	7,070
		営利目的	平 日	5,090	6,980	8,840
			土・日曜日, 休日	6,110	8,370	10,600
	小研修室	非営利目的	平 日	1,830	2,450	3,070
			土・日曜日, 休日	2,200	2,930	3,680
		営利目的	平 日	2,740	3,680	4,600
			土・日曜日, 休日	3,290	4,410	5,510
	特別研修室	非営利目的	平 日	870	1,210	1,480
			土・日曜日, 休日	1,040	1,460	1,770
		営利目的	平 日	1,300	1,820	2,210
			土・日曜日, 休日	1,550	2,180	2,650
	中和研修室	非営利目的	平 日	1,000	1,350	1,710
			土・日曜日, 休日	1,190	1,610	2,050
		営利目的	平 日	1,490	2,030	2,560
			土・日曜日, 休日	1,780	2,420	3,060
	小和研修室	非営利目的	平 日	650	900	1,130
			土・日曜日, 休日	770	1,080	1,350
		営利目的	平 日	980	1,350	1,700
			土・日曜日, 休日	1,160	1,610	2,040

備考 「営利目的」とは、営利、宣伝その他これらに類する目的をいう。

2 宿泊室の利用料金

区 分		金 額 (午後3時から翌日の午前10時まで)	(単位 円)
児 童 生 徒 等	中 和 宿 泊 室	1人につき	210
	小 和 宿 泊 室	1人につき	440
	小 洋 宿 泊 室	1人につき	540
青 年 等	中 和 宿 泊 室	1人につき	440
	小 和 宿 泊 室	1人につき	880
	小 洋 宿 泊 室	1人につき	1,090

青少年関係者等	中和宿泊室	1人につき	880
	小和宿泊室	1人につき	1,630
	小洋宿泊室	1人につき	2,180
その他の者	中和宿泊室（10人以上で利用する場合に限る。）	1人につき	1,470
	小和宿泊室，中和宿泊室（10人未満で利用する場合に限る。）	1人につき	2,920
	小洋宿泊室	1人につき	3,440

備考

- 1 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に就学する前の児童（以下「小学校未就学児童」という。）及びその引率者については，利用料金は徴しない。
- 2 「児童生徒等」とは，義務教育諸学校の児童及び生徒並びにこれらの者の引率者をいう。
- 3 「青年等」とは，小学校未就学児童及びその引率者並びに児童生徒等以外の者で25歳未満のもの及びその引率者をいう。
- 4 「青少年関係者等」とは，青少年の健全育成を目的として宿泊室を利用する者で，1から3までに掲げる者以外のものをいう。
- 5 「その他の者」とは，1から4までに掲げる者以外の者をいう。

（茨城県水道条例の一部改正）

第16条 茨城県水道条例（昭和57年茨城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

（茨城県大洗マリントワーの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第17条 茨城県大洗マリントワーの設置及び管理に関する条例（昭和63年茨城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

別表中「340円」を「350円」に，「310円」を「320円」に，「280円」を「290円」に，「160円」を「170円」に，「140円」を「150円」に改める。

（つくばヘリポートの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第18条 つくばヘリポートの設置及び管理に関する条例（平成3年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表中

1回につき	840円
1回につき	1,330円
1回につき	1,930円
1回につき1,930円に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり1,410	

1回につき	860円
1回につき	1,350円
1回につき	1,970円
1回につき1,970円に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり1,440	

円を加算した額		円を加算した額	
480円		490円	
960円	を	980円	に改める。
960円に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり17円を加算した額		980円に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり18円を加算した額	
停留開始後24時間までごとに1,960円		停留開始後24時間までごとに2,000円	
停留開始後24時間までごとに3,920円		停留開始後24時間までごとに3,990円	
停留開始後24時間までごとに3,920円に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり70円を加算した額		停留開始後24時間までごとに3,990円に最大離陸重量が6トンを超える部分について1トン当たり73円を加算した額	

(茨城県立健康プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 茨城県立健康プラザの設置及び管理に関する条例(平成3年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条, 第15条, 第19条関係)

施設の種類	利用料金 (単位 円)	午 前	午 後	全 日
		〔午前9時から 正午まで〕	〔午後1時から 午後5時まで〕	〔午前9時から 午後5時まで〕
大 会 議 室		4,530	6,030	10,560
中 会 議 室		2,260	3,010	5,270
小 会 議 室		1,980	2,650	4,630
視 聴 覚 室		2,260	3,010	5,270

(茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例(平成3年茨城県条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第7条, 第15条, 第19条関係)

この表における社会福祉関係者の欄は, 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業を経営する者又は県民の福祉の増進を目的とする団体で知事の指定するものがその事業を行うために会館の施設又は附属設備を使用する場合に適用する。

1 施設利用料金

その1

施設の種類	社 会 福 祉 関 係 者					
	午 前 〔午前9時〕	午 後 〔午後1時〕	夜 間 〔午後6時〕	午前・午後 〔午前9時〕	午後・夜間 〔午後1時〕	全 日 〔午前9時〕

	〔から正午 まで〕	〔から午後 5時まで〕	〔から午後 9時まで〕	〔から午後 5時まで〕	〔から午後 9時まで〕	〔から午後 9時まで〕
コミュニティホール	1,670	2,210	2,100	3,880	4,310	5,970
楽屋	280	390	390	660	770	1,050
大研修室	1,400	1,850	1,770	3,250	3,630	5,020
中研修室	940	1,250	1,200	2,190	2,460	3,390
小研修室(A)	660	870	810	1,530	1,690	2,340
小研修室(B)	280	390	390	660	770	1,050
多目的ホール	1,220	1,600	1,530	2,830	3,140	4,360
高齢者研修室	790	1,070	990	1,860	2,060	2,850

(単位 円)

そ の 他 の 者					
午 前 〔午前9時 から正午 まで〕	午 後 〔午後1時 から午後 5時まで〕	夜 間 〔午後6時 から午後 9時まで〕	午前・午後 〔午前9時 から午後 5時まで〕	午後・夜間 〔午後1時 から午後 9時まで〕	全 日 〔午前9時 から午後 9時まで〕
6,640	8,830	8,390	15,470	17,220	23,860
1,090	1,530	1,530	2,620	3,060	4,150
5,550	7,400	7,080	12,960	14,490	20,040
3,710	5,010	4,800	8,720	9,810	13,520
2,620	3,490	3,270	6,110	6,750	9,380
1,090	1,530	1,530	2,620	3,060	4,150
4,900	6,430	6,100	11,330	12,520	17,430
3,170	4,260	3,920	7,410	8,170	11,340

その2

(単位 円)

施 設 の 名 称	社 会 福 祉 関 係 者	そ の 他 の 者
ギャラリ－	1日につき 2,590	1日につき 10,340

2 付属設備利用料金

(単位 円)

付 属 設 備 の 名 称	単 位	社 会 福 祉 関 係 者	そ の 他 の 者	備 考
		「午前(午前9時から正午まで)」、「午後(午後1時から午後5時まで)」又は「夜間(午後6時から午後9時まで)」の使用につき	「午前(午前9時から正午まで)」、「午後(午後1時から午後5時まで)」又は「夜間(午後6時から午後9時まで)」の使用につき	
ピアノ	1台	730	2,920	「午前・午後(午前9

舞 台 設 備	反 響 板	1 式	1,040	4,140
	演 壇	1 台	140	590
	譜 面 台	1 台	30	100
	平 台	1 枚	60	230
	金 び ょ う ぶ	1 双	340	1,350
照 明 設 備	調 光 装 置	1 式	700	2,800
	ボ ー ダ ー ラ イ ト	1 列	210	810
	シーリングフライダクト (ラ イ ト 付)	1 列	730	2,920
	サスペンションフライダクト (ラ イ ト 付)	1 列	730	2,920
	アッパー水平ライト	1 式	730	2,920
	ロア水平ライト	1 式	360	1,420
	フ ッ ト ラ イ ト	1 式	300	1,160
	フォロースポットライト	1 台	90	360
音 響 設 備	音 声 調 整 卓	1 式	360	1,420
	音 声 装 置	1 式	900	3,620
	ビ デ オ デ ッ キ	1 式	360	1,420
	テ ー プ レ コ ー ダ ー	1 式	360	1,420
	マ イ ク ロ ホ ン	1 本	170	700
	コンデンサーマイクロホン	1 本	360	1,420
	ワイヤレスマイクロホン	1 本	730	2,920
	つりマイクロホン装置	1 式	170	700
	マ イ ク ス タ ン ド	1 本	30	100
映 写 機	映写機 (16ミリメートル)	1 式	1,080	4,330
	ビデオプロジェクター	1 式	360	1,420
	O H P	1 式	360	1,420
	O A プロジェクター	1 式	360	1,420
	スライドプロジェクター	1 式	360	1,420
そ の	イ ン タ ー カ ム	1 式	590	2,320
	シ ャ ワ ー 室	1 回	360	1,420

時から午後5時まで)」
又は「午後・夜間 (午
後1時から午後9時
まで)」の使用につ
いては、左の額の2
倍に相当する額と
し、「全日 (午前9
時から午後9時
まで)」の使用につ
いては、左の額の3
倍に相当する額と
する。

他	持 込 機 器	1キロ ワット までご とに	60	230
---	---------	-------------------------	----	-----

(茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例（平成5年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第17条、第21条関係）

区 分			利 用 料 金	
			アマチュアが 利用するとき	アマチュア以外が 利用するとき
グ ラ ウ ン ド	スタンドを利用 しない場合又は 1階メインスタ ンドのみを利用 する場合	午前9時から正午まで	10,570円	600,190円
		正午から午後5時まで	17,540円	
		午後5時から午後10時まで	17,540円	
		午前9時から午後10時まで	45,530円	
		超過料金（1時間までごとに）	3,810円	
	1階の全てのス タンドを利用す る場合	午前9時から正午まで	42,470円	600,190円
		正午から午後5時まで	70,790円	
		午後5時から午後10時まで	70,790円	
		午前9時から午後10時まで	184,060円	
		超過料金（1時間までごとに）	15,390円	
	全てのスタンド を利用する場合	午前9時から正午まで	76,770円	1,084,750円
		正午から午後5時まで	127,950円	
		午後5時から午後10時まで	127,950円	
		午前9時から午後10時まで	332,660円	
		超過料金（1時間までごとに）	27,820円	
	入場料金を徴す る場合の上記料 金への加算額	入場者数が20,000人以下の場 合	入場料金の総額の100 分の7.5に相当する 額に0.7を乗じて得 た額	入場料金の総額の100 分の7.5に相当する 額
			入場料金の総額を入 場者数で除して得た 額に20,000を乗じて 得た額（以下「20,000 人相当の入場料金額」 という。）の100分の	20,000人相当の入場 料金額の100分の7.5 に相当する額に入 場料金の総額から 20,000人相当の入場 料金額を減じて得た

		入場者数が20,000人を超える場合	7.5に相当する額に入場料金の総額から20,000人相当の入場料金額を減じて得た額の100分の5に相当する額を加えて得た額	額の100分の5に相当する額を加えて得た額
更衣室（シャワー設備を利用する場合に限る。）	午前9時から正午まで		1,840円	4,570円
	正午から午後5時まで		1,840円	4,570円
	午後5時から午後10時まで		1,840円	4,570円
	午前9時から午後10時まで		5,450円	13,610円
	超過料金（1時間までごとに）		540円	1,190円
放送室	午前9時から正午まで		1,840円	4,570円
	正午から午後5時まで		1,840円	4,570円
	午後5時から午後10時まで		1,840円	4,570円
	午前9時から午後10時まで		5,450円	13,610円
	超過料金（1時間までごとに）		440円	1,090円
テレビ・ラジオ放送室	大ブース	1日につき	14,050円	35,190円
	小ブース		2,280円	5,660円
大会議室	午前9時から正午まで		1,830円	4,450円
	正午から午後5時まで		2,210円	5,490円
	午後5時から午後10時まで		2,210円	5,490円
	午前9時から午後10時まで		6,110円	15,300円
	超過料金（1時間までごとに）		770円	1,830円
中会議室	午前9時から正午まで		1,530円	3,710円
	正午から午後5時まで		1,840円	4,570円
	午後5時から午後10時まで		1,840円	4,570円
	午前9時から午後10時まで		5,090円	12,750円
	超過料金（1時間までごとに）		650円	1,530円
		午前9時から正午まで	1,220円	2,960円
		正午から午後5時まで	1,480円	3,670円

小 会 議 室	午後5時から午後10時まで		1,480円	3,670円
	午前9時から午後10時まで		4,070円	10,210円
	超過料金（1時間までごとに）		520円	1,220円
貴 賓 室	1日につき		6,110円	15,300円
来 賓 室	1日につき		2,980円	7,320円
特 別 室	1日につき		2,980円	7,320円
入 場 券 発 売 所	1式1日につき		2,500円	6,110円
大 型 映 像 装 置	文字のみを表示する場合	1基1時間までごとに	5,490円	27,420円
	文字及び映像を表示する場合		10,970円	
夜 間 照 明 施 設	全てを利用する場合	1時間までごとに	11,590円	132,420円
	3分の2を利用する場合		7,720円	88,290円
	2分の1を利用する場合		5,800円	66,210円
場 内 駐 車 場	1式1日につき		—	560,940円
場 外 駐 車 場			30,600円	

備考 この表により算定した利用料金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別表第2（第17条、第21条関係）

区 分		利用料金
物 品 の 販 売	施設を設ける場合	1日につき 占有面積に1平方メートル当たり40円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額
	施設を設けない場合	1日につき 売り子の人数に1,260円を乗じて得た額に売上げの100分の5に相当する額を加えて得た額
業として行う写真の撮影		カメラ1台当たり1日につき 710円
業として行う映画の撮影		1日につき 11,150円
営利・宣伝を目的としないもの		午前9時から正午まで 22,880円
		正午から午後5時まで 27,450円
		午後5時から午後10時まで 27,450円

興行等		午前9時から午後10時まで	77,780円
		超過料金（1時間までごとに）	11,430円
	営利・宣伝を目的とするもの	午前9時から正午まで	76,360円
		正午から午後5時まで	91,610円
		午後5時から午後10時まで	91,610円
		午前9時から午後10時まで	253,930円
		超過料金（1時間までごとに）	38,240円
		入場料金を徴する場合の上記料金への加算額	入場者数が20,000人以下の場合
	入場者数が20,000人を超える場合		20,000人相当の入場料金額の100分の7.5に相当する額に入場料金の総額から20,000人相当の入場料金額を減じて得た額の100分の5に相当する額を加えて得た額
	広告	グラウンド内（スタンド前面のフェンス部分を含む。以下この表において同じ。）	1平方メートル当たり1日につき
大型映像装置内		1平方メートル当たり1日につき	2,230円
グラウンド内及び大型映像装置以外の箇所		1平方メートル当たり1日につき	1,090円

備考 この表により算定した利用料金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（茨城県立医療大学授業料等徴収条例の一部改正）

第22条 茨城県立医療大学授業料等徴収条例（平成6年茨城県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「51,430円」を「52,380円」に、「720,000円」を「733,330円」に、「771,430円」を「785,720円」に、「8,230円」を「8,380円」に、「234,510円」を「238,850円」に、「260,230円」を「265,050円」に改める。

（茨城県波崎漁港海岸休憩施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第23条 茨城県波崎漁港海岸休憩施設の設置及び管理に関する条例（平成7年茨城県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「，寄付行為」を削り、「これら」を「これ」に改める。

第12条第2項第1号中「200円」を「210円」に改める。

（茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第24条 茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例（平成8年茨城県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中「13,220円」を「13,460円」に、「2,380円」を「2,420円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「5,730円」を「5,840円」に改める。

（つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第25条 つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例（平成11年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第16条，第20条関係）

1 施設利用料金

(1) 各施設の利用料金

施設の区分			利用時間の区分		午 前 〔午前9時から〕 〔正午まで〕	午 後 〔午後1時から〕 〔午後5時まで〕
大ホール（控室を含む。）	1階席のみを利用する場合	入場料を徴しない場合及び入場料の最高額が5,000円未満の場合	営利，宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	平 日	124,450	166,050
				土・日曜日，休日	149,390	199,250
		上記以外の場合	平 日	82,970	110,730	
			土・日曜日，休日	99,630	132,840	
		入場料の最高額が5,000円以上の場合	平 日	124,450	166,050	
			土・日曜日，休日	149,390	199,250	
	全部を利用する場合	入場料を徴しない場合及び入場料の最高額が5,000円未満の場合	営利，宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	平 日	177,880	237,280
				土・日曜日，休日	213,400	284,750
		上記以外の場合	平 日	118,590	158,190	
			土・日曜日，休日	142,270	189,830	
		入場料の最高額が5,000円以上の場合	平 日	177,880	237,280	
			土・日曜日，休日	213,400	284,750	
多 目 的 ホ ー ル			営利，宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	95,230	126,970	
			上記以外の場合	63,480	84,650	
大 会 議 室 1 0 1			営利，宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	60,350	80,560	
			上記以外の場合	40,230	53,750	
大 会 議 室 1 0 2			営利，宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	60,350	80,560	
			上記以外の場合	40,230	53,750	
大 会 議 室 1 0 1 及 び 1 0 2			営利，宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	123,830	164,370	
			上記以外の場合	82,550	109,580	
控 室 1 0 1			営利，宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	1,360	1,990	
			上記以外の場合	950	1,360	
中 ホ ー ル 2 0 0			営利，宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	122,250	163,120	
			上記以外の場合	81,500	108,750	

(単位 円)

夜 間 〔午後6時から 午後9時まで〕	午前・午後 〔午前9時から 午後5時まで〕	午後・夜間 〔午後1時から 午後9時まで〕	全 日 〔午前9時から 午後9時まで〕	そ の 他 〔1時間まで ごとに〕
186,790	232,570	282,230	381,850	62,230
224,190	279,080	338,590	458,230	74,700
124,560	155,050	188,150	254,570	41,480
149,500	186,050	225,760	305,480	49,760
186,790	232,570	282,230	381,850	62,230
224,190	279,080	338,590	458,230	74,700
266,830	332,200	403,230	545,600	88,950
320,250	398,620	483,790	654,650	106,750
177,880	221,470	268,820	363,730	59,300
213,500	265,780	322,560	436,440	71,130
266,830	332,200	403,230	545,600	88,950
320,250	398,620	483,790	654,650	106,750
142,790	177,680	215,920	291,970	47,560
95,230	118,480	143,950	194,650	31,750
90,620	112,830	137,030	185,220	30,170
60,450	75,220	91,350	123,520	20,120
90,620	112,830	137,030	185,220	30,170
60,450	75,220	91,350	123,520	20,120
184,480	228,800	277,200	373,680	61,500
122,990	152,530	184,800	249,120	40,960
2,200	2,830	3,450	4,500	730
1,470	1,880	2,300	3,040	420
183,330	228,280	277,200	374,950	61,080
122,250	152,220	184,800	249,960	40,750

中 会 議 室 2 0 1		営利， 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	55,630	74,170
		上記以外の場合	37,080	49,450
中会議室201 を分割して利用する場合	2 0 1 A	営利， 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	27,760	37,080
		上記以外の場合	18,550	24,720
	2 0 1 B	営利， 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	29,330	38,650
		上記以外の場合	19,590	25,770
中 会 議 室 2 0 2		営利， 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	55,630	74,170
		上記以外の場合	37,080	49,450
中会議室202 を分割して利用する場合	2 0 2 A	営利， 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	29,330	38,650
		上記以外の場合	19,590	25,770
	2 0 2 B	営利， 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	29,330	38,650
		上記以外の場合	19,590	25,770
控 室 2 0 1		営利， 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	2,620	3,560
		上記以外の場合	1,780	2,410
中 ホ ー ル 3 0 0 (控 室 を 含 む 。)		営利， 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	135,560	180,720
		上記以外の場合	90,410	120,480
小 会 議 室 3 0 1		営利， 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	13,520	18,020
		上記以外の場合	9,010	12,050
特 別 会 議 室 3 0 2		営利， 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	38,350	51,230
		上記以外の場合	25,560	34,150
小 会 議 室 3 0 3		営利， 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	29,230	38,970
		上記以外の場合	19,480	25,980
小 会 議 室 3 0 4		営利， 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	27,030	36,150
		上記以外の場合	18,020	24,100
和 室 3 0 5		営利， 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	8,900	11,950
		上記以外の場合	5,970	7,960
和 室 3 0 6		営利， 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	8,900	11,950
		上記以外の場合	5,970	7,960

83,280	103,720	126,030	170,350	27,760
55,520	69,150	84,020	113,560	18,440
41,590	51,850	62,960	85,170	13,830
27,760	34,570	42,010	56,780	9,220
43,160	53,430	64,530	86,750	14,350
28,810	35,620	43,050	57,830	9,530
83,280	103,720	126,030	170,350	27,760
55,520	69,150	84,020	113,560	18,440
43,160	53,430	64,530	86,750	14,350
28,810	35,620	43,050	57,830	9,530
43,160	53,430	64,530	86,750	14,350
28,810	35,620	43,050	57,830	9,530
3,880	5,030	5,970	8,170	1,250
2,620	3,350	3,980	5,450	840
203,350	253,000	307,160	415,800	67,780
135,560	168,670	204,810	277,200	45,150
20,220	25,250	30,590	41,480	6,700
13,520	16,870	20,430	27,650	4,500
57,620	71,650	87,050	117,850	19,170
38,450	47,770	58,040	78,570	12,780
43,790	54,480	66,320	89,570	14,560
29,230	36,350	44,210	59,720	9,750
40,550	50,600	61,280	82,970	13,520
27,030	33,730	40,850	55,320	9,010
13,520	16,650	20,430	27,450	4,500
9,010	11,100	13,620	18,330	2,930
13,520	16,650	20,430	27,450	4,500
9,010	11,100	13,620	18,330	2,930

小 会 議 室 4 0 1	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	18,850	25,150	
	上記以外の場合	12,570	16,760	
小 会 議 室 4 0 2	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	18,850	25,150	
	上記以外の場合	12,570	16,760	
小 会 議 室 4 0 3	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	18,850	25,150	
	上記以外の場合	12,570	16,760	
小 会 議 室 4 0 4	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	18,850	25,150	
	上記以外の場合	12,570	16,760	
小 会 議 室 4 0 5	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	32,680	43,370	
	上記以外の場合	21,790	28,920	
小会議室405を分割して利用する場合	4 0 5 A	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	17,920	23,250
		上記以外の場合	11,950	15,500
	4 0 5 B	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	17,920	23,250
		上記以外の場合	11,950	15,500
中 会 議 室 4 0 6	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	45,250	60,130	
	上記以外の場合	30,170	40,120	
小 会 議 室 4 0 7	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	10,050	13,520	
	上記以外の場合	6,700	9,010	
小会議室407を分割して利用する場合	4 0 7 A	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	6,600	8,280
		上記以外の場合	4,400	5,550
	4 0 7 B	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	6,600	8,280
		上記以外の場合	4,400	5,550
屋 上 庭 園	営利, 宣伝その他これらに類する目的で利用する場合			
	上記以外の場合			

備考

- 1 「その他」とは、午後9時から翌日の午前9時まで、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 3 「1回」とは、午前9時から午後9時までの間の1回の利用をいう。
- 4 練習、準備又は撤去のために利用する場合の利用料金は、この表に規定する利用料金の額に100分の50を乗じ

28,280	35,200	42,750	57,830	9,430
18,850	23,470	28,500	38,550	6,280
28,280	35,200	42,750	57,830	9,430
18,850	23,470	28,500	38,550	6,280
28,280	35,200	42,750	57,830	9,430
18,850	23,470	28,500	38,550	6,280
28,280	35,200	42,750	57,830	9,430
18,850	23,470	28,500	38,550	6,280
49,030	60,970	73,850	99,950	16,350
32,680	40,650	49,240	66,630	10,900
26,080	32,050	38,450	51,550	8,700
17,390	21,370	25,670	34,360	5,760
26,080	32,050	38,450	51,550	8,700
17,390	21,370	25,670	34,360	5,760
67,680	84,330	102,250	138,600	22,520
45,150	56,250	68,200	92,400	14,980
15,080	18,850	22,950	30,800	5,030
10,050	12,570	15,300	20,530	3,350
9,120	11,000	12,990	16,970	3,040
6,080	7,330	8,700	11,320	1,990
9,120	11,000	12,990	16,970	3,040
6,080	7,330	8,700	11,320	1,990
1回の利用につき		14,150		
1回の利用につき		9,430		

利用をいう。

て得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

(2) 施設の全部を利用する場合の利用料金

(単位 円)

区 分	全 日 (午前9時から午後9時まで)	その他 〔1時間ま でごとに〕
営利、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合	2,603,020	260,230
上記以外の場合	1,735,380	173,480

備考

- 「その他」とは、午後9時から翌日の午前9時までの利用をいう。
- 練習、準備又は撤去のために利用する場合の利用料金は、この表に規定する利用料金の額に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

2 付属設備の利用料金

(単位 円)

付 属 設 備 の 名 称		単 位	「午前（午前9時から正午まで）」、「午後（午後1時から午後5時まで）」又は「夜間（午後6時から午後9時まで）」の利用につき	備 考
舞 台 設 備	演台	1台	1,050	
	司会者台	1台	520	
	花台	1台	320	
	パネラー用机	1台	320	
	パネラー用椅子	1脚	100	
	ひ毛せん	1枚	320	
	金びょうぶ	1双	2,620	
	ピアノ	1台	10,480	ピアノ椅子を含む。
照 明	大ホール照明セットA	1式	14,670	サスペンションライト、シーリングライト
	大ホール照明セットB	1式	5,240	天井反射板ライト
	多目的ホール照明セット	1式	3,150	スポットライト
	中ホール200照明セット	1式	3,670	シーリングライト
	中ホール300照明セット	1式	3,670	サスペンションライト
	ローアール水平ライト	1式	2,620	
	アッパー水平ライト	1式	2,620	
	スポットライト（1キロワット）	1台	520	

設 備	スポットライト (650ワット)	1台	420	
	スポットライト (500ワット)	1台	210	
	フォロースポットライト (2キロワット)	1台	3,670	
	フォロースポットライト (500ワット)	1台	2,620	
	ストリップライト	1本	320	
	クリップライト	1台	210	
音 響 設 備	大ホール基本音響設備	1式	8,900	ハンド型ワイヤレスマイク 又は有線マイク3本を含む。
	多目的ホール基本音響設備	1式	3,150	ハンド型ワイヤレスマイク 又は有線マイク2本を含む。
	中ホール基本音響設備	1式	4,190	ハンド型ワイヤレスマイク 又は有線マイク2本を含む。
	大会議室基本音響設備	1式	3,150	ハンド型ワイヤレスマイク 又は有線マイク2本を含む。
	中会議室基本音響設備	1式	2,100	ハンド型ワイヤレスマイク 又は有線マイク2本を含む。
	特別会議室基本音響設備	1式	2,100	ハンド型ワイヤレスマイク 又は有線マイク2本を含む。
	小会議室基本音響設備	1式	2,100	ハンド型ワイヤレスマイク 又は有線マイク2本を含む。 小会議室303, 304又は405 のみ。
	舞台袖簡易操作卓	1台	2,100	
	移動式音響ワゴン卓	1台	2,620	有線マイク1本を含む。
	移動式スピーカーA	1台	1,570	多目的ホール, 大会議室用
	移動式スピーカーB	1台	1,050	中ホール300, 中小会議室 用
	ステージモニタースピーカー大	1台	1,050	大ホール用
	ステージモニタースピーカー小	1台	840	大ホール, 中ホール200用
	ハンド型ワイヤレスマイク	1本	1,360	マイクスタンドを含む。
	タイピン型ワイヤレスマイク	1個	1,570	
	有線マイク	1本	840	マイクスタンドを含む。
	3点つりマイク装置	1式	1,050	
	会議ユニット	1台	520	
	リバーブ	1台	1,570	
デジタルレコーダー	1台	1,570		
MDプレイヤー	1台	1,570		

	C Dプレイヤー	1台	1,570	
	マイクスタンド	1台	210	
	トランシーバー	1台	520	
同時 通訳 設備	同時通訳ブース	1式	7,850	
	誘導無線受信機	1台	210	
映 像	16ミリ映写機A	1台	5,760	大ホール用。スクリーンを含む。
	16ミリ映写機B	1台	5,240	中ホール用
	スライド映写機	1台	8,380	
	移動式スライド映写機	1台	2,100	
	400インチビデオプロジェクター	1台	91,150	スクリーンを含む。
	200インチビデオプロジェクター	1台	68,100	スクリーンを含む。
	100インチビデオプロジェクター	1台	47,150	スクリーンを含む。
	移動式プロジェクターA	1台	12,570	
	移動式プロジェクターB	1台	6,810	
	カラーカメラシステム	1台	9,430	
設 備	移動式カラーカメラシステム	1台	10,480	
	移動式書画カメラ	1台	6,280	
	パソコン卓	1台	1,360	
	入力機器卓	1台	1,570	
	T V会議コーデック卓	1台	2,100	
	T V会議ユニット	1台	2,100	
	電動スクリーン	1面	1,050	
	移動式150インチスクリーン	1面	1,050	
	三脚式スクリーン	1面	840	
	OHP	1台	2,100	
移動式プロジェクションモニターT V	1台	10,480		
ハイビジョンT V	1台	2,620		
マトリクススイッチャー	1台	1,570		

	レーザーポインター	1個	520	
	VTR	1台	2,100	
	視聴覚ワゴン	1台	320	
	DVDプレイヤー	1台	2,100	
	CATVチューナー	1台	1,570	
その 他 の 設 備	受付カウンター	1台	520	
	メモ台	1個	100	
	ホワイトボード	1台	520	
	仮設ステージ	1台	1,780	
	ダンスフロア	1式	68,100	
	掲示スタンド大	1台	520	
	掲示スタンド小	1台	320	
	展示パネル	1枚	520	
	電話回線	1回線	210	
	電話機	1台	630	
	コードレスホン	1台	1,360	内線, ダイヤルイン
	電源設備	表示消費電力 1キロワット までごとに	230	持込電気機器による利用に 限る。
	手元灯	1台	210	
	ハブ	1台	520	
	無線LAN装置	1組	1,050	
	卓上旗	1枚	210	
	ベル	1個	100	
	切替器	1台	320	
	水差し	1組	100	
	ハンガーラック	1台	1,050	
ストップウォッチ	1個	100		
表彰盆	1組	320		

ライティングテーブル	1台	520	
姿見	1台	520	
電気ポット	1台	320	
クローク	1式	1,570	

備考

- 「午前・午後（午前9時から午後5時まで）」又は「午後・夜間（午後1時から午後9時まで）」の利用についてはこの表に規定する利用料金の2倍に相当する額とし、「全日（午前9時から午後9時まで）」の利用についてはこの表に規定する利用料金の3倍に相当する額とする。ただし、電話回線、電話機又はコードレスホンの「午前・午後（午前9時から午後5時まで）」、「午後・夜間（午後1時から午後9時まで）」又は「全日（午前9時から午後9時まで）」の利用については、この表に規定する利用料金の額と同額とする。
- 大ホール、多目的ホール又は中ホールにおいて照明設備又はビデオプロジェクターを練習のために利用する場合の利用料金は、この表に規定する利用料金の額に100分の50を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。
- 駐車場の利用料金

単		位	金額 (単位 円)
1時間まで		1台につき	160
1時間を超え10時間までの部分について、30分までごとに			80
10時間を超え24時間まで			1,600
1時間券による利用の場合	1時間まで		142
1日券による利用の場合	24時間まで		638

(茨城県河川流水占用料等徴収条例の一部改正)

第26条 茨城県河川流水占用料等徴収条例（平成12年茨城県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表 1 流水占用料の表中「2,133円」を「2,173円」に、「470円」を「479円」に、「1,067円」を「1,087円」に、「4,336円」を「4,416円」に、「1,939円」を「1,975円」に、「962円」を「980円」に、「36円」を「37円」に改め、別表 3 土石採取料その他の河川産出物採取料の表中「181」を「184」に、「257」を「262」に、「128」を「130」に、「192」を「196」に、「267」を「272」に、「311」を「317」に、「353」を「360」に、「1,048」を「1,067」に、「235」を「239」に改め、同表(10)の項中「1メートル」を「1メートル」に改める。

(茨城県砂防設備占用料等徴収条例の一部改正)

第27条 茨城県砂防設備占用料等徴収条例（平成12年茨城県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表 2 土石採取料の表中「181」を「184」に、「257」を「262」に、「128」を「130」に、「267」を「272」に、「311」を「317」に、「353」を「360」に改める。

(茨城県海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る占用料等徴収条例の一部改正)

第28条 茨城県海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る占用料等徴収条例（平成12年茨城県条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表 2 土石採取料の表中「181」を「184」に、「257」を「262」に、「128」を「130」に、「267」を「272」に、「311」を「317」に、「353」を「360」に改める。

(茨城県港湾区域内の水域及び公共空地に係る占用料等徴収条例の一部改正)

第29条 茨城県港湾区域内の水域及び公共空地に係る占用料等徴収条例（平成12年茨城県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表 2 土砂採取料の表中「181」を「184」に、「257」を「262」に、「128」を「130」に改める。

(茨城県精神保健福祉センター診療料等徴収条例の一部改正)

第30条 茨城県精神保健福祉センター診療料等徴収条例（平成14年茨城県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「1,370円」を「1,400円」に改める。

(つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)

第31条 つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例（平成15年茨城県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表中「102,600円」を「104,500円」に、「205,200円」を「209,000円」に改める。

(茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第32条 茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例（平成17年茨城県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

(単位 円)

施設の区分		利用時間の区分		夜 間 〔午後6時 から午後 8時まで〕	午前・午後 〔午前9時 30分から 午後4時 まで〕	午後・夜間 〔午後1時 から午後 8時まで〕	全 日 〔午前9時 30分から 午後8時 まで〕	そ の 他 〔1時間ま でごとに〕
		午 前 〔午前9時 30分から 正午まで〕	午 後 〔午後1時 から午後 4時まで〕					
多 目 的 ホ ール	全部を利用する 場合	4,500	6,180	3,770	10,680	11,840	16,350	1,880
	3分の2を利用 する場合	3,040	4,190	2,520	7,230	7,960	11,000	1,250
	3分の1を利用 する場合	1,570	2,100	1,250	3,670	3,980	5,550	630
研 修 室		1,780	2,200	1,470	3,980	4,400	6,180	730

備考 「その他」とは、正午から午後1時まで、午後4時から午後6時まで又は午後8時から翌日の午前9時30分までの利用をいう。

(いばらき量子ビーム研究センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第33条 いばらき量子ビーム研究センターの設置及び管理に関する条例（平成20年茨城県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 1号棟（いばらき量子ビーム研究センター）の使用料（第9条関係）

1 施設の使用料

(1) 研究支援施設の使用料

区 分	使 用 料
研 究 室	
実 験 室	1平方メートル当たり1月につき 1,050円

研 究 交 流 支 援 室

備考 利用を開始する日又は利用を終了する日が月の途中である場合の使用料は、日割りで計算するものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(2) 会議室の使用料

区 分	午 前 〔午前9時から 正午まで〕	午 後 〔午後1時から 午後5時まで〕	全 日 〔午前9時から 午後5時まで〕
大 会 議 室	3,040円	3,980円	7,020円
小 会 議 室	730円	950円	1,680円

2 付属設備の使用料

付 属 設 備 の 名 称	単 位	「午前（午前9時から正午まで）」又は「午後（午後1時から午後5時まで）」の利用につき	「全日（午前9時から午後5時まで）」の利用につき
音響装置（ワイヤレスマイクを含む。）	1 式	3,620円	7,230円
マイクスタンド	1 本	100円	210円
ビデオプロジェクター	1 式	1,420円	2,830円
演台	1 台	590円	1,170円

別表第2 2号棟（いばらき中性子医療研究センター）の使用料（第9条関係）

研究支援施設の使用料

区 分	使 用 料					
地上1階から 地上3階まで	<table border="1"> <tr> <td>研 究 室</td> <td rowspan="3">1平方メートル当たり1月につき</td> <td rowspan="3">1,570円</td> </tr> <tr> <td>実 験 室</td> </tr> <tr> <td>研究交流支援室</td> </tr> </table>	研 究 室	1平方メートル当たり1月につき	1,570円	実 験 室	研究交流支援室
研 究 室	1平方メートル当たり1月につき	1,570円				
実 験 室						
研究交流支援室						
地下1階及び 地下2階	<table border="1"> <tr> <td>研 究 室</td> <td rowspan="3">1平方メートル当たり1月につき</td> <td rowspan="3">2,350円</td> </tr> <tr> <td>実 験 室</td> </tr> <tr> <td>研究交流支援室</td> </tr> </table>	研 究 室	1平方メートル当たり1月につき	2,350円	実 験 室	研究交流支援室
研 究 室	1平方メートル当たり1月につき	2,350円				
実 験 室						
研究交流支援室						

備考 利用を開始する日又は利用を終了する日が月の途中である場合の使用料は、日割りで計算するものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（りんりんスクエア土浦の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第34条 りんりんスクエア土浦の設置及び管理に関する条例（平成29年茨城県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「300円」を「310円」に、「600円」を「610円」に改める。

別表第2中「1,400円」を「1,430円」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、付則第2条第4項から第7項まで、付則第3条第3項、付則第4条第6項、第7項、第9項及び第10項、付則第5条第3項、付則第6条第3項、第4項及び第6項から第8項まで、付則第11条第2項、付則第12条第2項、第3項、第5項及び第6項、付則第14条第3項及び第5項、付則第15条第2項、第3項、第5項及び第6項、付則第18条第5項、付則第19条第2項から第5項まで、付則第20条第2項から第5項まで、付則第21条第2項、第3項、第5項及び第6項、付則第25条第4項、付則第26条第3項、付則第27条第2項、付則第28条第2項、付則第29条第2項、付則第30条第2項から第5項まで、付則第31条第2項、付則第32条第2項並びに付則第33条第2項から第5項までの規定は、公布の日から施行する。

(茨城県都市公園条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の茨城県都市公園条例（以下この条において「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における設置、管理、占用又は利用に対して茨城県都市公園条例の規定により徴収すべき使用料及び利用料金の額について適用する。

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の茨城県都市公園条例（以下この条において「改正前の条例」という。）の規定により許可を受けて公園施設を管理している者については、前項の規定にかかわらず、当該許可に係る使用の開始の日から起算して1月に整数を乗じた期間が施行日以後初めて到来する日までの使用料の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に洞峰公園の駐車場を利用している者（施行日前に当該駐車場の利用を開始した者に限る。）に係る利用料金又は使用料の額については、第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 茨城県都市公園条例第15条の2に規定する指定管理者は、施行日前においても、改正後の条例別表第3に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、茨城県都市公園条例第15条の8第2項の規定により施行日以後の利用に係る利用料金の額を定めることができる。
- 5 茨城県都市公園条例第15条の2に規定する指定管理者は、施行日前においても、施行日以後における利用に係る利用料金を施行日前に納付する者から、前項の規定により定める額の利用料金を納付させることとすることができる。
- 6 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表第3に掲げる額の範囲内において、茨城県都市公園条例第15条の8第2項の規定による施行日以後の利用に係る利用料金の承認をし、又は同条例第15条の12第1項の規定により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。
- 7 施行日前において、施行日以後における設置、管理、占用又は利用に対して知事が使用料を徴収する場合は、当該設置、管理、占用又は利用に係る使用料を納付する者（次項に規定する者を除く。）は、改正後の条例の規定による使用料の額又は前項の規定により定める額の使用料を知事に納付しなければならない。
- 8 この条例の公布の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における設置、管理又は占用に対して使用料を納付している者は、当該納付に係る使用料の額と改正後の条例の規定による使用料の額との差額を知事が指定する日までに知事に納付しなければならない。

(茨城県公共物管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の茨城県公共物管理条例（以下この条において「改正後の条例」という。）の規定は、茨城県公共物管理条例の規定により施行日以後における使用に対して徴収すべき使用料及び施行日以後に茨城県公共物管理条例第4条第1項の規定による採取の許可（以下この条において「採取の許可」という。）に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して徴収すべき採取料の額について適用する。

- 2 施行日前に採取の許可に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して茨城県公共物管理条例の規定により徴収すべき採取料の額については、なお従前の例による。
- 3 施行日前において、施行日以後における使用又は施行日以後に採取の許可に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して知事が使用料又は採取料を徴収する場合は、当該使用又は採取に係る使用料又は採取料を納付する者（次項

に規定する者を除く。)は、改正後の条例別表に掲げる額の使用料又は採取料を知事に納付しなければならない。

- 4 この条例の公布の際既に第2条の規定による改正前の茨城県公共物管理条例(以下この条において「改正前の条例」という。)の規定により施行日以後における使用又は施行日以後に採取の許可に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して改正前の条例の規定による使用料又は採取料を納付している者は、当該納付に係る使用料又は採取料の額と改正後の条例の規定により納付すべき使用料又は採取料の額との差額を知事が指定する日までに納付しなければならない。

(茨城県港湾施設管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の茨城県港湾施設管理条例(以下この条において「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後における使用に対して茨城県港湾施設管理条例の規定により徴収すべき使用料及び利用料金の額について適用する。

- 2 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の茨城県港湾施設管理条例(以下この条において「改正前の条例」という。)の規定により許可を受けて給水施設を使用している者に係る使用料の額については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により許可を受けて岸壁又は物揚場(大洗マリーナの棧橋・物揚場を除く。)を使用している者については、第1項の規定にかかわらず、施行日の前日に係留したものにあっては当該係留した時から起算して24時間を経過する時まで、同日前日に係留したものにあっては当該係留した時以後最初の24時間が経過した時から起算して12時間に整数を乗じた期間が施行日以後初めて到来する時までの使用料及び利用料金の額については、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により許可を受けて旅客待合所、船員待合所、港湾施設の用地、艇置場、浮棧橋又は管理棟(会議室を除く。)を使用している者については、第1項の規定にかかわらず、当該許可に係る使用の開始の日から起算して1月に整数を乗じた期間が施行日以後初めて到来する日までの使用料及び利用料金の額については、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により許可を受けて管理棟(会議室に限る。)を使用している者については、第1項の規定にかかわらず、当該許可に係る使用の開始の時から起算して1時間に整数を乗じた時間が施行日以後初めて到来する時までの利用料金の額については、なお従前の例による。

- 6 茨城県港湾施設管理条例第18条に規定する指定管理者(以下この条において「指定管理者」という。)は、施行日前においても、改正後の条例別表第3に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、茨城県港湾施設管理条例第18条の7第2項の規定により施行日以後における使用に係る利用料金の額を定めることができる。

- 7 指定管理者は、施行日前においても、施行日以後における使用に係る利用料金を施行日前に納付する者(次項に規定する者を除く。)から、前項の規定により定める額の利用料金を納付させることとすることができる。

- 8 指定管理者は、この条例の公布の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における使用に対して改正前の条例の規定による利用料金又は使用料を納付している者から、あらかじめ知事の承認を得て、当該納付に係る利用料金又は使用料の額と改正後の条例の規定により納付すべき利用料金の額との差額を指定管理者が指定する日までに納付させることとすることができる。

- 9 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表第3に掲げる額の範囲内において、茨城県港湾施設管理条例第18条の7第2項の規定による施行日以後の使用に係る利用料金の承認及び前項の規定による差額の納付の承認をし、又は同条例第18条の11第1項の規定により施行日以後の使用に係る使用料の額を定めることができる。

- 10 施行日前において、施行日以後における使用に対して知事が使用料を徴収する場合は、当該使用に係る使用料を納付する者(次項及び第12項に規定する者を除く。)は、改正後の条例別表第2に掲げる額又は前項の規定により定める額の使用料を知事に納付しなければならない。

11 この条例の公布の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における使用に対して改正前の条例の規定による使用料を納付している者は、当該納付に係る使用料の額と改正後の条例の規定により納付すべき使用料の額との差額を知事が指定する日までに知事に納付しなければならない。

12 施行日以後における使用に対して知事が茨城県港湾施設管理条例第18条の11第1項の規定により使用料を徴収する場合は、この条例の公布の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における使用に対して改正前の条例の規定による利用料金を納付している者は、当該納付に係る利用料金の額と改正後の条例の規定により納付すべき使用料の額との差額を知事が指定する日までに知事に納付しなければならない。

(茨城県漁港管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第4条の規定による改正後の茨城県漁港管理条例（以下この条において「改正後の条例」という。）の規定は、茨城県漁港管理条例の規定により施行日以後における利用、使用又は占用に対して徴収すべき利用料、使用料及び占用料並びに施行日以後に漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による採取の許可（以下この条において「採取の許可」という。）に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して徴収すべき土砂採取料の額について適用する。

2 施行日前に採取の許可に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して茨城県漁港管理条例の規定により徴収すべき土砂採取料の額については、なお従前の例による。

3 施行日前において、施行日以後における利用、使用若しくは占用又は施行日以後に採取の許可に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して知事が利用料、使用料、占用料又は土砂採取料を徴収する場合は、当該利用、使用、占用又は採取に係る利用料、使用料、占用料又は土砂採取料を納付する者（次項に規定する者を除く。）は、改正後の条例別表第1及び別表第2に掲げる額の利用料、使用料、占用料又は土砂採取料を知事に納付しなければならない。

4 この条例の公布の際既に第4条の規定による改正前の茨城県漁港管理条例（以下この条において「改正前の条例」という。）の規定により施行日以後における利用、使用若しくは占用又は施行日以後に採取の許可に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して改正前の条例の規定による利用料、使用料、占用料又は土砂採取料を納付している者は、当該納付に係る利用料、使用料、占用料又は土砂採取料の額と改正後の条例の規定により納付すべき利用料、使用料、占用料又は土砂採取料の額との差額を知事が指定する日までに納付しなければならない。

(学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第6条 第6条の規定による改正後の学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（以下この条において「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後における利用に対して学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例の規定により徴収すべき入館料、使用料及び利用料金の額について適用する。

2 この条例の施行の際既に第6条の規定による改正前の学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例（以下この条において「改正前の条例」という。）の規定により共通年間入館料又は年間入館料を納付している者については、前項の規定にかかわらず、当該納付に係る期間における利用に対して徴収すべき入館料の額については、なお従前の例による。

3 学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例第11条に規定する指定管理者（以下この条において「指定管理者」という。）は、施行日前においても、改正後の条例別表第4に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例第18条第2項の規定により施行日以後における利用に係る利用料金を定めることができる。

4 指定管理者は、施行日前においても、施行日以後における利用に係る利用料金を施行日前に納付する者（次項に規定する者を除く。）から、前項の規定により定める額の利用料金を納付させることとすることができる。

5 指定管理者は、この条例の公布の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における利用に対して改正前の条例の規定による利用料金又は使用料を納付している者から、あらかじめ教育委員会の承認を得て、当該納付に係る利用料金

又は使用料の額と改正後の条例の規定により納付すべき利用料金の額との差額を利用するときまでに納付させることとすることができる。

- 6 教育委員会は、施行日前においても、改正後の条例別表第4に掲げる額の範囲内において、学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例第18条第2項の規定による施行日以後の利用に係る利用料金の承認及び前項の規定による差額の納付の承認をすることができる。
- 7 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表第4に掲げる額の範囲内において、学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例第20条第1項の規定により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。
- 8 施行日前において、施行日以後における利用に対して知事が使用料を徴収する場合は、当該利用に係る使用料を納付する者（次項及び第10項に規定する者を除く。）は、改正後の条例別表第2に定める額又は前項の規定により定める額の使用料を知事に納付しなければならない。
- 9 この条例の公布の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における利用に対して改正前の条例の規定による使用料を納付している者は、当該納付に係る使用料の額と改正後の条例の規定により納付すべき使用料の額との差額を利用するときまでに知事に納付しなければならない。
- 10 施行日以後における利用に対して学校以外の教育機関の設置、管理及び職員に関する条例第20条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、この条例の公布の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における利用に対して改正前の条例の規定による利用料金を納付している者は、当該納付に係る利用料金の額と改正後の条例の規定により納付すべき使用料の額との差額を利用するときまでに知事に納付しなければならない。

（茨城県保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

第7条 施行日前に試験又は検査の依頼を承諾された者に係る手数料の額については、なお従前の例による。

（茨城県行政財産の使用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

第8条 第8条の規定による改正後の茨城県行政財産の使用料徴収条例の規定は、施行日以後における使用に対して茨城県行政財産の使用料徴収条例の規定により徴収すべき使用料の額について適用する。

2 施行日前に使用の許可に係る使用の期間の始期が到来している当該使用に対して茨城県行政財産の使用料徴収条例の規定により徴収すべき使用料の額については、なお従前の例による。

（社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第9条 第9条の規定による改正後の社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後における使用に対して社会福祉施設等の設置及び管理に関する条例の規定により徴収すべき使用料及び利用料金の額について適用する。

（茨城県鹿島臨海都市計画下水道条例の一部改正に伴う経過措置）

第10条 第10条の規定による改正後の茨城県鹿島臨海都市計画下水道条例の規定は、平成31年10月分に係る料金から適用する。

（茨城県立国民宿舎「鶴の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第11条 第11条の規定による改正後の茨城県立国民宿舎「鶴の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」の設置及び管理に関する条例（以下この条において「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後における利用に対して茨城県立国民宿舎「鶴の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」の設置及び管理に関する条例の規定により徴収すべき利用料金及び使用料の額について適用する。

2 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、茨城県立国民宿舎「鶴の岬」及び茨城県立カントリープラザ「鶴の岬」の設置及び管理に関する条例第15条第2項の規定による施行日以後の利用に係る利用料金の承認をし、又は同条例第18条第1項の規定により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。

(茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第12条 第12条の規定による改正後の茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後における利用に対して徴収すべき利用料金及び使用料の額について適用する。

- 2 茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例第8条に規定する指定管理者（以下この条において「指定管理者」という。）は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例第14条第2項の規定により施行日以後における利用に係る利用料金の額を定めることができる。
- 3 指定管理者は、施行日前においても、施行日以後における利用に係る利用料金を施行日前に納付する者（次項に規定する者を除く。）から、前項の規定により定める額の利用料金を納付させることとすることができる。
- 4 指定管理者は、この条例の公布の際既にこの条例による改正前の茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例（以下この条において「改正前の条例」という。）の規定により施行日以後における利用に対して改正前の条例の規定による利用料金又は使用料を納付している者から、あらかじめ知事の承認を得て、当該納付に係る利用料金又は使用料の額と改正後の条例の規定により納付すべき利用料金の額との差額を利用するときまでに納付させることとすることができる。
- 5 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例第14条第2項の規定による施行日以後の利用に係る利用料金の承認及び前項の規定による差額の納付の承認をし、又は同条例第18条第1項の規定により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。
- 6 施行日前において、施行日以後における利用に対して知事が茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例第18条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、当該利用に係る使用料を納付する者（次項に規定する者を除く。）は、前項の規定により定める額の使用料を知事に納付しなければならない。
- 7 施行日以後における利用に対して知事が茨城県営ライフル射撃場の設置及び管理に関する条例第18条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、この条例の公布の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における利用に対して改正前の条例の規定による利用料金又は使用料を納付している者は、当該納付に係る利用料金又は使用料の額と改正後の条例の規定により納付すべき使用料の額との差額を利用するときまでに知事に納付しなければならない。

(茨城県入港料条例の一部改正に伴う経過措置)

第13条 第13条の規定による改正後の茨城県入港料条例の規定は、施行日以後の入港に係る入港料について適用する。

(茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条 第14条の規定による改正後の茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例（以下この条において「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後における使用に対して茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例の規定により徴収すべき利用料金及び使用料の額について適用する。

- 2 この条例の施行の際既に第14条の規定による改正前の茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例（以下この条において「改正前の条例」という。）の規定により年間利用料金を納付している者については、前項の規定にかかわらず、当該納付に係る期間における使用に対して徴収すべき利用料金の額については、なお従前の例による。
- 3 茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例第10条に規定する指定管理者（以下この条において「指定管理者」という。）は、施行日前においても、改正後の条例別表第2に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例第16条第2項の規定により施行日以後における使用に係る利用料金の額を定めることができる。
- 4 指定管理者は、この条例の施行の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における使用に対して改正前の条例の規定による利用料金又は使用料を納付している者から、あらかじめ知事の承認を得て、当該納付に係る利用料金又は使用料の額と改正後の条例の規定により納付すべき利用料金の額との差額を使用するときまでに納付させることとするこ

とができる。

5 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表第2に掲げる額の範囲内において、茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例第16条第2項の規定による施行日以後の使用に係る利用料金の承認及び前項の規定による差額の納付の承認をし、又は同条例第20条第1項の規定により施行日以後の使用に係る使用料の額を定めることができる。

6 施行日以後における使用に対して知事が茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例第20条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、この条例の施行の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における使用に対して改正前の条例の規定による利用料金又は使用料を納付している者は、当該納付に係る利用料金又は使用料の額と改正後の条例の規定により納付すべき使用料の額との差額を使用するときまでに知事に納付しなければならない。

(茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 第15条の規定による改正後の茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例（以下この条において「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後における利用に対して茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例の規定により徴収すべき利用料金及び使用料の額について適用する。

2 茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例第9条に規定する指定管理者（以下この条において「指定管理者」という。）は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例第15条第2項の規定により施行日以後における利用に係る利用料金の額を定めることができる。

3 指定管理者は、施行日前においても、施行日以後における利用に係る利用料金を施行日前に納付する者（次項に規定する者を除く。）から、前項の規定により定める額の利用料金を納付させることとすることができる。

4 指定管理者は、この条例の公布の際既に第15条の規定による改正前の茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例（以下この条において「改正前の条例」という。）の規定により施行日以後における利用に対して改正前の条例の規定による利用料金又は使用料を納付している者から、あらかじめ知事の承認を得て、当該納付に係る利用料金又は使用料の額と改正後の条例の規定により納付すべき利用料金の額との差額を利用するときまでに納付させることとすることができる。

5 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例第15条第2項の規定による施行日以後の利用に係る利用料金の承認及び前項の規定による差額の納付の承認をし、又は同条例第18条第1項の規定により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。

6 施行日前において、施行日以後における利用に対して知事が茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例第18条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、当該利用に係る使用料を納付する者（次項に規定する者を除く。）は、前項の規定により定める額の使用料を知事に納付しなければならない。

7 施行日以後における利用に対して知事が茨城県立青少年会館の設置及び管理に関する条例第18条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、この条例の公布の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における利用に対して改正前の条例の規定による利用料金又は使用料を納付している者は、当該納付に係る利用料金又は使用料の額と改正後の条例の規定により納付すべき使用料の額との差額を利用するときまでに知事に納付しなければならない。

(茨城県水道条例の一部改正に伴う経過措置)

第16条 施行日前から継続している用水供給で、施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

(茨城県大洗マリントワーの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第17条 第17条の規定による改正後の茨城県大洗マリントワーの設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後における利用に対して徴収すべき利用料金及び使用料の額について適用する。

2 この条例の施行の際既に第17条の規定による改正前の茨城県大洗マリントワーの設置及び管理に関する条例（以下こ

の条において「改正前の条例」という。)の規定により施行日以後における利用に対して改正前の条例の規定による利用料金又は使用料を納付している者に係る利用料金又は使用料の額については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(つくばヘリポートの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第18条 第18条の規定による改正後のつくばヘリポートの設置及び管理に関する条例(以下この条において「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後における利用に対してつくばヘリポートの設置及び管理に関する条例の規定により徴収すべき利用料金及び使用料の額について適用する。

2 この条例の施行の際現に第18条の規定による改正前のつくばヘリポートの設置及び管理に関する条例(以下この条において「改正前の条例」という。)の規定により承認を受けてつくばヘリポートに停留している者(施行日前に当該停留を開始した者に限る。次項において同じ。)で1時間以上6時間未満の時間停留するものについては、前項の規定にかかわらず、当該停留の終期が施行日以後初めて到来する時までの利用料金又は使用料の額については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により承認を受けてつくばヘリポートに停留している者については、第1項の規定にかかわらず、施行日の前日に停留した者(前項に規定する者を除く。)にあっては当該停留した時から起算して24時間を経過する時まで、同日前に停留した者にあっては当該停留した時以後最初の24時間が経過した時から起算して24時間に整数を乗じた期間が施行日以後初めて到来する時までの利用料金又は使用料の額については、なお従前の例による。

4 つくばヘリポートの設置及び管理に関する条例第15条に規定する指定管理者は、この条例の施行の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における利用に対して改正前の条例の規定による利用料金又は使用料を納付している者から、あらかじめ知事の承認を得て、当該納付に係る利用料金又は使用料の額と改正後の条例の規定による利用料金の額との差額を利用するときまでに納付させることとすることができる。

5 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、つくばヘリポートの設置及び管理に関する条例第21条第2項の規定による施行日以後の利用に係る利用料金の承認及び前項の規定による差額の納付の承認をし、又は同条例第25条第1項若しくは第26条第1項の規定により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。

6 施行日以後における利用に対して知事がつくばヘリポートの設置及び管理に関する条例第25条第1項又は第26条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、この条例の施行の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における利用に対して改正前の条例の規定による利用料金又は使用料を納付している者は、当該納付に係る利用料金又は使用料の額と改正後の条例の規定により納付すべき使用料の額との差額を利用するときまでに知事に納付しなければならない。

(茨城県立健康プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 第19条の規定による改正後の茨城県立健康プラザの設置及び管理に関する条例(以下この条において「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後における使用に対して茨城県立健康プラザの設置及び管理に関する条例の規定により徴収すべき利用料金及び使用料の額について適用する。

2 茨城県立健康プラザの設置及び管理に関する条例第9条に規定する指定管理者(以下この条において「指定管理者」という。)は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、茨城県立健康プラザの設置及び管理に関する条例第15条第2項の規定により施行日以後における使用に係る利用料金の額を定めることができる。

3 指定管理者は、施行日前においても、施行日以後における使用に係る利用料金を施行日前に納付する者から、前項の規定により定める額の利用料金を納付させることとすることができる。

4 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、茨城県立健康プラザの設置及び管理

に関する条例第15条第2項の規定による施行日以後の使用に係る利用料金の承認をし、又は同条例第19条第1項の規定により施行日以後の使用に係る使用料の額を定めることができる。

- 5 施行日前において、施行日以後における使用に対して知事が茨城県立健康プラザの設置及び管理に関する条例第19条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、当該使用に係る使用料を納付する者は、前項の規定により定める額の使用料を知事に納付しなければならない。

(茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 第20条の規定による改正後の茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例（以下この条において「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後における使用に対して茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定により徴収すべき利用料金及び使用料の額について適用する。

- 2 茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第9条に規定する指定管理者（以下この条において「指定管理者」という。）は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第15条第2項の規定により施行日以後における使用に係る利用料金の額を定めることができる。
- 3 指定管理者は、施行日前においても、施行日以後における使用に係る利用料金を施行日前に納付する者から、前項の規定により定める額の利用料金を納付させることとすることができる。
- 4 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第15条第2項の規定による施行日以後の使用に係る利用料金の承認をし、又は同条例第19条第1項の規定により施行日以後の使用に係る使用料の額を定めることができる。
- 5 施行日前において、施行日以後における使用に対して知事が茨城県総合福祉会館の設置及び管理に関する条例第19条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、当該使用に係る使用料を納付する者は、前項の規定により定める額の使用料を知事に納付しなければならない。

(茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 第21条の規定による改正後の茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例（以下この条において「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後における利用に対して茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例の規定により徴収すべき利用料金及び使用料の額について適用する。

- 2 茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例第11条に規定する指定管理者（以下この条において「指定管理者」という。）は、施行日前においても、改正後の条例別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例第17条第2項の規定により施行日以後における利用に係る利用料金の額を定めることができる。
- 3 指定管理者は、施行日前においても、施行日以後における利用に係る利用料金を施行日前に納付する者（次項に規定する者を除く。）から、前項の規定により定める額の利用料金を納付させることとすることができる。
- 4 指定管理者は、この条例の公布の際既に第21条の規定による改正前の茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例（以下この条において「改正前の条例」という。）の規定により施行日以後における利用に対して改正前の条例の規定による利用料金又は使用料を納付している者から、あらかじめ知事の承認を得て、当該納付に係る利用料金又は使用料の額と改正後の条例の規定により納付すべき利用料金の額との差額を指定管理者が定める日までに納付させることとすることができる。
- 5 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例第17条第2項の規定による施行日以後の利用に係る利用料金の承認及び前項の規定による差額の納付の承認をし、又は同条例第21条第1項の規定により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。

6 施行日前において、施行日以後における利用に対して知事が茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例第21条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、当該利用に係る使用料を納付する者（次項に規定する者を除く。）は、前項の規定により定める額の使用料を知事に納付しなければならない。

7 施行日以後における利用に対して知事が茨城県立カシマサッカースタジアムの設置及び管理に関する条例第21条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、この条例の公布の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における利用に対して改正前の条例の規定による利用料金又は使用料を納付している者は、当該納付に係る利用料金又は使用料の額と改正後の条例の規定により納付すべき使用料の額との差額を知事が定める日までに知事に納付しなければならない。

（茨城県立医療大学授業料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

第22条 施行日前に開始する公開講座を受講する者に係る受講料の額は、第22条の規定による改正後の茨城県立医療大学授業料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（茨城県波崎漁港海岸休憩施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第23条 第23条の規定による改正後の茨城県波崎漁港海岸休憩施設の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後における利用に対して茨城県波崎漁港海岸休憩施設の設置及び管理に関する条例の規定により徴収すべき利用料金及び使用料の額について適用する。

（茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第24条 第24条の規定による改正後の茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後における診療に対して茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例の規定により徴収すべき使用料等の額について適用する。

（つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第25条 第25条の規定による改正後のつくば国際会議場の設置及び管理に関する条例（以下この条において「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後における利用に対してつくば国際会議場の設置及び管理に関する条例の規定により徴収すべき利用料金及び使用料の額について適用する。

2 この条例の施行の際既に第25条の規定による改正前のつくば国際会議場の設置及び管理に関する条例（以下この条において「改正前の条例」という。）の規定によりつくば国際会議場の駐車場について1時間券及び1日券による利用料金又は使用料を納付している者が施行日以後において当該駐車場を利用する場合の当該利用に係る利用料金又は使用料の額については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例第10条に規定する指定管理者は、この条例の施行の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における利用に対して改正前の条例の規定による利用料金又は使用料（つくば国際会議場の駐車場の利用に対する1時間券及び1日券による利用料金又は使用料を除く。第5項において同じ。）を納付している者から、あらかじめ知事の承認を得て、当該納付に係る利用料金又は使用料の額と改正後の条例の規定により納付すべき利用料金の額との差額を指定管理者が定める日までに納付させることとすることができる。

4 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、つくば国際会議場の設置及び管理に関する条例第16条第2項の規定による施行日以後の利用に係る利用料金の承認及び前項の規定による差額の納付の承認をし、又は同条例第20条第1項の規定により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。

5 施行日以後における利用に対して知事がつくば国際会議場の設置及び管理に関する条例第20条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、この条例の施行の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における利用に対して改正前の条例の規定による利用料金又は使用料を納付している者は、当該納付に係る利用料金又は使用料の額と改正後の条例の規定により納付すべき使用料の額との差額を知事が指定する日までに知事に納付しなければならない。

（茨城県河川流水占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

第26条 第26条の規定による改正後の茨城県河川流水占用料等徴収条例（以下この条において「改正後の条例」という。）

の規定は、茨城県河川流水占用料等徴収条例の規定により施行日以後における流水の占用に対して徴収すべき流水占用料及び施行日以後に河川法（昭和39年法律第167号）第25条の規定による土石等の採取の許可（以下この条において「土石等の採取の許可」という。）に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して徴収すべき土石採取料その他の河川産出物採取料の額について適用する。

- 2 施行日前に土石等の採取の許可に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して茨城県河川流水占用料等徴収条例の規定により徴収すべき土石採取料その他の河川産出物採取料の額については、なお従前の例による。
- 3 施行日前において、施行日以後における流水の占用又は施行日以後に土石等の採取の許可に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して知事が流水占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料を徴収する場合は、当該流水の占用又は土石等の採取に係る流水占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料を納付する者（次項に規定する者を除く。）は、改正後の条例別表に掲げる額の流水占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料を知事に納付しなければならない。
- 4 この条例の公布の際既に第26条の規定による改正前の茨城県河川流水占用料等徴収条例（以下この条において「改正前の条例」という。）の規定により施行日以後における流水の占用又は施行日以後に土石等の採取の許可に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して改正前の条例の規定による流水占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料を納付している者は、当該納付に係る流水占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料の額と改正後の条例の規定により納付すべき流水占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料の額との差額を知事が指定する日までに納付しなければならない。

（茨城県砂防設備占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

第27条 第27条の規定による改正後の茨城県砂防設備占用料等徴収条例（以下この条において「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に茨城県砂防指定地管理条例（平成15年茨城県条例第36号）第5条第1項の規定による土石等の採取の許可（以下この条において「土石等の採取の許可」という。）に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して徴収すべき土石採取料の額について適用し、施行日前に土石等の採取の許可に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して徴収すべき土石採取料の額については、なお従前の例による。

- 2 施行日前において、施行日以後に土石等の採取の許可に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して知事が土石採取料を徴収する場合は、当該採取に係る土石採取料を納付する者（次項に規定する者を除く。）は、改正後の条例別表に掲げる額の土石採取料を知事に納付しなければならない。
- 3 この条例の公布の際既に第27条の規定による改正前の茨城県砂防設備占用料等徴収条例（以下この条において「改正前の条例」という。）の規定により施行日以後に土石等の採取の許可に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して改正前の条例の規定による土石採取料を納付している者は、当該納付に係る土石採取料の額と改正後の条例の規定により納付すべき土石採取料の額との差額を知事が指定する日までに納付しなければならない。

（茨城県海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

第28条 第28条の規定による改正後の茨城県海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る占用料等徴収条例（以下この条において「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に海岸法（昭和31年法律第101号）第8条第1項第1号及び第37条の5第1号の規定による土石の採取の許可（以下この条において「土石の採取の許可」という。）に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して徴収すべき土石採取料の額について適用し、施行日前に土石の採取の許可に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して徴収すべき土石採取料の額については、なお従前の例による。

- 2 施行日前において、施行日以後に土石の採取の許可に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して知事が土石採取料を徴収する場合は、当該採取に係る土石採取料を納付する者（次項に規定する者を除く。）は、改正後の条例別表に掲げる額の土石採取料を知事に納付しなければならない。
- 3 この条例の公布の際既に第28条の規定による改正前の茨城県海岸保全区域及び一般公共海岸区域に係る占用料等徴収

条例（以下この条において「改正前の条例」という。）の規定により施行日以後に土石の採取の許可に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して改正前の条例の規定による土石採取料を納付している者は、当該納付に係る土石採取料の額と改正後の条例の規定により納付すべき土石採取料の額との差額を知事が指定する日までに納付しなければならない。

（茨城県港湾区域内の水域及び公共空地に係る占用料等徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

第29条 第29条の規定による改正後の茨城県港湾区域内の水域及び公共空地に係る占用料等徴収条例（以下この条において「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項第2号の規定による土砂の採取の許可（以下この条において「土砂の採取の許可」という。）に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して徴収すべき土砂採取料の額について適用し、施行日前に土砂の採取の許可に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して徴収すべき土砂採取料の額については、なお従前の例による。

2 施行日前において、施行日以後に土砂の採取の許可に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して知事が土砂採取料を徴収する場合は、当該採取に係る土砂採取料を納付する者（次項に規定する者を除く。）は、改正後の条例別表に掲げる額の土砂採取料を知事に納付しなければならない。

3 この条例の公布の際既に第29条の規定による改正前の茨城県港湾区域内の水域及び公共空地に係る占用料等徴収条例（以下この条において「改正前の条例」という。）の規定により施行日以後に土砂の採取の許可に係る採取の期間の始期が到来する当該採取に対して改正前の条例の規定による土砂採取料を納付している者は、当該納付に係る土砂採取料の額と改正後の条例の規定により納付すべき土砂採取料の額との差額を知事が指定する日までに納付しなければならない。

（つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第30条 第31条の規定による改正後のつくば創業プラザの設置及び管理に関する条例（以下この条において「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後における利用に対してつくば創業プラザの設置及び管理に関する条例の規定により徴収すべき利用料金及び使用料の額について適用する。

2 つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例第13条に規定する指定管理者（以下この条において「指定管理者」という。）は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例第19条第2項の規定により施行日以後における利用に係る利用料金の額を定めることができる。

3 指定管理者は、施行日前においても、施行日以後における利用に係る利用料金を施行日前に納付する者から、前項の規定により定める額の利用料金を納付させることとすることができる。

4 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、つくば創業プラザの設置及び管理に関する条例第19条第2項の規定による施行日以後の利用に係る利用料金の承認をし、又は同条例第22条第1項の規定により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。

5 施行日前において、施行日以後における利用に対して知事がつくば創業プラザの設置及び管理に関する条例第22条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、当該利用に係る使用料を納付する者は、前項の規定により定める額の使用料を知事に納付しなければならない。

（茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第31条 第32条の規定による改正後の茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例（以下この条において「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後における利用に対して茨城県霞ヶ浦環境科学センターの設置及び管理に関する条例の規定により徴収すべき使用料の額について適用する。

2 施行日前において、施行日以後における利用に対して知事が使用料を徴収する場合は、当該利用に係る使用料を納付する者は、改正後の条例別表に掲げる額の使用料を知事に納付しなければならない。

(いばらき量子ビーム研究センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第32条 第33条の規定による改正後のいばらき量子ビーム研究センターの設置及び管理に関する条例（以下この条において「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後における利用に対していばらき量子ビーム研究センターの設置及び管理に関する条例の規定により徴収すべき使用料の額について適用する。

2 施行日前において、施行日以後における利用に対して知事が使用料を徴収する場合は、当該利用に係る使用料を納付する者は、改正後の条例別表第1及び別表第2に掲げる額の使用料を知事に納付しなければならない。

(りんりんスクエア土浦の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第33条 第34条の規定による改正後のりんりんスクエア土浦の設置及び管理に関する条例（以下この条において「改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後における利用に対してりんりんスクエア土浦の設置及び管理に関する条例の規定により徴収すべき利用料金及び使用料の額について適用する。

2 りんりんスクエア土浦の設置及び管理に関する条例第15条に規定する指定管理者（以下この条において「指定管理者」という。）は、施行日前においても、改正後の条例別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、りんりんスクエア土浦の設置及び管理に関する条例第21条第3項の規定により施行日以後における利用に係る利用料金の額を定めることができる。

3 指定管理者は、施行日前においても、施行日以後における利用に係る利用料金を納付する者から、前項の規定により定める額の利用料金を納付させることとすることができる。

4 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、りんりんスクエア土浦の設置及び管理に関する条例第21条第3項の規定による施行日以後の利用に係る利用料金の承認をし、又は同条例第25条第1項の規定により施行日以後の利用に係る使用料の額を定めることができる。

5 施行日前において、施行日以後における利用に対して知事がりんりんスクエア土浦の設置及び管理に関する条例第25条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、当該利用に係る使用料を納付する者は、前項の規定により定める額の使用料を知事に納付しなければならない。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第27号議案

茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例

茨城県資金積立基金条例（昭和39年茨城県条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

茨城県森林環境 譲与税基金	県及び市町村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第 号。以下この項において「法」という。）第27条の規定に基づき譲与を受けた森林環境譲与税の額を基金に積み立てる。	<ol style="list-style-type: none">1 市町村が実施する法第34条第1項各号に掲げる施策の支援に関する施策に要する経費に充てるとき。2 市町村が実施する法第34条第1項第1号に掲げる施策の円滑な実施に資するための同号に掲げる施策に要する経費に充てるとき。3 法第34条第1項第2号に掲げる施策に要する経費に充てるとき。
------------------	--	---

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第28号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「700円」を「1,800円」に改める。

別表第1の88の項を次のように改める。

88 介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可	介護医療院開設許可手数料	66,000円
------------------------------------	--------------	---------

別表第1の88の項の次に次のように加える。

88の2 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）	介護医療院変更許可手数料	34,000円
--	--------------	---------

別表第1の222の項を次のように改める。

222 削除		
--------	--	--

別表第1の312の項中「5,990円」を「6,100円」に、「5,350円」を「5,450円」に、「2,350円」を「2,390円」に、「2,980円」を「3,040円」に改め、同表の408の項の次に次のように加える。

408の2 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第10条第1項の規定に基づく土地権利等の取得の裁定	土地権利等の取得の裁定手数料	1件の申請につき損失の補償金の見積額が100,000円以下のときは27,000円、100,000円を超え100万円以下のときは27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えた額、100万円を超え500万円以下のときは75,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた額、500万円を超え2,000万円以下のときは211,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた額、2,000万円を超え1億円以下のときは264,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた額、1億円を超えるときは360,100円
--	----------------	--

<p>408の3 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第19条第1項の規定に基づく土地等使用権の存続期間の延長の裁定</p>	<p>土地等使用権の存続期間の延長の裁定手数料</p>	<p>1件の申請につき損失の補償金の見積額が100,000円以下のときは27,000円、100,000円を超え100万円以下のときは27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えた額、100万円を超え500万円以下のときは75,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた額、500万円を超え2,000万円以下のときは211,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた額、2,000万円を超え1億円以下のときは264,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた額、1億円を超えるときは360,100円</p>
<p>408の4 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第27条第1項又は第37条第1項の規定に基づく収用又は使用の裁定</p>	<p>収用又は使用の裁定手数料</p>	<p>1件の申請につき損失の補償金の見積額が100,000円以下のときは27,000円、100,000円を超え100万円以下のときは27,000円に損失の補償金の見積額の100,000円を超える部分が50,000円に達するごとに2,700円を加えた額、100万円を超え500万円以下のときは75,600円に損失の補償金の見積額の100万円を超える部分が100,000円に達するごとに3,400円を加えた額、500万円を超え2,000万円以下のときは211,600円に損失の補償金の見積額の500万円を超える部分が100万円に達するごとに3,500円を加えた額、2,000万円を超え1億円以下のときは264,100円に損失の補償金の見積額の2,000万円を超える部分が400万円に達するごとに4,800円を加えた額、1億円を超えるときは360,100円</p>

別表第1の415の項、418の項及び420の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表の426の項中

「 180,000円 」	を	「 180,000円。ただし、建築基準法第48条第16項第1号に該当する場合にあっては120,000円、同項第2号に該当する場合にあっては140,000円 」	に改め、同表の429の項中「第53条第5項第
--------------------	---	---	------------------------

3号」を「第53条第6項第3号」に、「建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」を「公園等のある建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料」に改め、同項を同表の429の3の項とし、同表の428の項の次に次のように加える。

429 建築基準法第53条第4項の規定に基づく建築物の建蔽率の特例許可の申請に対する審査	壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	33,000円
429の2 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	壁面線の指定がある場合等における建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	33,000円

別表第1の437の3の項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同表の437の4の項中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同表の437の5の項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同表の450の3の項中「第86条の8第3項」の次に「(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同項の次に次のように加える。

450の4 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合の当該2以上の工事の全体計画に関する認定申請手数料	27,000円
450の5 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査	建築物の興行場等への用途変更に係る許可申請手数料	120,000円
450の6 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく1年を超える建築物の特別興行場等への用途変更に係る許可の申請に対する審査	1年を超える建築物の特別興行場等への用途変更に係る許可申請手数料	160,000円

別表第4 (1) 検査手数料の表中「420円」を「430円」に、「870円」を「890円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「1,140円」を「1,160円」に、「1,390円」を「1,420円」に、「2,280円」を「2,320円」に、「580円」を「590円」に、「450円」を「460円」に、「5,300円」を「5,400円」に、「8,100円」を「8,250円」に改める。

別表第5の3の2の3の項中「7,500円」を「9,800円」に改め、同表の3の3の項を次のように改める。

3の3 調理師法第3条の2第2項の規定により知事が調理師試験の実施に関する事務を行わせることとした者	調理師試験	調理師試験手数料	6,400円
--	-------	----------	--------

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の408の項の次に次のように加える改正規定及び付則第3項の規定 平成31年6月1日
- (2) 別表第1の312の項の改正規定及び別表第4(1)検査手数料の表の改正規定 平成31年10月1日
- (3) 別表第1の415の項、418の項、420の項、426の項及び429の項の改正規定、同項を同表の429の3の項とし、同表の428の項の次に次のように加える改正規定、同表の437の3の項から437の5の項まで及び450の3の項の改正規定並びに同項の次に次のように加える改正規定 規則で定める日

(茨城県証紙条例の一部改正)

2 茨城県証紙条例(昭和39年茨城県条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第167項までを1項ずつ繰り上げる。

3 茨城県証紙条例の一部を次のように改正する。

別表中第166項を第168項とし、第79項から第165項までを2項ずつ繰り下げ、第78項の次に次の2項を加える。

79 所有者不明土地土地権利等取得等裁定手数料

80 所有者不明土地収用等裁定手数料

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第29号議案

茨城県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

茨城県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成24年茨城県条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名中「課税免除」を「特別措置」に改める。

第1条中「第6条第1項」を「第6条」に改め、「課税免除」の次に「又は不均一課税」を加え、「設けることについて」を削る。

第2条の見出し中「課税免除」の次に「又は不均一課税」を加え、同条第1項中「区域内に」を「うち復興特区法第40条第1項に規定するもの（次項、次条第1項及び第4条第1項において「特定復興産業集積区域」という。）の区域内において」に、「次条第1項及び第4条第1項」を「次項、次条第1項及び第2項並びに第4条第1項及び第2項」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項第2号中「地方税法第72条の55第1項」を「同条第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特定復興産業集積区域以外の復興産業集積区域（次条第2項及び第4条第2項において「その他の復興産業集積区域」という。）の区域内において復興特区法対象事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者については、個人にあっては当該施設又は設備を当該事業の用に供した日の属する年以後5年の各年、法人にあっては当該施設又は設備を当該事業の用に供した日の属する事業年度の開始の日から同日以後5年を経過する日までの期間内に終了する各事業年度の課税標準額となる所得金額又は収入金額のうち復興特区法第43条の省令の定めるところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、県税条例第40条の5又は第40条の11の3の規定にかかわらず、これらの規定に定める率に0.25を乗じて得た率とする。

第3条の見出し中「課税免除」の次に「又は不均一課税」を加え、同条第1項中「復興産業集積区域の区域内に」を「特定復興産業集積区域の区域内において」に改め、「限る」の次に「。次項において同じ」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その他の復興産業集積区域の区域内において復興特区法対象事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者については、当該施設又は設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第41条の4又は県税条例付則第17条の2第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる取得の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- (1) 当該家屋の取得 100分の1
- (2) 当該土地の取得 100分の0.75

第4条の見出し中「課税免除」の次に「又は不均一課税」を加え、同条第1項中「復興産業集積区域の区域内に」を「特定復興産業集積区域の区域内において」に、「年度）」を「年度。次項において同じ。）」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 その他の復興産業集積区域の区域内において復興特区法対象事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した者については、当該施設又は設備である償却資産に対して課する固定資産税の税率は、当該償却資産を当該事業の用に供した日の属する年の翌年の4月1日の属する年度以後5年度間に限り、県税条例第96条の規定にかかわらず、100分の0.35とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の茨城県復興産業集積区域における県税の特別措置に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条から第4条までの規定は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項に規定する復興産業集積区域の区域内において同項に規定する復興特区法対象事業の用に供する施設又は設備（東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成23年総務省令168号）第1条第1号に規定する対象施設等（次項において単に「対象施設等」という。）に限る。）を新設し、又は増設する者（同号に規定する指定事業者等（同項において単に「指定事業者等」という。）に限る。）について適用する。

3 施行日前にこの条例による改正前の茨城県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第2条第1項に規定する復興産業集積区域の区域内において同項に規定する復興特区法対象事業の用に供する施設又は設備（対象施設等に限る。）を新設し、又は増設した者（指定事業者等に限る。）については、旧条例第2条から第4条までの規定は、なおその効力を有する。

(茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例の一部改正)

4 茨城県産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置に関する条例（平成15年茨城県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「茨城県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例」を「茨城県復興産業集積区域における県税の特別措置に関する条例」に改め、「平成24年茨城県条例第31号」の次に「。以下「復興県税条例」という。」を加え、同条第2項中「第4条第1項」の次に「、復興県税条例第3条第2項」を加え、同条第3項中「原子力特措法対象事業の用に供する一団の土地」の次に「、復興県税条例第3条第2項の規定の適用を受けることができる家屋の敷地である土地を含む復興県税条例第2条第1項に規定する復興特区法対象事業の用に供する一団の土地」を、「及び過疎県税条例第4条第1項」の次に「、復興県税条例第3条第2項」を加える。

第6条を第5条とする。

(茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例の一部改正)

5 茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置に関する条例（平成28年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第7条中「茨城県復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例」を「茨城県復興産業集積区域における県税の特別措置に関する条例」に改める。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第30号議案

茨城県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

茨城県固定資産評価審議会条例（昭和37年茨城県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「2年」を「3年」に改める。

付 則

この条例は、平成31年12月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第31号議案

茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例(昭和40年茨城県条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表 2 附属設備等利用料金の表中

ピアノ（国産・セミコンサート用）	1 台	3,000	を	
ピアノ（国産・セミコンサート用）	1 台	3,000	に、	
ピアノ（国産・練習室セミコンサート用）	1 台	1,000		
幕（紅白、あさぎ、しや、定式、暗転）	1 枚	710	を	
振り落とし装置	1 本	460		
幕（紅白、あさぎ、しや、定式、暗転）	1 枚	710	に、	
テープデッキ	1 台	1,440	を	
D A T デッキ	1 台	1,440		
テープデッキ	1 台	1,440	に、	
映写機（16ミリメートル）	1 式	4,440	を	
O H P （スクリーン付）	大	1 台		4,450
	小	1 台		2,230
浴室（出演関係者用）	1 室	1,440	に改める。	
浴室（出演関係者用）	1 室	1,440		

第2条 茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第17条関係）

1 施設利用料金

(1) 大ホール

(単位 円)

区 分		午 前 〔午前9時 から正午 まで〕	午 後 〔午後1時 から午後 5時まで〕	夜 間 〔午後6時 から午後 10時まで〕	午前・午後 〔午前9時 から午後 5時まで〕	午後・夜間 〔午後1時 から午後 10時まで〕	全 日 〔午前9時 から午後 10時まで〕	そ の 他 〔1時間ま でごとに〕	
入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	営利, 宣 伝その他 これらに 類する目 的の催物	平 日	36,800	56,440	71,160	93,240	127,600	164,400	14,970
		土・日 曜日, 休日	47,840	72,380	93,240	120,230	165,620	213,460	19,610
	上記以外 の催物	平 日	28,210	42,940	55,200	71,150	98,140	126,360	11,520
		土・日 曜日, 休日	36,800	56,440	71,160	93,240	127,600	164,400	14,970
500円未満の 入場料を徴収 する場合	平 日	33,100	52,750	66,250	85,850	119,000	152,110	13,860	
	土・日 曜日, 休日	42,940	67,470	87,100	110,410	154,570	197,510	18,030	
500円以上 1,000円未満 の入場料を徴 収する場合	平 日	36,800	56,440	71,160	93,240	127,600	164,400	14,970	
	土・日 曜日, 休日	47,840	72,380	93,240	120,230	165,620	213,460	19,610	
1,000円以上 の入場料を徴 収する場合	平 日	41,710	65,020	82,190	106,730	147,230	188,930	17,180	
	土・日 曜日, 休日	55,200	83,440	107,960	138,630	191,400	246,600	22,450	

(2) 小ホール

(単位 円)

区 分		午 前 〔午前9時 から正午 まで〕	午 後 〔午後1時 から午後 5時まで〕	夜 間 〔午後6時 から午後 10時まで〕	午前・午後 〔午前9時 から午後 5時まで〕	午後・夜間 〔午後1時 から午後 10時まで〕	全 日 〔午前9時 から午後 10時まで〕	そ の 他 〔1時間ま でごとに〕	
入 場 料 を 徴 収	営利, 宣 伝その他 これらに 類する目 的の催物	平 日	8,940	11,400	12,250	20,340	23,660	32,600	3,680
		土・日 曜日, 休日	11,400	14,710	15,930	26,100	30,650	42,040	4,900

しない場合	上記以外の催物の場合	平日	6,370	8,940	10,180	15,320	19,120	25,490	2,430
		土・日曜日, 休日	8,940	11,400	12,250	20,340	23,660	32,600	3,680
500円未満の入場料を徴収する場合		平日	7,610	10,180	12,250	17,770	22,430	30,040	2,430
		土・日曜日, 休日	10,180	12,250	15,930	22,430	28,190	38,370	3,680
500円以上1,000円未満の入場料を徴収する場合		平日	8,940	11,400	12,250	20,340	23,660	32,600	3,680
		土・日曜日, 休日	11,400	14,710	15,930	26,100	30,650	42,040	4,900
1,000円以上の入場料を徴収する場合		平日	10,180	13,490	14,710	23,660	28,190	38,370	3,680
		土・日曜日, 休日	12,250	18,390	20,850	30,660	39,240	51,500	4,900

(3) ホール以外の室

その1

(単位 円)

施設の名称等		午前 〔午前9時から正午まで〕	午後 〔午後1時から午後5時まで〕	夜間 〔午後6時から午後10時まで〕	午前・午後 〔午前9時から午後5時まで〕	午後・夜間 〔午後1時から午後10時まで〕	全日 〔午前9時から午後10時まで〕	その他 〔1時間までごとに〕
和室	大	1,580	2,200	2,820	3,780	5,020	6,600	610
和室	中	1,530	2,150	2,690	3,680	4,840	6,370	560
和室	小	1,470	2,080	2,570	3,540	4,640	6,110	470
集会室(1小間につき)		1,470	2,080	2,570	3,540	4,640	6,110	470
練習室		1,350	1,970	2,110	3,320	4,070	5,430	520
大ホール	楽屋第1号室	860	980	1,470	1,830	2,440	3,300	360
	楽屋第2号室	980	1,580	2,200	2,560	3,780	4,760	470
	楽屋第3号室	980	1,580	2,200	2,560	3,780	4,760	470
	楽屋第4号室	1,820	2,570	3,060	4,390	5,620	7,450	720

	楽屋第5号室	1,580	2,200	2,820	3,780	5,020	6,600	610
小ホール楽屋		1,580	2,200	2,820	3,780	5,020	6,600	610

その2

(単位 円)

施設 の 名 称 等		1日 (午前9時から午後5時まで)
県民 ギャラリー	入場料を徴収しない場合	18,390
	入場料を徴収する場合	22,070
展 示 棟 ロ ビ ー		2,820
展 示 室		2,820
一般展示室 (1小間につき)		2,820
予 備 室 (一般展示室用)		980

備考

- 1 「その他」とは、午後10時から翌日の午前9時まで、正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時までの使用をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 3 「入場料」とは、最高入場料金をいう。

2 付属設備等利用料金

(単位 円)

付 属 設 備 等 の 名 称		単 位	「午前(午前9時から正午まで)」、「午後(午後1時から午後5時まで)」又は「夜間(午後6時から午後10時まで)」の使用につき	備 考
	ピアノ(スタインウェイ・フルコンサート用)	1 台	10,650	「午前・午後(午前9時から午後5時まで)」又は「午後・夜間(午後1時から午後10時まで)」の使用については、左の額の2倍に相当する額とし、「全日(午前9時から午後10時まで)」の使用については、左の額の3倍に相当する額とする。
	ピアノ(国産・フルコンサート用)	1 台	6,130	
	ピアノ(国産・セミコンサート用)	1 台	3,060	
	ピアノ(国産・練習室セミコンサート用)	1 台	1,020	
	舞 台 せ り 上 げ 装 置	1 基	1,470	
	オ ー ケ ス ト ラ ピ ッ ト	1 式	7,610	
	反 響 板	1 式	7,610	

舞	壇	大	1 台	720	
		小	1 台	610	
台	指揮台（譜面台付）		1 台	470	
	譜面台		1 台	120	
	譜面台用ランプ		1 灯	120	
	オーケストラ用椅子		1 脚	120	
	所作台		1 式	7,610	
	所作台（花道用）		1 式	2,570	
	平		1 枚	230	
	松羽目，竹羽目		1 式	3,060	
	設	松羽目ドロップ		1 枚	1,470
		びょうぶ（金，銀，鳥の子）		1 双	1,470
ひ毛せん		大	1 枚	980	
		小	1 枚	120	
座布		1 枚	120		
備		地がり		1 枚	1,470
		幕（紅白，あさぎ，しや，定式，暗転）		1 枚	720
		つりバトン		1 本	230
		大太鼓		1 台	720
		上敷ござ		1 畳	120
	ビデオプロジェクター		1 式	4,460	
	仮設スクリーン		1 式	3,040	
	ドライアイスマシン		1 式	4,430	
		調光装置 （ボーダーライト1列付）	大ホール	1 式	4,520
			小ホール	1 式	3,790
ボーダーライト		大ホール	1 列	1,470	
		小ホール	1 列	860	

照	シーリングライト	大ホール	1列	3,060	
		小ホール	1列	860	
明	サスペンション	大ホール	1列	1,470	
		小ホール	1列	860	
設 備	アッパーホリゾントライト		1式	3,060	
	ロアホリゾントライト		1式	3,060	
	フットライト		1式	1,210	
	花道フットライト		1式	1,210	
	ストリップライト		1本	230	
	クセノンスポットライト		1台	3,060	
	スポットライト (1.5キロワット)		1台	470	
	スポットライト (1キロワット)		1台	360	
	スポットライト (0.5キロワット)		1台	230	
	エフェクトマシン (効果器)		1台	1,470	
	照明スタンド		1本	120	
	スモークマシン		1台	4,360	
	音 響	拡声装置 (マイクロホン1本付)	大ホール	1式	4,520
			その他	1式	3,790
マイクロホン		1本	720		
コンデンサーマイクロホン		1本	1,470		
ワイヤレスマイクロホン		1本	3,060		
エレベーターマイクロホン装置		1基	720		
つりマイクロホン装置		1基	720		
CDプレーヤー		1台	1,470		
テープレック		1台	1,470		
MDデッキ		1台	1,470		
設	音響効果器		1台	1,470	

備	マイクスタンド	1本	120
	移動ミキサー	1台	2,420
	スピーカー	1台	2,420
	ライン（受・出）	1系統	230
	マルチケーブル	1本	540
その他	浴室（出演関係者用）	1室	1,470
	持込機器	1キロワットまでごとに	230

付 則

- この条例中第1条及び付則第5項の規定は平成31年4月1日から、第2条及び次項から付則第4項までの規定は同年10月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、同条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用に対して徴収すべき利用料金及び使用料の額について適用する。
- 茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例第11条に規定する指定管理者は、第2条の規定の施行の際既に同条の規定による改正前の茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により施行日以後における使用に対して改正前の条例の規定による利用料金又は使用料を納付している者から、あらかじめ知事の承認を得て、当該納付に係る利用料金又は使用料の額と改正後の条例の規定による利用料金の額との差額を使用するときまでに納付させることとすることができる。
- 施行日以後における使用に対して知事が茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例第20条第1項の規定により使用料を徴収する場合は、第2条の規定の施行の際既に改正前の条例の規定により施行日以後における使用に対して改正前の条例の規定による利用料金又は使用料を納付している者は、当該納付に係る利用料金又は使用料の額と改正後の条例の規定により納付すべき使用料の額との差額を使用するときまでに知事に納付しなければならない。
- 知事は、施行日前においても、改正後の条例別表に掲げる額の範囲内において、茨城県立県民文化センターの設置及び管理に関する条例第17条第2項の規定による施行日以後の使用に係る利用料金の承認及び第3項の規定による差額の納付の承認をし、又は同条例第20条第1項の規定により施行日以後の使用に係る使用料を定めることができる。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第32号議案

水道法に基づき専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

水道法に基づき専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「短期大学」の次に「(同法第83条の2第1項に規定する専門職大学（以下「専門職大学」という。)の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同項第5号中「卒業した後」の次に「(専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第33号議案

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例（平成27年茨城県条例第15号）の一部を次のように改正する。

本則の表水戸市の項中「424」を「433」に改め、同表土浦市の項中「239」を「240」に改め、同表石岡市の項中「162」を「163」に改め、同表結城市の項中「89」を「93」に改め、同表取手市の項中「187」を「189」に改め、同表つくば市の項中「270」を「271」に改め、同表ひたちなか市の項中「244」を「246」に改め、同表鹿嶋市の項中「97」を「98」に改め、同表守谷市の項中「94」を「95」に改め、同表鉾田市の項中「109」を「111」に改め、同表つくばみらい市の項中「76」を「78」に改め、同表阿見町の項中「80」を「82」に改め、同表利根町の項中「42」を「44」に改める。

付 則

この条例は、平成31年12月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第34号議案

介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

介護保険法に基づき介護医療院の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第33条第3項第1号を次のように改める。

- (1) 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検体検査の業務
付 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第35号議案

茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

茨城県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第36号議案

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（平成20年茨城県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条中「毎年度」を削る。

第9条中「対し」の次に「，在学証明書」を加える。

第10条中第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

- 2 知事は，修学生が留年（一の学年の課程を再度履修することをいう。）した場合において，当該修学生が当該留年の期間に係る修学資金の貸与の停止を希望するときは，当該期間，修学資金の貸与を停止することができる。

付 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第37号議案

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年茨城県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第28条第4項中「含むものとする。以下同じ。）の学部で」を「含み、短期大学を除く。第37条第3項、第58条第4項、第60条第4号及び第5号、第68条第10項、第92条第3項、第100条第4項並びに第102条第4号において同じ。）において」に改める。

第37条第3項中「の学部で」を「において」に改める。

第39条第1号中「者」の次に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第54条第2項第1号及び第60条第1号において同じ。)」を加え、同条第5号中「ものとする」を削り、「大学」の次に「(大学令の規定による大学を含む。第54条第2項第4号及び第6号、第60条第8号並びに第102条第7号において同じ。)」を加える。

第54条第2項第5号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同項第6号ア中「者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

第58条第4項中「の学部で」を「において」に改める。

第60条第4号及び第5号中「の学部で」を「において」に改め、同条第9号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第68条第10項、第92条第3項及び第100条第4項中「の学部で」を「において」に改める。

第102条第3号中「者」の次に「(学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同条第4号中「の学部で」を「において」に改め、同条第8号中「学校教育法の規定により、」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第38号議案

茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

茨城県県立職業能力開発校の設置及び管理に関する条例（昭和49年茨城県条例第17号）の一部を次のように改正する。
第13条第5号中「又は」を「若しくは」に改め、「者」の次に「又は同法第83条の2第1項に規定する専門職大学の前期課程を修了した者」を加える。

付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第39号議案

茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

茨城県立産業技術短期大学校の設置及び管理に関する条例（平成16年茨城県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「，短期養成課程」の次に「(同令第36条の6の2第2号ロに規定する実務経験者訓練技法習得コース（以下「実務経験者訓練技法習得コース」という。）に係るものに限る。以下この号において同じ。）」を加え，同条第9号中「修了した者（）」を「修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあっては，）」に改め，「該当する学位」の次に「及び学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法第83条の2第1項に規定する専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）」を加える。

付 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第40号議案

茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例（昭和51年茨城県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表物性試験・薄膜作成等機器の部に次のように加える。

ポテンショスタット／ガルバノスタット	1 時間	650
--------------------	------	-----

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表電気試験機器の部耐ノイズ試験機の項中「3,560」を「3,890」に改め、同部に次のように加える。

通信環境評価装置	1 時間	3,560
電磁界可視化装置	1 時間	2,590

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表金属工作機械の部旋盤の項及び立フライス盤の項を削り、同部に次のように加える。

ダイカストマシンシステム	1 日	172,260
温間圧延機	1 日	32,400

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表設計支援機器の部に次のように加える。

立体造形装置	1 時間	2,270
簡易 3 D スキャナ	1 時間	320

別表第1 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表設計支援機器の部の次に次のように加える。

自動化技術支援機器	加工工程模擬ライン装置	1 時間	1,190
	組立工程模擬ライン装置	1 時間	1,190
	検査工程模擬ライン装置	1 時間	1,190

別表第2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表材料試験等の部疲労試験の項に次のように

加える。

平面曲げ疲労試験機によるもの	1 試料 ・ 1 時間	8,530
	1 時間を超え， 1 試料 1 時間ごとに	1,510

別表第 2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表表面処理試験の部耐候試験（ウェザーメーターによる。）の項及び耐光試験（フェードメーターによる。）の項を削り，同表設計支援の部に次のように加える。

3Dプリンタ (インクジェット式)	設	1 件 ・ 1 時間	3,560
	造	1 件 ・ 1 時間	1,080

別表第 2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表電気試験の部ノイズ耐性試験の項中「2,380」を「2,480」に改め，同部EMI試験の項の次に次のように加える。

電磁ノイズ源探査（電磁界可視化装置によるもの）	1 件 ・ 1 時間	4,210
-------------------------	------------	-------

別表第 2 1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）の表自動化技術支援の部を次のように改める。

自動化技術支援	模擬スマート工場を利用した動作検証	1 件 ・ 1 時間	3,560
	模擬スマート工場用プログラム作成	1 件 ・ 1 時間	3,350

別表第 2 2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所の表試験又は分析の部染色堅ろう度試験の項中「耐光」の次に「(キセノンウェザーメーターによるもの)」を加え，同項に次のように加える。

耐光（フェードメーターによるもの）	1 件 ・ 3 級まで又は 6 時間まで	4,640
	6 時間を超え，1 件 1 時間ごとに	650

別表第 2 2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所の表試験又は分析の部耐候試験の項の次に次のように加える。

耐光試験（フェードメーターによるもの）	1 件（5 試料） ・ 1 時間	1,510
	追加 5 試料ごとに	320
	1 時間を超え， 1 件 1 時間ごとに	650

第 2 条 茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係） 使用料

1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）

区分	設 備 の 種 類	単 位	金 額 (単位 円)
強度試験機器	インストロン万能試験機 (15 トン)	1 時 間	1,430
	インストロン万能試験機 (60 トン)	1 時 間	1,760
	落 下 試 験 機	1 時 間	1,870
摩擦・摩耗試験機器	ス ガ 摩 耗 試 験 機	1 時 間	340
硬度試験機器	熱 機 械 分 析 装 置 (熱 膨 張)	1 時 間	1,320
	微 小 ビ ッ カ ー ス 硬 さ 試 験 機	1 時 間	1,320
	ブ リ ネ ル 硬 度 計	1 時 間	560
	ロ ッ ク ウ ェ ル 硬 度 計	1 時 間	370
物 性 試 験	熱 間 埋 込 機 (樹 脂 の 包 埋)	1 時 間	1,100
	蛍 光 エ ッ ク ス 線 膜 厚 計	1 時 間	1,760
	め っ き 膜 厚 計	1 時 間	230
	差 動 型 示 差 熱 天 秤 ^{びん}	1 時 間	1,320
	微 小 蛍 光 エ ッ ク ス 線 分 析 装 置	1 時 間	3,200
	I C P 発 光 分 析 装 置	1 時 間	3,300
	マ イ ク ロ 波 加 熱 分 解 装 置	1 時 間	2,640
	赤 外 分 光 光 度 計	1 時 間	5,940
	ド ラ フ ト チ ャ ン バ ー	1 時 間	1,540
	三 次 元 測 定 機	1 時 間	2,860
	マ イ ク ロ ス コ ー プ シ ス テ ム	1 時 間	1,210
	顕 微 鏡 (金 属 用)	1 時 間	1,100
	金 属 顕 微 鏡 (組 織 解 析 機 能 付)	1 時 間	1,540
	カ ー ボ ン コ ー タ ー (カ ー ボ ン コ ー テ ィ ン グ)	1 時 間	880
	ス パ ッ タ リ ン グ 装 置	1 時 間	1,980
薄	雰 囲 気 中 液 体 急 冷 装 置 (ア モ ル フ ェ ス 合 金 製 造)	1 時 間	2,200

膜 作 成 等 機 器	ダ イ シ ャ ン グ 装 置	1 時 間	1,870
	走 査 型 電 子 顕 微 鏡	1 時 間	3,410
	光 強 度 測 定 シ ス テ ム	1 時 間	1,100
	モ ノ ク ロ メ ー タ ー 付 キ セ ノ ン ラ ン プ	1 時 間	1,100
	粒 度 分 布 測 定 装 置	1 時 間	1,540
	走 査 型 プ ロ ー プ 顕 微 鏡	1 時 間	2,760
	試 料 研 磨 機	1 時 間	1,100
	放 電 プ ラ ズ マ 焼 結 装 置	1 時 間	2,420
	ラ マ ン 分 光 分 析 装 置	1 時 間	2,200
	表 面 粗 さ 輪 郭 形 状 測 定 機	1 時 間	1,870
	炭 素 硫 黄 分 析 装 置	1 時 間	2,760
	エ ッ ク ス 線 残 留 応 力 測 定 装 置	1 時 間	2,970
	レ ー ザ ー 顕 微 鏡	1 時 間	2,090
	イ オ ン ミ リ ン グ 装 置	1 時 間	2,310
	電 気 試 験 機 器	波 長 分 散 型 蛍 光 エ ッ ク ス 線 分 析 装 置	1 時 間
分 光 光 度 計		1 時 間	2,750
ポ テ ン シ ョ ス タ ッ ト / ガ ル バ ノ ス タ ッ ト		1 時 間	660
オ シ ロ ス コ ー プ		1 時 間	660
R F イ ミ ュ ニ テ ィ 機 器		1 時 間	4,950
耐 ノ イ ズ 試 験 機		1 時 間	3,960
E M I 機 器		1 時 間	4,730
磁 界 測 定 器		1 時 間	2,310
電 源 変 動 許 容 度 試 験 器		1 時 間	2,200
絶 縁 耐 圧 試 験 器		1 時 間	660
漏 れ 電 流 試 験 器		1 時 間	660
抵 抗 計		1 時 間	660
通 信 環 境 評 価 装 置		1 時 間	3,630
電 磁 界 可 視 化 装 置		1 時 間	2,640

耐候試験機器	携帯用分光式色差計	1時間	660
	携帯用光沢計	1時間	660
	恒温恒湿器	1時間	2,970
1時間を超え, 1時間ごとに		660	
微生物試験関連機器	オートクレーブ	1時間	660
	低温恒温器	1日	1,320
金属工作機械	のこ鋸盤	1時間	1,170
	切断機	1時間	880
	シャーリングマシン	1時間	880
	油圧サーボプレス機(110トン)	1時間	3,960
	ダイカストマシンシステム	1日	175,450
	温間圧延機	1日	33,000
木材工作機械	角のみ機	1時間	120
	超仕上 ^{かん} 鉋盤	1時間	600
	手押し ^{かん} 鉋盤	1時間	440
	バンドソー	1時間	440
	昇降盤	1時間	230
	自動一面 ^{かん} 鉋盤	1時間	950
	木工旋盤	1時間	230
設計支援機器	大判インクジェットプリンタ	1枚・B0判	2,200
		1枚・A0判	1,760
		1枚・A1判	1,320
		1枚・A2判	1,100
	立体造形装置	1時間	2,310
	簡易3Dスキャナ	1時間	330
自動化技術支援機器	加工工程模擬ライン装置	1時間	1,210
	組立工程模擬ライン装置	1時間	1,210
	検査工程模擬ライン装置	1時間	1,210

食品等分析・観察機器	アルコーン分析機	1時間	660
	ガス透過率測定機	1日	2,200
	マイクロプレートリーダー	1時間	3,410
	赤外線水分計	1時間	880
	穀粒判別機	1時間	990
	水分活性測定装置	1時間	990
食品加工試験機	高温高圧調理滅菌機	1時間	1,660
	ドラムドライヤー	1時間	1,000
	微粉砕試験機	1時間	1,000
	ロールミル	1時間	1,650
	ピンミル	1時間	1,650
	オーブ	1時間	770
	スチーマーボックス	1時間	770
	急速冷凍庫	1時間	770
	米菓試作装置	1時間	2,200
	アイスクリーム製造装置	1日	2,420
	真空煮詰め機	1時間	1,660
	製麺機	1時間	2,200
	真空凍結乾燥機	1時間	880
	人工太陽照明システム	1時間	880
	加圧釜	1時間	1,210
食品加工機器	試験用精米機	1時間	770
	蒸米機	1時間	880
	カスケードポンプ	1時間	770
	火入れ殺菌機	1時間	1,100
	製品ろ過機	1時間	770
	圧搾機	1時間	880
	醸造用小型精米機	1時間	1,430

2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所

区分	設 備 の 種 類	単 位	金 額 (単位 円)
加 工 機 類	力 織 機	1 日	1,060
	整 経 機	1 時 間	660
		1時間を超え, 1時間ごとに	220
	繰 返 機	1 日	600
	揚 返 機	1 日	600
	おん 撚 糸 機	1 時 間	660
		1時間を超え, 1時間ごとに	120
	広 幅 整 理 機	1 時 間	1,100
	小 型 レ ピ ア 試 織 機	1 日	2,530
	遠 心 脱 水 機	1 時 間	660
	手 動 式 か せ 揚 げ 機	1 日	660
	卓 上 型 手 織 機	1 日	660
	射 出 成 形 機	1 時 間	2,640
	プ レ ス 成 形 機	1 時 間	760
マ ン グ ル	1 時 間	660	
自 動 柄 織 織 機 シ ス テ ム	1 時 間	3,520	
大 判 プ リ ン タ	1 枚・A 1 判	880	
設 計 図 案 シ ス テ ム	1 時 間	660	
レ バ ー 式 試 料 裁 断 機	1 時 間	660	
試 験 機	万 能 試 験 機	1 時 間	880
	通 気 度 試 験 機	1 時 間	440
	電 子 顕 微 鏡	1 時 間	540
	メ ル ト イ ン デ ク サ	1 時 間	440
	試 料 作 成 機	1 時 間	440
	万 能 振 子 式 衝 撃 試 験 機	1 時 間	540

器 類	デジタlmマイクロスコop	1時間	1,650
	超音波洗浄機	1時間	660
	布用厚さ測定器	1時間	560
	送風定温乾燥機	1時間	560
	接触角計	1時間	660

別表第2（第2条関係） 手数料

1 茨城県産業技術イノベーションセンター（茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所及び茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校を除く。）

区 分		単 位	金額（単位 円）	
分 析	定性分析	微小蛍光エックス線分析装置によるもの（マッピング分析以外のもの）	1 試料・1 測定	3,520
		微小蛍光エックス線分析装置によるマッピング分析	1 試料・1 測定	5,720
		電子顕微鏡によるもの	1 試料・1 箇所（写真1枚付）	8,420
		E P M A によるもの	1 試験・1 測定	6,270
		F T - I R によるもの	1 試験・1 測定	6,180
		赤外分光光度計による透過測定	1 試験・1 測定	11,560
		赤外分光光度計による赤外放射測定	1 試験・1 測定	17,060
		赤外顕微鏡によるもの	1 試験・1 測定	9,460
		X P S 測定装置による表面分析	1 試験・1 測定	16,610
			1 試験・1 測定（1条件増すごとに）	10,120
		X P S 測定装置による深さ方向分析	1 試験・1 測定	88,560
		ラマン分光分析装置によるもの	1 試験・1 測定	4,300
		エックス線回折装置によるもの	1 試料・1 測定	13,200
	波長分散型蛍光エックス線分析装置によるもの	1 試料・1 測定	7,150	
	定量分析	p H 値 測 定	1 試 料	600
		総 合 定 量 分 析	1 試料・1 成分	3,860
		I C P 発光分析装置によるもの	1 試料・1 成分	4,840
		炭素硫黄分析装置によるもの	1 試験・1 測定	4,510
		波長分散型蛍光エックス線分析装置によるもの	1 試料・1 成分	9,570

	電 気 化 学 測 定	1 測 定	3,410	
	前 処 理	1 試 料	6,380	
材料試験等	材料強度試験等	インストロン万能試験機（15トン）によるもの	1 試料・1 項目	3,520
		インストロン万能試験機（15トン）のアライメント調整	1 件	11,000
		インストロン万能試験機（60トン）によるもの	1 試料・1 項目	4,070
	硬 度 試 験	微小ビッカース硬さ試験機によるもの	1 試料・3 点測定	1,540
			(追加1点増すごとに)	340
		ブリネル硬度計によるもの	1 試料・3 点測定	1,320
			(追加1点増すごとに)	340
		ロックウェル硬度計によるもの	1 試料・3 点測定	1,320
			(追加1点増すごとに)	340
	疲 労 試 験	疲労試験機によるもの（恒温槽の利用なし）	1 試料・1 時間	7,590
			1 時間を超え， 1 試料1 時間ごとに	660
		疲労試験機によるもの（恒温槽の利用あり）	1 試料・1 時間	9,570
			1 時間を超え， 1 試料1 時間ごとに	770
		平面曲げ疲労試験機によるもの	1 試料・1 時間	8,690
			1 時間を超え， 1 試料1 時間ごとに	1,540
	ひずみ 低歪速度試験	ひずみ 低歪速度試験機によるもの（恒温槽の利用なし）	1 試料・1 時間	6,380
			1 時間を超え， 1 試料1 時間ごとに	1,540
		ひずみ 低歪速度試験機によるもの（恒温槽の利用あり）	1 試料・1 時間	6,600
			1 時間を超え， 1 試料1 時間ごとに	1,650
	残留応力測定	エックス線残留応力測定装置によるもの（弾性定数測定以外のもの）	1 測 定	4,620
		エックス線残留応力測定装置による弾性定数測定	1 試 料	6,930
	焼 結 試 験	1 件	8,360	
	熱 処 理 試 験	1 件・1 時間	1,440	
	透 過 率 ・ 反 射 率 ・ 吸 光 度 測 定	1 試料・1 測定	4,840	
耐 食 試 験	塩 水 噴 霧 試 験 等	1 件・24 時間	6,710	
	塩 乾 湿 複 合 サ イ ク ル 試 験 等	1 件・8 時間	11,880	

性能試験 (長期性能試験)			8 時間を超え, 1 件 8 時間ごとに	4,960
		写 真 撮 影	1 枚	330
	荷 重 試 験		1 試料10,000回以下	2,920
			1 試料10,001回から 50,000 回 まで	4,800
			1 試料50,001回以上	8,070
劣 化 試 験		1 件 ・ 1 時間	3,190	
		1 時間を超え, 1 件 1 時間ごとに	660	
木 材 試 験	木 材 含 水 率 測 定 に 係 る も の		1 件 (5 試料)	600
	木 材 比 重 測 定 に 係 る も の		1 件 (5 試料)	1,270
表面処理試験	膜 厚 試 験	簡 単 な も の	1 試 料	700
		電 解 式 膜 厚 計 に よ る も の	1 試 料 ・ 1 測 定	2,200
		走 査 型 電 子 顕 微 鏡 に よ る も の	1 試 料 ・ 1 測 定	3,640
		金 属 顕 微 鏡 に よ る も の	1 試 料 ・ 1 測 定	2,760
		蛍 光 エ ッ ク ス 線 膜 厚 計 に よ る も の	1 試 料 ・ 1 測 定	3,410
	塗 膜 摩 耗 試 験		1 件 (5 試料)	4,090
	引 っ か き 硬 度 (鉛 筆 法)		1 件	2,860
	付 着 性 (ク ロ ス カ ッ ト 法)		1 件	2,760
精 度 試 験	精 密 測 定	三 次 元 測 定 機 に よ る も の	1 試料 ・ 1 要素測定	2,860
		表 面 粗 さ 輪 郭 形 状 測 定 機 に よ る も の	1 試料 ・ 1 測定	2,200
			自 動 測 定 の 追 加 ・ 1 測 定	550
金 属 試 験	金 属 組 織 試 験	金 属 顕 微 鏡 に よ る も の	1 試 験 ・ 1 箇 所 (写 真 1 枚 付)	1,980
		金 属 顕 微 鏡 に よ る 解 析	1 解 析	1,430
		走 査 型 電 子 顕 微 鏡 に よ る も の	1 試 験 ・ 1 箇 所 (写 真 1 枚 付)	3,200
		デ ジ タ ル マ イ ク ロ ス コ ー プ に よ る も の	1 試 験 ・ 1 箇 所 (写 真 1 枚 付)	2,540
		走 査 型 プ ロ ー ブ 顕 微 鏡 に よ る も の	1 試 料 ・ 1 測 定	8,260
		結 晶 方 位 測 定	1 試 料 ・ 1 測 定	14,410
	金 属 材 料 摩 耗 試 験		1 件 ・ 1 時間	810
	試 料 埋 込	1 試 料	1,210	

		試料研磨	1 試料	2,970
	前処理	試料蒸着処理	1 試料	880
		結晶方位測定用処理	1 試料	11,770
		イオンミリング	1 時間	3,080
設計支援	三次元形状データ作成 (CAD)		1 件・1 時間	3,520
	解析シミュレーション (CAE)	設定	1 件・1 時間	3,520
		計算	1 件・1 時間	660
	模型試作 (CAM)	設定	1 件・1 時間	3,300
		加工	1 件・1 時間	340
	3Dプリンタ (インクジェット式)	設定	1 件・1 時間	3,630
造形		1 件・1 時間	1,100	
電気試験	絶縁耐圧試験		1 試験・1 測定	880
	ノイズ耐性試験		1 件・0.5 時間	2,530
	RFイミュニティ試験		1 件・1 時間	7,260
	EMI試験		1 件・1 時間	7,260
	電磁ノイズ源探査 (電磁界可視化装置によるもの)		1 件・1 時間	4,290
	耐環境試験	冷熱衝撃試験	1 件・1 時間	4,620
1 時間を超え, 1 件 1 時間ごとに			1,980	
自動化技術支援	模擬スマート工場を利用した動作検証		1 件・1 時間	3,630
	模擬スマート工場用プログラム作成		1 件・1 時間	3,410
一般分析	定性分析		1 試料・1 成分	660
	定量分析		1 試料・1 成分	880
	機器分析		1 試料・1 成分	1,760
	ガスクロマトグラフによる分析		1 試料・1 測定	7,160
	液体クロマトグラフによる分析		1 試料・1 成分	13,860以上 96,910以下
	生物顕微鏡による分析		1 試験・1 測定	1,430
	ヘッドスペースGC/MSによる定性分析		1 試料・1 測定	12,650

食品の分析,
試験等

特殊分析	定性分析		1 試料・1 成分	2,690
	定量分析		1 試料・1 成分	5,140
	機器分析		1 試料・1 成分	5,960
栄養成分分析	アミノ酸分析	指定アミノ酸17種類	1 件 (10 試料)	33,880
		指定アミノ酸35種類	1 件 (3 試料)	35,860
	窒素分析		1 試料・1 成分	2,640
	脂肪分析		1 試料・1 成分	4,620
測定試験	比重, 屈折度等の測定		1 試料・1 項目	470
	溶解度, 粘度等の測定		1 試料・1 項目	1,430
	精密測定試験		1 試料・1 項目	2,920
	食品包装フィルム酸素透過率等測定		1 試料・1 項目	2,420
	食品硬度等測定試験		1 試料・1 測定	2,100
	でんぷん澱粉糊化特性測定試験 (試験条件のプログラム作成なし)		1 試験・1 測定	2,640
	でんぷん澱粉糊化特性測定試験 (試験条件のプログラム作成あり)		1 試験・1 測定	3,740
	抗酸化力測定		1 試料・1 項目	34,000
	水分活性測定		1 試験・1 測定	1,540
細菌検査	一般細菌検査 (一般生菌数, 大腸菌群等)		1 試料・1 項目	3,200
	特殊細菌検査 (黄色ブドウ球菌等)		1 試料・1 項目	6,060
	その他の細菌検査 (真菌, 酵母等)		1 試料・1 項目	4,400
酵素試験	酵素力価測定 (酸性カルボキシペプチダーゼ)		1 試料・1 項目	5,490
	酵素力価測定 (グルコアミラーゼ)		1 試料・1 項目	3,960
	酵素力価測定 (α -アミラーゼ)		1 試料・1 項目	3,190
抗菌試験		1 試料・1 項目	28,160	
保存試験		30日以内のもの1 試料	2,810	
官能検査		1 試料	600	
前処理		1 試料	1,320	
成績書交付		1 通	560	

2 茨城県産業技術イノベーションセンター繊維高分子研究所

区	分	単 位	金額 (単位 円)	
試験又は分析	各種繊維の織度, 繊維長, 強伸度, 水分率その他の物理的性状の試験又は分析	簡 単 な も の	1 件 (1 事 項)	1,870
		やや複雑なもの	1 件 (1 事 項)	3,860
		複雑なもの	1 件 (1 事 項)	5,850
	各種糸の太さ, より数, 強伸度, 糸むらその他の物理的性状の試験	簡 単 な も の	1 件 (1 事 項)	1,870
		やや複雑なもの	1 件 (1 事 項)	3,860
		複雑なもの	1 件 (1 事 項)	5,850
	織物又は編物の目付, 強伸度, 通気性その他の物理的性状の試験	簡 単 な も の	1 件 (1 事 項)	1,870
		やや複雑なもの	1 件 (1 事 項)	3,860
		複雑なもの	1 件 (1 事 項)	5,730
	織物又は編物の組織分解又は設計	簡 単 な も の	1 件 (1 事 項)	1,870
		やや複雑なもの	1 件 (1 事 項)	3,860
		複雑なもの	1 件 (1 事 項)	5,960
	精練, 漂白, 染色, 糊付 ^{のりづけ} , 仕上げその他の加工試験		1 件 (1 事 項)	2,810以上 9,580以下
	染色堅ろう度試験	熱湯, 水, 汗, 洗濯, 摩擦等	1 件 (1 事 項)	1,270
		耐光 (キセノンウェザーメーターによるもの)	1 件 (5 試料)・4 級まで又は 6.5 時間まで	2,640
			1 件 (5 試料)・5 級又は 6.5 時間を超え, 12 時間まで	4,180
			12 時間を超え, 1 件 1 時間ごとに	340
		耐光 (フェードメーターによるもの)	1 件・3 級まで又は 6 時間まで	4,730
			6 時間を超え, 1 件 1 時間ごとに	660
	耐 候 試 験	1 件 (5 試料)・8 時間	3,080	
		8 時間を超え, 1 件 1 時間ごとに	340	
	耐光試験 (フェードメーターによるもの)	1 件 (5 試料)・1 時間	1,540	
		追加 5 試料ごとに	330	
		1 時間を超え, 1 件 1 時間ごとに	660	
繊維, 染料, 助剤, 薬剤等の分析及び応用試験		1 件・1 成分	2,910以上 9,870以下	

	プラスチック材料試験	簡単なもの	1件(1事項)	2,240
		複雑なもの	1件(1事項)	4,380
	プラスチック試料作成	射出成形機によるもの	1件(1事項)	2,810
			追加同一材料 1事項につき	1,470
		その他の試料作成機等によるもの	1件(1事項)	1,020
	電子顕微鏡表面観察	1件(1事項) (写真1枚付)	5,270	
		追加1箇所につき (写真1枚付)	1,900	
	デジタルマイクロスコープ観察	1件(1事項) (写真1枚付)	2,090	
		写真追加1枚につき	440	
	疲労試験	疲労試験機(油圧)によるもの(恒温槽の利用なし)	1試料・1時間	6,050
			1時間を超え, 1試料1時間ごとに	770
		疲労試験機(油圧)によるもの(恒温槽の利用あり)	1試料・1時間	8,140
			1時間を超え, 1試料1時間ごとに	880
	成績書交付	1	通	560
試作又は加工	織物又は糸の精練, 漂白, 染色その他の加工		1件(1事項)	950以上 8,890以下
	織物の整理仕上げ		1反又は12メートル	470以上 3,860以下
	試織	手織りによるもの	1件(1事項) (幅10センチメートルまで, 長さ30センチメートルまで)	6,820
		小型レピア試織機によるもの	1件(1事項) (幅50センチメートルまで, 長さ100センチメートルまで)	31,460
			1件(1事項) (長さ100センチメートルを超え, 100センチメートルにつき)	3,740
図案の調製	設計図案データの作成		1件・0.5時間	1,660
	二次元形状データの作成		1件・0.5時間	1,660
	設計図案の印刷		1枚(長さ50センチメートル)	340

3 茨城県産業技術イノベーションセンター笠間陶芸大学校

区	分	単	位	金額(単位 円)
---	---	---	---	----------

窯業試験	素地試験	1	件	2,690
	熱分析試験	1	件	4,180
	蛍光エックス線分析試験（定性）	1	件	2,690
	蛍光エックス線分析試験（定量）	1	成分	1,020
	エックス線回折試験	1	件	4,720
	電子顕微鏡観察（表面）試験	1	件	2,810
	粒度分布試験	1	件	3,710
	吸水試験	1	件	670
	強度試験	1	件	600
	耐寒試験	1	件	4,150
	かさ比重試験	1	件	1,120
	耐薬品試験	1	件	1,350
	外圧試験	1	件	1,470
	熱衝撃試験（陶磁器製耐熱食器）	1	件	2,420
その他の試験	1	件	知事その都度定める額	
成績書交付	1	通	560	
試作又は加工	1	件	470以上 69,270以下	

付 則

- この条例中第1条並びに次項及び付則第3項の規定は平成31年4月1日から、第2条並びに付則第4項及び第5項の規定は同年10月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の規定は、第1条の規定の施行の日以後における使用に対して徴収すべき使用料の額について適用する。
- 第1条の規定の施行の前日に試験の依頼の承認を受けている者に係る手数料の額については、なお従前の例による。
- 第2条の規定による改正後の茨城県産業技術イノベーションセンターの使用料及び手数料徴収条例の規定は、第2条の規定の施行の日以後における使用に対して徴収すべき使用料の額について適用する。
- 第2条の規定の施行の前日に試験、分析、検査、調製、加工等の依頼の承認を受けている者に係る手数料の額については、なお従前の例による。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第41号議案

茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

第1条 茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例（平成27年茨城県条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表電気炉（30キロワット）の項から電気炉（10キロワット）の項までを削り，マイクروسコープの項の次に次のように加える。

真 空 攪 拌 機	1 時 間	970円
石 膏 原 型 ロ ク ロ	1 時 間	970円

第2条 茨城県立笠間陶芸大学校の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

設 備 の 種 類	単 位	金 額
小 型 電 気 炉 高 温 酸 化 焼 成	1 回	4,070円
小 型 電 気 炉 高 温 還 元 焼 成	1 回	5,720円
小 型 電 気 炉 低 温 焼 成	1 回	2,420円
ポ ッ ト ミ ル	1 日	600円
フ レ ッ ト ミ ル	1 日	1,530円
ジ ョ ー ク ラ ッ シ ャ ー	1 時 間	1,000円
真 空 土 練 機（大 型）	1 時 間	770円
真 空 土 練 機（小 型）	1 時 間	230円
精 土 一 式（大 型）	1 回	6,730円
精 土 一 式（小 型）	1 回	660円
ス タ ン プ ミ ル	1 時 間	120円
セ ラ ロ ー ラ ー	1 時 間	120円
油 圧 式 圧 縮 試 験 機	1 時 間	120円
曲 げ 試 験 機	1 時 間	230円
自 動 乳 鉢	1 時 間	120円
サ ン ド ブ ラ ス ト	1 時 間	990円

混	練	機	1 時 間	880円					
ラ	バ	ー	プ	レ	ス	1 時 間	1,000円		
簡	易	分	光	色	差	計	1 時 間	560円	
マ	イ	ク	ロ	ス	コ	ー	プ	1 時 間	880円
真	空	かく	攪	はん	拌	機	1 時 間	990円	
石	膏	原	型	ロ	ク	ロ	1 時 間	990円	

付 則

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成31年4月1日から、第2条及び付則第3項の規定は同年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の茨城県立笠間陶芸高等学校の設置及び管理に関する条例の規定は、第1条の規定の施行の日以後における使用に対して徴収すべき使用料の額について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の茨城県立笠間陶芸高等学校の設置及び管理に関する条例の規定は、第2条の規定の施行の日以後における使用に対して徴収すべき使用料の額について適用する。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第42号議案

茨城県建築基準条例の一部を改正する条例

第1条 茨城県建築基準条例（昭和36年茨城県条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第18条の3」を「第19条」に、「，旅館，老人ホーム，児童福祉施設等（第19条・第20条）」を「及び旅館（第20条）」に改める。

「第4節 ホテル，旅館，老人ホーム，児童福祉施設等」を削る。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第19条の次に次の節名を付する。

第4節 ホテル及び旅館

第27条第1号中「第112条第14項第1号」を「第112条第13項第1号」に改める。

第41条第1項及び第3項中「第112条第14項第2号」を「第112条第13項第2号」に改める。

第42条第1項及び第43条中「第112条第14項第1号」を「第112条第13項第1号」に改める。

第44条第1項第1号中「第112条第14項第2号」を「第112条第13項第2号」に改める。

第46条の2中「第112条第15項」を「第112条第14項」に、「同条第16項」を「同条第15項」に改める。

第47条中「第85条第5項」の次に「及び第6項」を加え、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改める。

第2条 茨城県建築基準条例の一部を次のように改正する。

目次中「第13条の3」を「第13条の2」に改める。

第13条の3を削る。

第18条の3中「除く。」を「除き，天井のない場合にあつては，屋根とする。」に改める。

第46条の2の2中「，第13条の3（階段に係る部分を除く。）」を削る。

第47条の見出し中「仮設建築物」を「仮設建築物等」に改め，同条中「仮設興行場等」の次に「，法第87条の3第5項に規定する興行場等並びに同条第6項に規定する特別興行場等」を加える。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から，第2条の規定は規則で定める日から施行する。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第43号議案

茨城県工業用水道条例の一部を改正する条例

茨城県工業用水道条例（昭和41年茨城県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改め、同項の表中「47円」を「45円」に、「61円」を「56円」に、「94円」を「90円」に、「122円」を「112円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項中「100分の108」を「100分の110」に改める改正規定及び付則第3項の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 平成31年4月1日前から継続している県工業用水道による給水で、同日から同月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。
- 3 平成31年10月1日前から継続している県工業用水道による給水で、同日から同月31日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第44号議案

茨城県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

茨城県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年茨城県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表茨城県立中央病院の項中「^{くう}歯科口腔外科」の次に「その他の病院事業管理者が定める診療科目」を加え、同表中

茨城県立こころの医療センター	笠間市旭町旭崎654番地	精神科，児童精神科，心療内科，神経内科	を
	茨城県立睡眠医療クリニック	水戸市大工町1丁目2番3号	
茨城県立こころの医療センター	笠間市旭町旭崎654番地	精神科，児童精神科，心療内科，神経内科その他の病院事業管理者が定める診療科目	に
	茨城県立睡眠医療クリニック	水戸市大工町1丁目2番3号	

改め、同表茨城県立こども病院の項中「小児形成外科」の次に「小児整形外科」を、「放射線科」の次に「その他の病院事業管理者が定める診療科目」を加える。

第3条中「病院事業の管理者（以下「病院事業管理者」という。）」を「病院事業管理者」に改める。

第4条第1項第1号の表中「19,820円」を「20,190円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「7,560円」を「7,700円」に改め、同項第2号の表中「2,380円」を「2,420円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「5,730円」を「5,840円」に改める。

付 則

（施行期日）

- この条例中第2条第2項の表及び第3条の改正規定は平成31年4月1日から、第4条第1項第1号の表及び同項第2号の表の改正規定並びに次項の規定は同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例（第4条第1項第1号の表の改正規定に限る。）による改正後の茨城県病院事業の設置等に関する条例第4条第1項第1号の表の規定は、平成31年10月1日以後における診療に対して徴収すべき診療料の額について適用する。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第45号議案

茨城県水上安全条例の一部を改正する条例

茨城県水上安全条例（昭和48年茨城県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（小型船舶の操縦者の遵守事項）

第4条の2 小型船舶（船舶のうち船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第2条第4項に規定する小型船舶に該当するものをいう。以下この条において同じ。）の操縦者は、水域において、小型船舶により、人を乗せたゴムボート、水上スキーその他これらに類するもの（以下この条において「ゴムボート等」という。）をえい航するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適切な見張りをすることができる者を同乗させることその他当該ゴムボート等に係る者の状況を常に把握するため必要な措置を講ずること。
- (2) 当該ゴムボート等に係る者に公安委員会規則で定める救命胴衣を着用させること。ただし、当該救命胴衣を着用させることを要しない場合として公安委員会規則で定める場合を除く。
- (3) 当該ゴムボート等に係る者が水域に転落し、又はゴムボート等が他の船舶等その他の物件と衝突することのないよう安全な速力で航行すること。

第6条の見出し中「指示」を「指示等」に改め、同条中「前2条」を「前3条」に、「講じる」を「講ずる」に改め、同条に次の1項を加える。

2 警察官は、前項の規定による指示をするため必要があると認めるときは、水域を航行する船舶を停止させ、及び当該船舶の操縦者その他の乗務員に対し質問することができる。

第7条の見出しを「(酒気帯び操縦等の禁止)」に改め、同条中「酒に酔い、又は薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で」を「酒気を帯びて」に改め、同条に次の1項を加える。

2 操縦者は、水域において、薬物の影響により正常な操縦ができないおそれがある状態で船舶を操縦してはならない。

第7条の次に次の1条を加える。

（危険防止の措置）

第7条の2 警察官は、船舶に乗船し、又は乗船しようとしている者が、前条第1項の規定に違反して船舶を操縦するおそれがあると認められるときは、次項の規定による措置に関し、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができる。

2 警察官は、前項の検査を行った場合において、当該船舶の操縦者が前条第1項の規定に違反して船舶を操縦するおそれがあるときは、その者が正常な操縦ができる状態になるまで船舶を操縦してはならない旨を指示する等、水域における危険を防止するため必要な応急の措置を講ずることができる。

第14条を次のように改める。

（罰則）

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に違反した操縦者で、その操縦をした場合において酒に酔った状態（アルコールの影響により正常な操縦ができないおそれがある状態をいう。）にあつたもの
- (2) 第7条第2項の規定に違反した操縦者
- (3) 第12条第1項の規定に違反した操縦者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に違反した操縦者で、その操縦をした場合において身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったもの
 - (2) 第8条の規定に違反した操縦者
 - (3) 第11条第2項の規定による標識をみだりに移転し、又は損壊した者
 - (4) 第12条第1項の規定に違反した船舶の乗務員（操縦者を除く。）
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- (1) 第6条第1項の規定による警察官の指示に違反した操縦者
 - (2) 第7条の2第1項の規定による警察官の検査を拒み、又は妨げた者
 - (3) 第10条の規定に違反した者
 - (4) 第11条第1項の規定による制限又は禁止に違反した操縦者
 - (5) 第12条第2項に規定する報告をしなかつた者
- 4 第9条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。
- 付 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第46号議案

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、下記のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

記

- 1 契約の目的 包括外部監査及び当該監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 平成31年4月1日
- 3 契約金額 1,650万円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、契約の定めるところにより概算払をすることができる。
- 5 契約の相手方 住所 水戸市見川2丁目67番地の72
氏名 蛭田 清人
資格 公認会計士

平成31年2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第47号議案

霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用に係る関係市町村の負担額について

下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の10第1項の規定により県が行う霞ヶ浦常南，霞ヶ浦湖北，霞ヶ浦水郷，那珂久慈，利根左岸さしま，鬼怒小貝及び小貝川東部流域下水道の維持管理に要する費用について，同法第31条の2第1項の規定により関係市町村に平成31年度分として負担させる金額は，それぞれ下記のとおりとする。

記

龍ヶ崎市	368,933千円
牛久市	346,013千円
つくば市	1,454,375千円
稲敷市	11,206千円
河内町	13,299千円
利根町	59,018千円
土浦市	906,255千円
石岡市	220,005千円
かすみがうら市	165,854千円
小美玉市	108,891千円
阿見町	392,530千円
潮来市	273,117千円
行方市	41,802千円
水戸市	526,231千円
日立市	353,211千円
常陸太田市	107,798千円
ひたちなか市	261,303千円
常陸大宮市	62,075千円
那珂市	186,686千円
大洗町	71,877千円
城里町	33,661千円
東海村	192,797千円
ひたちなか・東海 広域事務組合	15,385千円
古河市	114,506千円
坂東市	62,064千円
境町	196,253千円
下妻市	193,779千円
常総市	56,882千円

筑西市	222,573千円
八千代町	44,929千円
桜川市	119,403千円

平成31年 2月27日提出

茨城県知事 大井川 和彦